

第八十四回国会 参议院社会労働委員会会議録第十三号

昭和五十三年五月九日(火曜日) 午前十時二十一分開会

委員の異動

四月二十八日

齋藤 十朗君

補欠選任

齋藤 十朗君

大谷藤之助君

五月二日

齋藤 十朗君

補欠選任

大谷藤之助君

齋藤 十朗君

出席者は左のとおり。

委員長 和田 静夫君
理事 遠藤 政夫君
佐々木 満君
片山 甚市君
小平 芳平君

委員

石木 茂君
上原 正吉君
亀長 友義君
齋藤 十朗君
玉置 和郎君
福島 茂夫君
森下 泰君
高杉 勉忠君
広田 幸一君
安恒 良一君
渡部 通子君
小笠原貞子君
柄谷 道一君
下村 泰君

委員以外の議員
発議者 片山 甚市君
柄谷 道一君
発議者 柏原 ヤス君
閣議 小沢 辰男君
藤井 勝志君

政府委員

厚生大臣官房長 山下 眞臣君
厚生大臣官房會計課長 持永 和見君
厚生省公衆衛生局長 松浦十四郎君
厚生省社会局長 上村 一君
厚生省児童家庭局長 石野 清治君
厚生省年金局長 木暮 保成君
社会保険庁年金保険部長 大和田 潔君
労働大臣官房會計課長 加藤 孝君
労働省職業安定局長 細見 元君
局失業対策部長 今藤 省三君
事務局長 常任委員会専門員 今藤 省三君

説明員

社会保険庁長官 正木 馨君
官房総務課長

本日の会議に付した案件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公衆浴場法の一部を改正する法律案(柏谷照美君外九名発議)

○戦時災害援護法案(片山甚市君外四名発議)

○母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)
○児童福祉法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)
○母性保障基本法案(柄谷道一君外一名発議)
○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度等に関する調査(低所得者の福祉対策に関する決議の件)

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○片山甚市君 今国会における衆参両院を通じての審議を見てみますと、年金制度基本構想懇談会、年金懇の中間意見、これは昭和五十二年十二月十三日に提起されておりますが、の諸問題を見ますと、国民皆年金を目指すのが、の諸問題の確立に大きな意味を持つと考えるのであります。これがとどまらず、各種の諮問機関の答申、提言、各界の建議など、今日出るべき意見は出尽くしていると考えます。政府として現状をどう認識をして、これからまだ検討をするというふうなことで引き延ばす段階ではない、こういうふうな考えるのでありますが、いままでは審議会、あるいはそれぞれの諮問機関、提言等について参考にせられて、日程として技本改正についてどのように進められるのか、まず構想についてお聞かせを願いたいと思っております。

○國務大臣(小沢辰男君) おっしゃるように、基

本懇、あるいは制度審等から年金制度改革についての御意見をいただいておりますし、それぞれ各党からもナショナルミニマムというものを考えているところだということも御提案等も承っております。まさにこれらの各界各層の御意見を承りながら、私どもは技本改正を断念しなければならぬ時期だと考えておりますが、御承知のように、年金財政というものは、相当長期的に見通しを立てていかなければいけませんので、遺憾ながら相

当の期間を与えていただきませんと、最終的なこの方針が決まらないという実情でございます。私どもは、今年いっぱいをお借りいたしました。何とかその基本的な方向だけでも決めたこと、かように考へまして、これから鋭意それぞれの御意見を検討させていただきまして、私どもの基本方針を固めていきたい、その方針を得まして技本改正の成案を得る、こういうつもりで鋭意努力をいたしておるところでございます。

○片山甚市君 そういふように、まだ検討する余裕がある、こういうことでは意欲が非常に乏しい、こういうふうに考へますし、非常に残念であります。

各種の公的年金の加入者数、それで、そのうち幾らが厚生省管轄になるのか、こういうふうに見てみますと、大体四二・四%、厚生年金、国民年金が四七%、船員保険が四%というふうに思っています。そうすると、全体の九〇%強を占める年金加入者を管轄している厚生大臣が、これだけたくさん提言が出され、審議会からの答申を受けておいて、これについて具体的にまだ案がでさず、こうおっしゃるのですが、それならば、足元すくじその日からの問題で、私がいま提案をしておりますところの四千円では特例納付金は高いではないか、もう少し引き下げたらどうか、あるいは在職老齢

年金打ち切りについて、せめて一般の民間の所得を得ておる人の十五万円程度にまで引き上げて、打ち切りをもう少し緩和したらどうか、こういうことについても当面の問題として解決してない、技術もしていないということであれば、これは厚生省が熱意を入れてやっておくべきでないと思う。そういうことで、厚生大臣も御承知のように、数年後には国際的な水準にいわゆる成熟度が達すると言われるのが年金制度については、もう少し突っ込んで、それらことしといつぱりに骨格と言わないで、どれとどれを出していく、こういうことについての決意を承りたいんです。

○國務大臣(小沢辰男君) 無年金対策につきましても、保険料の面で御意見はいろいろいただいておりますが、私どもとしては、三回目の無年金者対策については、どうしても従来とのいろいろな関連、あるいは今後の国民年金の健全な発展等を考えまして、御提案申し上げるような線で御理解をいただきたいと思っております。また、在職老齢年金の御指摘の点につきましても、このたびは相当の改正をいたしておるわけでございますが、なお、不十分な点については今後とも一層努力をまいります。

なお、御指摘のように、どうもまだ根本改正の案もできていないのはなほだ遺憾ではないかという御意見でございますが、何分年金制度というものは非常に長期的な見通し等も必要でございますし、しかも、国民の負担等の問題も十分考えていかなければならない点でございますから、しばらくはお検討させていただきたいと申し上げておるわけでございます。少なくとも、来年の通常国会には私どもの考え方を御提示したいということでも鋭意検討をいたしております。また、懇談会等も審議を再開していただいておりますので、御意見を十分参考にいたしながら、今後の年金制度の改善の方向について鋭意真剣に努力をまいりますから御了承いただきたいと思っております。

○片山基市君 いまのところ、具体案を示される

のは来年の通常国会にならう、こういうことであります。それはどの程度の提案がなされる予定ですか。

○國務大臣(小沢辰男君) 法案の形で御提案は、いまのところ私自信がございませんが、少なくとも国会で私どもの考え方の基本はお示しできるだろうと思っております。できれば法律改正の方向まで持つていきたいと思いますけれども、まだ現在検討中でございますから、いま慎重に実はお答えをさせていただいているわけでございます。少なくとも基本方針だけはお示しができるようにいたしたい、かように考えております。

○片山基市君 そうすると、年金が成熟化してきた、こういうことでまず問題がありますのは、婦人の問題でありまして、わが国のいわゆる年金を見てみますと、一つは、被用者の年金の中の遺族年金の水準の設定及び支給要件について、二つ目には、任意加入者とそのでない者との間で将来の年金給付の保障に大きな開きが生じていること。異なる世帯、いわゆる単身者、夫婦あるいは子供の世帯累計間で給付水準に不均衡があること。四つ目に、国民年金に任意加入していない婦人が高齢で離婚した場合、年金の保障がない、こういうことについては、すでに論議をされてきたことでもあります。

年金懸の中間答申では、国民年金で言えば、婦人に対し個人保障の年金給付をせよ。二つ目には、いわゆる扶養者年金の世帯保障の性格を強め、被用者の妻を被用者年金での保障などということをおっしゃっています。抜本的な改正に向けて、いま申しました問題について所見を述べてもいい。具体的にどういうようなプロセスで進んでいくのか。

○政府委員(木暮保成君) ただいま先生が御指摘になりました、婦人の年金権に関する四つの問題点につきましては、私ども、これからの年金改正にはぜひ取り組まなければならないというふうに考えておるわけでございます。

ただいま先生の中された基本懸の中間意見でも、この点はかなり議論を詰めていただいております。この点はかなり議論を詰めていただいております。この点はかなり議論を詰めていただいております。この点はかなり議論を詰めていただいております。

○片山基市君 局長の方のお答えを聞いておると、矛盾点について、困難点について御指摘がございました。いま調査してある、こういうこと、こういう御意見があるんだから十分に御聞きをして、政府としてどういう方向で具体案をまとめ

られるのか、これについて、もう一歩突っ込んで
答弁を願わないとこれはわかりませんから、御答
弁願います。

○政府委員(木暮保成君) 現在の段階では、ただ
いまの先生の御質問にお答えするところまで私ど
もの検討はいたしておらないわけでございます。

いまの四つの問題も、年金体系全体に関連をい
たします問題でございますので、全体的な体系の
問題と一緒に選択をしなければならぬというふう
に考えておられるわけでございますが、大臣
からも早く方向を出すようにという指示をいた
しておられるわけでございますが、できるだけ早い機
会に方向を固めて御批判をいただくようにしたい
というふうにお思っております。

○片山基市君 長期的な展望に立つてどうするか
ということについては、まだ結論を得ていない、
ここで述べることができないということでありま
すから、大臣が言ったように、来年の通常国会ま
での間に広く意見をまとめたというふうでありま
すから、いわゆる素案をつくって多くの人に判断
を求めようというふうにしてもらいたい、大臣よろ
しゅうございますか。

○国務大臣(小沢辰男君) よろしゅうございま
す。

○片山基市君 そういたしますと、目の前にある
問題ですが、各種福祉年金の問題ですが、年金制
度全体が給付がばらばらであるとともに低いとい
うこともあり、憲法二十五条で言う健康で文化的
な生活を行うということになっておりません。こ
れは、もう厚生省認めておるところでありませ
んが、年金を不労所得という考えや、うまく金を
もらっているような考えを持つなら別であります
が、私たちは、低所得者、特に身寄りのない老人
には日々の生活の支えであると考えられるわけで
ありますから、この問題についていわれる各種福
祉年金について、どのように引き上げていくのか。
これについて当面の問題、抜本改正でなくて、い
まある数少ないと言いませんけれども、この問題に
ついて、まず基本的な考え方を聞ききたいと思

います。

○政府委員(木暮保成君) わが国の年金制度、基
本的にはかなりの水準を目指すとどこまで来た
というふうにお思われるわけですが、ただいま御
指摘のございました福祉年金あるいは五十年年金、
十年年金といったような経過年金につきましては
は、必ずしも十分な水準になっていないわけでご
ざいます。福祉年金につきましては、ここ五年間
ぐらいい間にできるだけの引き上げを図ってまい
ったわけでございますが、実は、それが壁に突き
当たってしまったというところでございます。壁に
突き当たったと申しますのは、一つには、福祉年
金が五十年年金、十年年金とほとんど額が違わな
いところまで来てしましまして、これを引き上げま
すと五十年年金、十年年金を突き上げていく、さら
には十一年年金以上の年金に引き上げても年金額
を引き上げなければならぬ。年金体系全体の問
題に影響するところまで来たわけでございます。

一方、現在、福祉年金に要します予算は九千億
円になっておられるわけでございますが、月額千円を
上げますのにも六百億近く金がかかるというこ
とで、財源的にも難関に突き当たっておられる
わけでございます。この点につきましても、基本
な御議論をいたしたいわけですが、基本
懸念といたしましては、やはりこの経過年金の引き
上げというものは緊急にやるべき問題の一つであ
るというふうな位置づけをしていただいております
でございます。ただいま申し上げました二つの点
につきましても、一つは、これ以上福祉年金を引
き上げると年金体系全体に影響を持つという点に
つきましても、経過年金というところでございま
す。また、恒久的な年金体系全体の問題として
も、急激的な引き上げというふうな便法と申しま
すか、そういうものをぜひ考えていかなければい
けないという御指摘をいただいております。財
源につきましても、一般会計で引き上げ
るのには、これは確かに限度があるであろうと
これにつきましても、特別な財源対策を考えて
いこうという御意見をいただいております。

ますが、さらに基本懸念でも詰めていただきま
して、できるだけ早くこの点につきましても結論を
出したいというふうにお思っております。

○片山基市君 審議会とか年金懸念に頼り過ぎる感
じがある。私は、現在のいわゆる高齢者、こうい
う方々を守っていく。若い世代にそういう責任負
担をする、こういうことをちゃんと責任を負
担する、金が噴いていくような話、どこかあるよ
うな話ばかりしますけれども、使えばなくなるの
でありますから、この問題については税金と掛金
と、こういうことで賄っておるのであります。こ
れからの政府の考え方は、どういう考えに立ち
ますか。

○国務大臣(小沢辰男君) 私、先生のおっしゃ
ったような方向が、経過年金についてはやはり必
要な方向ではないかという物の考え方をいたしてお
ります。やはり、一般の税金と、それから若い者
が、現実的に年金に入り得なかつたこの福祉年金
対象者について、ある一定額を負担をして、そし
て老後の所得保障として、ある程度いわば制度審
御提言のあるような基礎年金の額まで引き上げ
ていきたいなあと私は考えておられるわけござ
います。これは今後全体の体系を検討して方針を決
める際に、やはり決めてまいらなさいかぬもの
でございます。それから、いま私は余り勇ましいこと
を言いませんが、また実現できなかったというよ
うなことになっていけませんし、しかし、どう
してもそうあるべきじゃないかなあという、私は
信念と申しますか、考えを持っておられるわけ
でございます。なお、お学者やあるいは懇談会
の他の先生の意見も十分聞きまして、そのや
り方等詰めてまいりたいと、かように考えて
おるところでございます。

○片山基市君 先ほど申しましたように、遺族年
金の問題、政府の方から出してもらった寡婦加算
にも関係しますが、その問題とも関連するん
です。老齢福祉年金の受給者の数を見ますと、
昭和五十一年三月で四百十二万四千人と、こ
ういふことになっておいて、今日、五十三年三月
では

三百七十一万七千程度と推計され、六十五年
には、八十七万ぐらいに減っていくことになる。こ
れは老齢福祉年金に関する限り言えば、死に絶え
るのを待つという考えですか。あしたすぐにも
このことについて改善を願っておく。一つの物差
しです。政府の物差しです。減っていくん
ですからね。これは大臣、先ほどの遺族年金の
ことをちょっと答えてもらったんですけれども、私
の説明の中で、七割給付をしようじゃないかと、
こういうことであつたのが、他の年金制度との関
係があるということ、あなたの方が折れたとい
うことになっておる。もう一つは、これは老齢福
祉年金は、やはり生活に、所得に値しない。これ
について、速やかに来年度に向けて、特別に検討
を加えてでも対処する、こういうことに努力を願
えませんか。私は何かいらないな審議会を
つくれということをおっしゃるのでもなくて、そ
ういふようなものを当面、老齢福祉年金は順々に減
っていくのですから、死ぬまで待とうというので
ないという姿勢であれば、すぐにとりかかっても
らう、これについての給付の問題、あり方、こ
れは抜本改正でないのです。抜本ではないのです
よ、これ。抜本はちょっとかかるというのだけ
で、これだけでもまずさう約束してもらって、
最大努力するというので、できませんでし
ょうか。老齢福祉年金に対する、死に絶えていくま
で待たないで、大体生活のできるように、どうする
かということについては特別に出してもらいた
い。

それからもう一つは、遺族年金七割を申し上げ
たのについて、他の問題等ありますが、これにつ
いての検討を加えてもらいたいということをお申
し上げますが、いかがでしょう。

○国務大臣(小沢辰男君) 前段の福祉年金につ
いては、そうありがたいと私も念願をいたしてお
ります。ただ、ここでも来年度予算編成前ござ
いますので、いま直ちに先生にお答えして、そ
うやりますとはっきり言えないわけでございます。残念
でございますけれども、そうありたいと思つて最

大の努力をいたしたいと思ひます。

それから、遺族年金の七割問題でございますが、これはまさに根本的な年金制度全体の体系にも絡みますので、これはひとつやはり根本改正の方針決定まで留保させていただきますと思ひます。

○片山基市君 遺族年金の問題は、私どもの方の安恒委員からもいろいろな角度から申し上げたはずであります。とにかくどちらにいたしましたとしても、この問題は、年金が国民のだれも等しく保障される状態ができるまでの間の矛盾点、先ほど言いましたように扶養者の妻、国民年金に加入していない妻、それそれについて、すべて矛盾点がありますから、抜本的改正が先ほど申しますように将来に延ばされるならば、一つ一つの問題について可能な限り拾い上げていくのは妥当だと思ひます。それを全部直すまでということになれば、そのときにはまた新しい矛盾が出てくるのじゃないか、こう思ひますから、先ほど申しました老齢福祉年金に対する改善について、特別の期間を設けるなり措置をするなりして、改善を図っていただきたいと思います。

○國務大臣(小沢辰男君) 私、御意見のとおり努力をいたしますと、先ほど申上げたつもりでございます。

○片山基市君 なかなかむずかしそうですが、そこで、実は年金額の額上げに関する問題ですが、物価スライドの時期が昨年末、厚生年金が六月、国民年金が七月となっております。福祉年金についても、その改定時期を早め、四月実施ということ、いわゆる厚生大臣の勇断、実施可能な政策スライドをやるべきではないかと、福祉年金についてこそ早めて支給されるべきじゃないかと思ひますが、また厚生年金、国民年金の改定時期を早めることは事務的に困難だと言われているのですが、それならば毎年改正せずに、四月なら四月にするという制度を決めてやれないか、こういうふうに考えます。それには、実は事務体制というものが裏づけられなければならないのですが、共

済組合の場合は追給をする、それは何かということ、そういうような事務体制ができておるから追加して適及できる、こういうことになっておると思ひます。四月では物価の問題、あるいはその他の見直しの問題で予算措置が無理だと、こう言うのならば、予測をして、まず決めて、秋に手直しをする、こういうことはできないか。まず四月に決めておいて、それから八月、九月に手直しをする、こういうことはできないか、こういうことを申し上げるのです。そのためにはどうしても年金の、いわゆる背番号的なコンピューター化をしないと、これはなかなかできない、こういうふうに言われているのですが、厚生省はどう考えますか。

○政府委員(大和田潔君) 事務的な面につきまして御説明申し上げますが、ただいま先生おっしゃいました四月という問題は、これちょっと制度論になりませんが、現行のままで申し上げますと、スライド率がわかりませんのは何と申し上げても四月の下旬から五月といったようなことになりまますと、私どもの方はプログラムとの関係から、先生おっしゃいましたように、一カ月半、六月の半ばまでどうしてもプログラムでかかる。その間は新規裁定とかあるいは失権、年金額の変更といったものがストップしてしまふ。それを六月十五日つまり一カ月半のプログラム作成の時期を見まして、その後六月十五日からスタートいたしました二十日間を仕上げなければ八月の支払い期に間に合わぬという、こういったような問題がございます。現行のままであれば、おっしゃいましたように、物価スライドをいまの六月からさかのぼらせるということとは不可能ということになっておるわけでございます。

○政府委員(大和田潔君) 現在の事務体制では、六月より早くスライドを実施することができないというのを、先生からの御提案は四月にさかのぼるといふことになっておいて、実際には十月なり十一月なり差額の形で出せばやれるんじゃないかというところかと思ひますが、この問題につきましても現在の事務体制では差額を後から出すということがまだできるところまで整備されておるの、そういう実施体制との関連をならみながら検討させていただきますというふうに思ひます。

かということかと思ひますが、この問題につきましても現在の事務体制では差額を後から出すということがまだできるところまで整備されておるの、そういう実施体制との関連をならみながら検討させていただきますというふうに思ひます。

○片山基市君 私は十月に支払ってほしいというのではありませぬ。四月に予測したいわゆるスライドをしておいて、それで十月に調整をすれば四月一日から改正ができるではないか。それをすのには、いわゆる電算機を入れないとできないのではないかと。コンピューターを入れてしなきゃならぬじゃないか。そういうことまでして、全部年金について体制を整える用意があるのか。先ほど厚生省は、日本の年金の加入者の九〇%を持っておるのではないかと申しておるんです。あなたの方がやる気になればできるはずでしょう、人任せでなければ。窓口ということになりますと、支払いは郵便局でしょう。そのことについて問題はなんでしょうね。支払いの問題は、厚生省だけが決めてやれるんですか。あらゆる形で郵便局の方の、郵政省の方のお手伝いを得てやっておるんです。そうすると、郵便局の方も結局コンピューターを今度入れて動かすことになっていきますね。そういうことについて厚生省と郵政省とが手を組んで、どういうように早めて支給するかというふうな工夫は、大臣、とられませんか。片一方は郵便貯金いろんなものでコンピューターを入れようとおる。そして、年金についてはいろんなことありますから、ちゃんと台帳つくりかやいなぬ、こういうことになりまますと、相当大きな機械化をする、事務量をはけるようにしなきゃならぬ。そのためには予算を組まなきゃならぬと思ひます。が、大臣、そのようなお考えはありますか。

○政府委員(大和田潔君) いま先生お話しのように、郵便局はどういうふうな関与をしているかというところにつきまして御説明申し上げますと、郵便局は年金の支払い機関として銀行と同時に、並行いたしました。郵便局も支払い機関という形で

もつてお願いをしておる。したがって、郵便局につきましても事務量というものにつきましても、郵政省自体が非常に問題にしておるわけでございます。まして、こういった先生たいま申されましたように、一たん仮払いをして、さらに精算払いをするというふうな形のものにいたしますと、郵便局の方もとても対処できないという、こういうようなことになってくるのではないかと、こういうふうに私も考えております。

○片山基市君 大臣、これよろしいですか。

○國務大臣(小沢辰男君) 現在非常に困難だといふのは、実は年金受給者がどんどんふえてまいりますので、それに追われているという実情が一つございます。これを解決するためにオンライン化を計画をいたしております。これが大体前期が五十六年、五十九年に全部完成と、こういうことになっております。それができました場合、また郵便局の方も御承知のとおりオンライン化の全国的なあれを進めておりますから、これができ上がりますと私はいまのいわゆる一般年金受給者の増加に対応する事務処理が非常に円滑にまいりますから、おっしゃるような問題についても解決をすることができいくんではなからうかと思ひます。その辺のところは、大変遅くなつておつて恐縮なでございますが、なかなかオンライン化の全国的な確立ということが相当の時期がかかってまいりますので、もちろん予算等の折衝において今後努力して少しでも縮めたいと思ひますけれども、そういう実情でございますから、御理解をいただきたいと思います。

○片山基市君 四月にとかく福祉年金を支払えるようにしてもらいたい。それほど少ない金額でありましても、年金支給について早めてもらいたいというの、生活費であります。いわゆる所得として、生活をするに必要の糧として受け取ってもらいたい。そのためには、どうしても事務のいわゆるスピーディーな処理をしなければならぬ。そのための努力が五十六年、五十九年、もう

昭和六十年にならないとやらないというんですから、ゆっくりしていますね。抜本改正というものもそういうふうな中でデータが出てまいろう。

私はそういうふうな意味で、次の問題で、物価スライドの問題です。これはいわゆる安定成長期に入りまして調整をするということになります。そうすると、財政再計算期は昭和五十一年から五年ですと昭和五十六年になるんですが、いまのような情勢の中で一年でも早めていわゆる調整をしてもらいたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(木暮保成君) 前回の財政計算は、ただいま御指摘のございましたように昭和五十一年度になりましてございまして、法律では少なくとも五年に一遍ということでございますので、五十六年にはやらなければならぬというふうになるわけでございます。過去の財政再計算を見ますと、五年たつてやっておるというはむしろ少うございまして、四年目ぐらいにやっておるということが多いのでございますが、御承知のようないくつかの後の変動が激しい時期には、三年目にやつたということもあるわけでございます。現在の段階では、賃金とか物価の動向から言いますと再計算をどうしてもやらなければならぬというふうな判断はしてないわけでございますが、一方、先ほど来お話しのごさいます年金の大改正の問題でございますが、遺族の問題にしろ何にしろ、すべて財政再計算をしなければならぬ問題でございます。そういう社会、経済情勢の今後の推移とか、あるいは年金改正問題の煮詰まり等を勘案いたしまして、次の財政再計算を決めたいというふうな考えでございます。

○片山基市君 次の財政再計算時期を早めてもらいたい。理由は、私たちとしては、物価が一%上がったもそれを計算するというカナダの例もありますけれども、私たちとしては、もうどうしていいまのよう物価スライドになりますと一年ずつおくらせて支払うのでありますから、そういうことになりましてらどうして再計算の時期をこの時

期に早めて実施をしてもらいたい、そのことが私たちの生活を守ることになる、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 各国のスライドのやり方はいろいろございまして、わが国は五%でございますし、また四半期ごとというところもございましては厚生年金部会でもかなり御議論をいたしておりまして、物価スライドがいいのか、あるいは賃金スライドの要素を入れるべきではないか、というふうな御議論をいただいておりますが、これは次の改正を目指しまして検討をさせていただく予定になっておりますので、ただいまの御指摘も踏まえまして検討させていただきますと思っております。

○片山基市君 私の意見についてはどうも、早めということについては意味が十分に理解をしておもらえないようでありまして、もう一度言っておきますが、物価スライドという形になりますから、物価上昇がある限りそれはちゃんと再計算をして保障されるべきだ。賃金でございませぬ、物価についてもちゃんとしてもらいたい、こういうことを申し上げて、含んでもらいたいと幾ら申し上げても、計算の事務ができないのでありますから、私の意見を申し述べておきますから、それで次に移ります。

無年金者の問題ですが、これはいわゆる現状は、有資格者の状況及び所得水準について統計的にどうなっておるか、こういうことについてお聞きします。

○政府委員(大和田潔君) お答え申し上げます。無年金者がどの程度おるかという問題が一つございまして、これにつきましては、一応私どもは百万という予定をいたしておるんでございまして、これらの無年金者の実態につきまして、どういふ所得階層になっておるかという問題を私ども一番実は問題にしておるわけでございます。これをどう調査するかというのが実は非常にむずかしい

ございまして、私も、いままでも無年金者の実態として把握いたしましたのは、ただいま申しました百万といった数を把握いたしましたのが精いっぱいのことでございますので、所得につきまして具体的な把握はできておりません。申しわけないこととございまして、そういう状態でございます。

○片山基市君 年金を当然受けるべき資格がある者で受けてない者が約百万だと推定をする、こういうことで、所得水準ということについても把握をしてない、こういうこととございまして、特に、都市部と農村部のいわゆる納付組織というか、そういうことはどういふことになっておりますか。

○政府委員(大和田潔君) 農村部につきましては、比較的人口移動が少ないというふうな観点から、無年金者が少ないわけでございますが、その納付組織は、たとえ国民年金委員であるとか、あるいは文字どおり納付組織、つまり納付組織のようない組織というものがございまして、そこで保険料を集められるというふうなケースが多いようでございます。

それから、都市につきましては、人口移動が激しゅうございまして、したがって、なかなか納付組織というものがなじまない。結局、納付書方式といいますが、市役所あるいは区役所等から納付書というものを個々に差し上げまして、それによりまして銀行、郵便局等から保険料を納めてもらう。その間、国民年金委員あるいは集金人といった人たちが各戸を回りまして集金をするといったようなことも並行してやっておるわけでございますが、実態は、いま申しました、具体的に個々の人たちに納付書を発行いたしました、個々の方から納めていただくといったような実態が多いというふうな私どもも把握しております。

○片山基市君 無年金者の中には、医者はおられますか。

○政府委員(大和田潔君) 実は、先ほどの御質問の無年金者のやはり実態のあれでございますが、無年金者の職業というのなかなかつかめないでございまして、したがって、お医者さんもちろなおられると思うわけでございますが、どういったような方々がそこどの程度おられるかということにつきましては、ちょっと把握いたしかねておる状況でございます。

○片山基市君 所得の低い者が大体無年金者になっておるというふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○政府委員(大和田潔君) 必ずしもそういうふうなことではないというふうな私どもは聞いております。

○片山基市君 そうしますと、今回特別納付措置をとって年金加入をさせる、こういうことになりましたけれども、諸般の事由で納付が困難な者への配慮がなされておらない、また無年金者の解消を日常的にどう図っておるかということについて、いまお聞きをいたしましたも明確にならない。そして、こういうような措置をとりまして、これから無年金者ができるような仕組みになっておる、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(大和田潔君) 無年金者の解消は、今回の特別納付というものを機にいたしました、私も最大限の努力をするということでございまして、いろいろやり方があるかと思っておりますけれども、一般的には当然のこととございまして、呼びかけ、一般的に広報というものを呼びかけておる。これは、こういった特別納付という制度がある、いまこれに入らなければ年金権が確保できないということを繰り返して申し上げたいと思っておりますが、さらに個々に、これは未適用者、つまりこの制度に入っていないという人もございまして、それから被保険者になっておりながら保険料を納めておられないという方もおられるわけでございますが、そういう方々に対してはそれそれの方法、たとえば未適用者につきましては住民台帳というものと照合してみることかというふうなことで把握をするとか、あるいは未納者に

ストをつくりまして呼びかける、個々に呼びかけましてそういった無年金者というものがなくなるような最大限の努力を私どももしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○片山基市君 実は、ほかのことを聞きたいんですが、時間が制約されていまして少しはしりませんが、せんだって安恒委員の方からも指摘しました特例納付金の貸し付けの問題について、どのような措置をとって解消を図るのか。私の方では、四千元というのはいくらに高いというか無理である、こういう立場をとっておるのでありますけれども、これについて具体的に、新しく納付金を納めていただく方々に対する措置を説明してもらいたい。

○国務大臣(小沢辰男君) 安恒委員にもお答えをいたしましたように、低所得者の方で保険料納付に非常な支障を来たすという方々がございまして、ぜひこの際無年金を解消して年金に入りたいという人がございましたときには貸付制度を実施していきたいと思っております。

ただ、その際にも申し上げましたように、やはりこの実態等がよくつかめませんと、どれぐらいの枠を必要とするのか、この点もなかなか把握できませんので、しかるべく実施の状況を、もちろん長いことではございせんが、見させていただいてから、この貸付制度をやってみようと思っておりますが、どこの資金を貸すのかということでございます。これはやはり世帯更生資金を活用する、こういうことしかないのであるかと思っております。

○片山基市君 実施の状況を見ながらと言わないで、これが二年間の時間でありまして、とにかく早くそのような態勢がとれるように手配をしてもらいたい。いわゆる実施を見なくても、これはそれぞれ低所得者と、こういうことを言われているんですけれども、先ほどの、お医者さんのような方に貸す必要はないだろうけれども、低所得者じゃないだろうと思うから。当然私は、日雇いだったり季節労働者だったりしている人が心ならずも、日銭が入りません、いろいろなことがあ

らますから、入らない者、ですからこの際、皆さんの方から言えば四千元は普通だと言われども、その者たちにとっては、建設労働者など含めてですが、大変これは額をいまの保険料にしろもらいたいということでも要求して、せんだってからここで何回も議論してありますからこれ言いませんけれども、具体的に、そういう大臣の答えだったんだが、局長、具体的にもう少し答えてください。

○政府委員(木暮保成君) 前回、貸付制度のことが強く御質問がございまして、私もその線に沿って検討いたしましたわけでございまして、やはり今回の特例納付が国民年金全体の運営に大きな支障にならないようにということを一番私どもとして考えさせていただかざるを得ないということでございます。そこで、とにかくも、できるだけのいろいろな方法で御努力をしていただいで、自主的に納付をしていただく、その状況をしながら、また私どもの方の貸付制度を整備したい。その際、せつかく厚生省に世帯更生資金というものがございまして、これを使って貸し付けをするということが低所得対策にとって最もいいんじゃないかということ、省内の意見一致したわけでございまして、実施状況を見ながら世帯更生資金の貸付制度を利用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○片山基市君 私は、その実施状況を見ながらと、こう言われることについて、あらかじめそういうような必要なものについては措置をとるようにしてもらいたいと、もう一度繰り返しておきます。

それと同時に、せんだってから議論があります。在職老齢年金の厚生年金で受けておる方々の所得制限がございまして、これについては、御承知のように、共済組合年金等と比べても大変不当な措置だということで、何回も議論しておるんであります。これについての改善を早急に図っていただくように願いたい。すなわち、私たちの言

い分は、先ほど申しましたけど、民間の賃金が大体平均十五万円ですから、いまの十三万円というラインから十五万円ぐらいまではすぐに手直しをするような措置がとられるべきだと思いますが、これはなぜかといつて、一生懸命働いた結果得たものであります。共済組合年金の場合はもらえて、片一方の方はもらえない。それは、あなたの方は低い方へ引き下げることに一生懸命になりまして、高い方は何か均衡を言いますね、大臣、悪い方を好きなんですか。厚生省というのは何でしよう、涙があつたり、やさしかったりするのが力じゃないですか。いわゆる昔で言うとお地蔵さんのような、菩薩のようなものでなきやいかぬけど、その悪魔を払う力がなくて、弱い者が来たらほつたらかしくなつておるんじゃないですか。これはきょうもう一度聞きますが、在職老齢年金の所得の制限については、速やかに審議会を開くなり委員会をつくるなりして改善してもらいたい。これはもう私の方の委員から何回も前のときに言っておることであります。もう一度この席上で努力することについての確認をとりたいたいと思

います。いかがでしょう。

○国務大臣(小沢辰男君) 毎年努力をして法律案を提出をいたしました、引き上げをやつてきておりますことは、御承知のとおりだと思います。それで、十五万程度まで持つていけど、こういう御指摘がございまして、まあ、いま私がここで腹をたいて、引き上げましたと言つてわけにはいきませんが、引き上げには努力いたしますが、いま十五万という線をここで言えと、こう言われましても、いろいろ関係方面との折衝等もございまして、十分努力いたしますから、この点でひとつ御理解をいただきたいと思つております。

○片山基市君 努力するということであつても、私の方は実現の方法について審議会開くなり委員会を設けるなりして、一度そのことについては在職老齢者に対する、さらに言えば、福祉年金に対する、これについての温かい気持ちを出してもらいたい。そうしなけりや年寄り一番先首切られ

るんですよ、いま。若い者は雇ってくれますが、年寄りになつたらすぐに首切られてほうり出されて、そして年金もらおうと思つたら、こういうことになる、世の中冷とうございましてね、年寄りに、日本の国は、外国は年寄りは首切られぬで若い者が首切られるから暴れる、暴れるから失業対策をしてくれる。日本の国は年寄りだから落ちついて下を向いておるから、ついでに踏んだりけつたり、所得制限まで受ける。これは大臣、十五万円をいませいと私言つておるんじゃない。たとえばそういう標準があるんだから引き上げるように、この一年間の間にちゃんと努力するということ、金額を言えば、それはありましようが、私たちとしてはそういうような努力をしてもらいたい、こういうことです。

○政府委員(木暮保成君) ちょっとと答弁が言葉が足りませんが、大変失礼いたしました。実はこの問題につきましては、五十三年度の改正につきまして、厚生年金部会に御意見を伺つたわけでございまして、さしあたり、従来の水準をその後の物価、賃金の状況にらみ合わせて上げておくと。引き続き低所得者在職老齢年金の支給のあり方の問題について当部会で検討をするという御意見をいただいております。これは厚生年金部会で検討をさせていただく予定になっておるわけでございまして。

○片山基市君 時間が来ましたから、もう一度言いたいんですが、少し省略します。

そこで、最後ですが、福祉手当について実は今度の改正では月額六千二百五十円になっていまして、ところが、家政婦あるいは看護婦を雇いますと、一日分で六千二百七十円です。これは在宅の身障者に対する、いわゆる障害者に対する福祉手当ですが、これではやっぱり少ないし、その算出根拠というものはいつもはつきりしていません。これで納付できないんで、このことについての改善が急がれると思つて、いかがですか、ぜひともお願いをしたいんですが。

○国務大臣(小沢辰男君) おっしゃるとおりだと

思いますが、在宅対策については力を入れなかりませぬ。実は厚生省の予算概算要求は六千円でございますが、党の方で別に追加要求等がございます。二百五十円は増したわけでございます。確かに、私も努力は足りないと思っておりますので、今後とも十分ひとつ努力をいたしまして、この引き上げに向かって前進をいたしたいと思っております。

○渡部通子君 年金の問題につきましては、もう議論としてはかなり尽くされております。重複する部分も出てまいりますけれども、ひとつ私も若干御質問をいたしますので、よろしく願います。

○政府委員(大和田潔君) 昭和五十三年度予算の見込みということでございますけれども、これは新たに受給権者となる者の数は、これは老齢年金で四万六千五百七十二人、それから通老、通算老齢年金で四万五千八百七十七人というふうに見込んでおります。合計いたしました、九万二千四百四十九人でございますが、これが新たに受給権者になるという人たちの数字でございます。

それからお、いわゆる七十歳改定につきましては、ちょっとつけ加えさせていただきます。老齢年金が十万六千五百八十四人、それから、通算老齢年金が六万四千二百六十九人ということになっておりますので、つけ加えさせていただきます。

○渡部通子君 そうすると、大体今回の改正であれですね、恩恵をこうむるといふ人が、いま申された数の総合計ということになります。それ以外に、政府委員(大和田潔君) それからお、いわゆる支給割合の変更、御承知のように、支給割合がございまして、それが、支給割合が高くなるという人たちはこれ以外にございまして、そうい

った者を含まない数字でございます。○渡部通子君 わかりました。

六十五歳以上の在職者に対するカット率二〇%、これはそのものをなくするのが適当ではないか、全額支給すべきだと思っておりますが、社保審の意見等にも、適用自体について検討すること、こういうことが言われておりますが、これに対する対処、今後の方針等をお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(木暮保成君) 六十五歳以上の方の在職老齢年金は、いまお話がございましたように、十三万円までは十割でございますが、それを超えますと二割カットすることになっております。実は、これは五十一年度改正まではすべて二割カットでございましたが、五十一年改正で十一万円までの方は全額支給ということに改正をいたしました。さらに今回それを踏襲して十三万四千円までは全額ということにいたしました。

六十五歳以上の方につきましては、年金でどういうふうに取り扱いかというの、いろいろ議論がございまして、やはり現在のように被保険者にし、保険料を納めていただくという形がいいという考え方もございまして、もう六十五歳になれば、そこで厚生年金の上では脱退ということにして無条件で給付を出し、保険料はいただくかないという整理もあっていいんじゃないかという議論があるわけでございます。厚生年金部でもこれは大きな問題で議論をしております。今後は、先ほど申し上げましたように、今後厚生年金部会で議論をしていただく議題の一つになっておるわけでございます。

○渡部通子君 六十五歳未満の標準報酬月額の上限ですね、今回十三万四千円、これの算出根拠はどこにございましてか。

○政府委員(木暮保成君) 今度の改正までは十一万円でございますが、この十一万円を決めましたのは昭和五十一年度の改正でございます。その後五十一年、五十二年と物価上昇がござ

いますので、それを掛けてみまして十三万四千円ということにいたしました。いわば二年分の物価騰貴を掛けたわけでございます。

その前の十一万円は、それならなせ決まったかというところでございますが、従来の支給制限の限度額は、これは年金の問題でございますので、年金の受給者とのバランスを考へまして、モデル年金の額に水準を置いておったわけでございます。具体的に申し上げますと、昭和五十年度のときにはモデル年金が七万二千九百円でございます。支給限度額が七万二千円ということにしておいたわけでございます。五十一年度の改正のときには、標準年金は九万円でございます。従来のやり方でございますと、九万円を支給限度額ということにすることになるわけでございますが、これにつきましては、できるだけ高齢の方が就労することを促進する意味も含めて、上げるようにということにございまして、従来のルールと違ってモデル年金の九万円を超えて十一万円ということにいたしました。今回はその十一万円に二年分の物価の推移を見た、それで十三万四千円にしたということにございまして。

○渡部通子君 そのモデル年金は、受給者とのバランスで決めたといまおっしゃいましたけれども、その中身をちょっと説明してください。

○政府委員(木暮保成君) 在職老齢年金、これは年金を特例的に支給するというところでございまして。原則的には退職をした場合に老齢年金を出すということにございまして、高齢の方の場合には、就労条件が必ずしも思われておりませんので、やはり退職とみなして出すということを考へなければならぬということであるわけでございます。一方、退職された方に当然年金が出るわけでございますが、退職された方とのバランスというものを考へまして、年金だけで生活をされる方と余り違が出ないように、こういう意味でございまして。

○渡部通子君 そこで、賃金との見合いはどう考へられているわけですか、平均賃金との。

○政府委員(木暮保成君) 現在は平均賃金との関係は考へておりませんが、年金の受給者とのバランスを主として見る。それも現実に出てくる年金が若干低うございますので、モデル年金を基準として考へ、さらに五十一年改正ではモデル年金を若干上回るというところに基準を設定しておるわけでございます。

○渡部通子君 これは事務的なことですからこれ以上伺いませんが、やはり平均賃金という見合いが当然考へられなければならないかと思っております。そういう意味では、さきほど議論になったことを考へてみたと同時に、現在の平均賃金というものを考へてみたと同時に、やはり所得制限の緩和という点ではもう少し大幅に改定をさせていただきたい。これは希望として議論のたくさんあったところでございますが、私もその意見として申し上げさせていただきます。

年々、いままでも交通費等も上がっているわけでございます。交通費の値上がりというものが月額報酬として算入される。それは支給額がふえるのですから、年金としては結構なことでございますけれども、在老の場合にはやはりこれが、カット率とか、停止の場合に大きく響いてくる、こういう影響力があると思うわけでございます。そういう意味からも、ちょっとした交通費の値上がり等で二〇%、五〇%、八〇%、あるいは一〇〇%、こういうカット率にぶつかなければならないという、こういう階層がたくさんあるわけですね。特に月収八万円から十万円程度の人々、実はこれが平均的な所得では集中していると思うのですけれども、そういう人たちに交通費の値上げ等がすぐに響いてくる。こういう意味で減額率の見直し、こういうことも検討していただきたいと思っております。いかがでございますか。

○政府委員(木暮保成君) いま標準報酬で支給区分をいたしておるわけでございますが、標準報酬の立て方といたしましては、健康保険とあわせて、交通手当とか、住宅手当も一切報酬の範囲に入れるということにございまして、交通手当

だけを別に考えるわけにいかないわけでございます。ただ、そのおっしゃるようなことがございまして、二割、五割、八割というふうな刻みがございますので、その刻みの前後でかなり不利益になったりすることがあるわけでございます。これはいまの在職老齢年金制度の泣きどころでございます。前に四段階にしておいたわけでございます。四段階では多少そういう刻みを踏み外す問題が緩和されるわけでございますが、しかし四段階でありますと、また非常にわかりにくいとか、あるいは下の給付率のものがございまして、いま三段階に改めたわけでございますが、おっしゃるように刻みの問題が非常に泣きどころでございます。これはいろいろ研究してあるわけでございます。まずけれども、なかなか名案が出てこないということでございますが、さらに研究してみたいと思っております。

○渡部通子君 カット率が高いから、刻みの問題がいろいろ問題になると思っておりますので、それを低くしていただければいいん緩和もされてくると思っておりますので、その点御検討をお願いしたい、見直しをお願いしたいと思っております。

これは基本的なものになりますけれども、在職年金の所得制限、これに関して勤労所得と年金の関係です、これはいま大変問題になっておりますから、ひとつ御意見だけ承っておきたいと思っております。

思っています。

○政府委員(木暮保成君) ただいま御指摘の問題も、在職老齢年金のあり方の大きな問題でございます。在職老齢年金が出るために、事業主の方が賃金を在職老齢年金をもらえるところまで下げるといふようなことが行われておるといふ批判があるわけでございます。また一方では、しかし、在職老齢年金が出るので、賃金が安くて就労の口がでけると、やはりそれなりに雇用をつくり出す効果があるんだという見方もあるわけでございます。

それで、五十三年度の改正をどうするかというときに、社会保険審議会の厚生年金部会でもその両方の議論がございまして、五十三年度改正ではやはり雇用創出の効果を果たしている面があるんだから、現在のやり方で基準を上げようということになったわけでございますけれども、その問題についてはこれからは掘り下げたいこと、在職老齢年金がそういうマイナスの作用を持たないふうにするためにはどういふ制度にしたらいいのかが、御研究をいただくことになっておるわけでございます。

○渡部通子君 この制度の位置づけについて、大臣からも御所見をひとつ賜っておきたいと思っております。

○国務大臣(小沢辰男君) いま局長が申し上げましたように、実は引き上げますと賃金を抑制するということがあらわれてくる、また引き上げなければ非常にそういう在職老齢で、しかも高齢者対策としては不十分だと、こういうことになりまして、労働省ともよく相談をしまして、賃金の抑制に向かわないような、国民全体あるいは企業者全体の理解を得ながら、やはり逐次引き上げる努力をしていかなきゃいかぬではないかと思っておりますが、どうも賃金の動向について、これを余りやかましく言いますと、今度雇用促進になりませんし、実は痛しかゆしで非常に私どももジレンマに悩んでおるわけでございます。社会保険審議会の厚生部会におきましても、その議論が相半ば

するような状況でございましたんですが、やはり実態が実態でございますから、逐次引き上げさせていただきますこと。ことに物価の上昇率ぐらいは、これはやむを得ないんじゃないかと。これによって賃金の抑制というものは、だから引き上げ方を研究しないと、賃金の抑制というふうな逆効果が出てくるおそれがありますので、このことは物価上昇ということにとどめたわけでございますが、先ほど来また御意見がございまして、この所得制限ははなはだ不合理じゃないかという御意見等もございまして、来るべき方針を決定する際には、これらを含めまして、どうしたらいいか、十分ひとつ私どもも検討させていただきます。

○渡部通子君 女性の年金について一点伺っております。

先ほどちょっと議論になりましたけれども、先ほどの御答弁は、私は伺ってはいはなはだ不満でございます。現在、被用者年金は、離婚した妻、これは年金権を失ってしまうわけですが、その救済措置、先ほどいろいろ年金懸等の、基本懸等の答申を踏まえての御答弁がございました。一番いい方法で何とか案をまとめるというふうな御答弁だったように思います。

それで、いわゆる離婚した妻の年金保障で考えられる改善の方向というものはすでに示されているので、どれを選択するかという段階まできているんだと、こういうお話でございます。しかも、来年の通常国会に間に合うように何とかその基本的な態度を決めたいという、そういう御答弁を伺っておりますと、かなり煮詰まってもきているんじゃないかというふうにも私は感じられるわけでございます。

先ほど、選択する段階にきているとおっしゃいましたけれども、それ、もう少し具体的に御答弁願えませんか。どういう方法が考えられているのか、あるいはこういった方法で二つなり三つなり、あるいは答申以外に案をお持ちなのか、その辺いかがなんでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 高齢で離婚した場合の年金権の問題でございますが、抽象的には先ほど申し上げましたように、中間意見で、一つは夫の年金の分与ということを考えたらどうかということがあったわけでございます。もう一つは、やはり離婚の場合に一般的にございまして、結婚中の共同財産の分配の問題という処理の仕方もあるんじゃないかと。さらには、離婚する場合の子供の扶養をどうするかというふうなことが現実によくありますが、妻の生活をその中に加えて考えるということも可能ではないかということ、その三つの提案があるわけでございます。

後の二つは、これは民法上の問題ということになりますので、直接年金の改正に結びつかないということになるかと思っておりますが、第一の方法は、これはアメリカでとっておる方法なんかを委員さんが頭に描かれておるんだらうと思っております。アメリカの場合には、六十歳以上で離婚した場合だったと思っておりますが、夫の年金の半分を出すということをしておるわけでございます。そういうことを頭に置いて御意見をいただいたわけだと思っておりますが、いずれにいたしましても、離婚の場合の扱いは、女性の年金権全般の問題の一環として解決しなければなりませんので、大臣から言われております年金の改正の方向の中で、ほかの婦人の年金権の問題との絡みの中で方向を決めたいというふうにお考えを承らさせていただきます。

○渡部通子君 国民年金の任意加入を、妻の場合これを強制加入として、すべての女性が年金権を持つという、そういう考え方はいかなるものでございますか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金、いま被用者の妻の方は任意加入でございますが、これを強制にしるという御意見を述べられておる団体もございまして、基本懸でもそれが一つの有力な方法ではなかるうかということをおっしゃっていただいております。ただ、そういうことにはいたしませんと、女性の年

金権、確保されるということになるわけなのでございませうが、国民年金の保険料というのもだんだん高くなつていくことになりますと、国民の側から言つて、厚生年金で夫は妻の分の保険料を掛けておるといふことにならうかと思ひますが、さらに、国民年金の任意加入じゃなくて、強制加入で国民年金の保険料も掛ける、その国民年金の保険料もだんだん高くなつていくことになりますと、負担がかなり重いものになるんじゃないかと。また、その事業主負担というのは、被用者の場合には妻の生活も見ると、そこまで事業主負担があるというふうに考えますれば、やはり被用者保険で被用者の妻の問題を解決するということも考えなければならぬと思ひます。ごさいませうけれども、仮にいま申し上げましたように、被用者の妻を強制加入にするということであれば、やはり国民の負担が余り重くないような調整を厚生年金との間で考えなければならぬというところは、どうしても残るんじゃないかというふうに思つておられます。

○渡部通子君 いま残るんではないかとおっしゃられた問題、当然制度改革をやらばいろいろ問題は調整なさらないでいいことではございませう、強制加入という言葉、私はさきで申し上げたも、義務加入でも強制加入でも同じですけれども、じゃ任意加入のままの方がよろしいと思ひますか、それとも強制加入にした方が年金制度としては前進だと思ひますか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金に任意加入にするか強制加入にするかというところでございませうが、これも先ほど来議論がございまして、厚生年金の遺族年金の水準はぜひ引き上げなければならぬという要請がございまして、私どもも厚生年金の遺族年金の水準はぜひ引き上げたといふこと、こう思つておられます。そういう現実を踏まえて、被用者の妻が国民年金に任意加入をするという道を開いておつたわけではございませう、厚生年金の遺族年金の水準を上げるとき

に、やはり被用者の妻の国民年金に対する任意なり強制加入の問題もその関連で検討をしなければならぬと思つておられます。いづれにしても、制度間の非常にややこしい調整を要する問題だと思つておられます。これがやはりどうしても踏ん切りをつけませんと、遺族年金の水準の向上等もできませんので、ぜひ技術的な問題も含めまして検討を進めて結論を出したいというふうにおつておられます。

○渡部通子君 ぜひ踏ん切りをつけていただきたいと思ひます。確かに年金制度の複雑な状況から見れば、これ踏ん切りつけるのも大変でしょうし、制度間の調整ということは非常にむずかしいと思つておられます。また見方を、立場を変えて見てみますと、やはり年金を個人としてとらえるか世帯としてとらえるか、そういうところでもまた大きく違つた見方も出てくるんじゃないかと思つておられます。私、やはりいまの日本の生活形態から考えれば、家族構造から考えれば、世帯でとらえるということも大事だと思つて、それからいまでも厚生年金なんか全部そういうことで行われてきているわけではございませう、やはりこれだけ人間の生き方が多様化してきておられますし、女性の自立ということもこれだけ見直されてきています。憲法で保障されている個人の生存権、

こういふ点から考えてみますと、やはり個人について年金権が確立していることは当然だといふ議論も私はまたうなずけると思つておられます。そういう面からのアプローチを考えてみますと、やはり結婚したから、しなかつたからといって年金における権利、義務というものが、一個の人間として考えた場合には、当然確立してなければならぬかと私は考えます。そういう意味におけば、強制加入というよりは当然加入と、こう言つてもいいことを前提として、そういうことを踏まえて制度調整をなさるおつもりはないかどうか、そういうことを導入する方向でお考えはな

いかどうか、それを伺つておきたいと思ひます。○政府委員(木暮保成君) 国民の生活実態というのは、やはり世帯を中心としているといふことが事実だろうと思つておられます。したがって、社会保障を考えた場合には、原則的には世帯でとらえていっていいと思つておられます。けれども、先ほど来お話のございましたように、たとえば高齢で離婚した場合に妻の年金が全くなくなつてしまふということがございまして、必要な場合には個人としての年金権もはつきりしておらうといふことは少なくもしなければならぬと思ひます。それで、制度審議会でも出しておられる御意見も、基本年金と社会保険年金の二本立てといふことを、意見出していただいておりますが、その基本年金の方は個人の年金権を確立するという意味合いを含めて御提案をいただいております。ごさいませうが、まあ社会保険を世帯単位に考えていくのが原則だと思ひますけれども、必要な場合には個人の年金権がどこへ行つたかわからないといふことではいけません。最小必要な場合に、どの人の年金も確立しておらうといふことにはぜひしたいというふうにおつておられます。

○渡部通子君 そういう立場からお考えになつて、この任意加入の問題はいかがですか。制度を一步踏み切るといふおつもり、方向はございませうか。

○政府委員(木暮保成君) 繰り返しになります。が、中間意見でも、強制加入なり当然加入にするのが一方法じゃないかという御提案をいただいておりますので、十分その点についても検討させていただきます。と思ひます。

○渡部通子君 この女性の年金権の問題について、厚生大臣からもひとつ御意見を承りたいと思つておられます。私は、この問題はどうしてもどこかで踏ん切りをつけていただかなければならぬし、確かにむずかしい問題はあるでしょうけれども、それはそれでまた片づけることとして、どこか一歩踏み出していただきたい。そのためにこれだけ

答申も案をしぼつてきておられることではございませうし、当然来年の通常国会に何らかの基本的な態度をお示しいただくためには、そろそろこの辺で厚生大臣もお考えをまとめていただかなきゃならぬところだと思つておられます。どこからか手をつけていただけないかどうか、いかがでございませうか。

○国務大臣(小沢辰男君) 私は、この問題の解決は、やはり国民全部に基礎年金の確立をするという先生の方の党の構想なり、あるいは制度審議会の構想なり、そういう構想をやつぱり基礎的に考える方が、よりこの個人の年金権の確立と、この妻といふことです。女性の年金権確立の問題から見て、私は今日個人の、実はまだよく討議してありませんけれども、私としてはその構想の方がいいのではないかなというふうにおつておられます。たゞ、たとえば、いま妻の当然加入をやるといふと、遺族年金等の引き上げ問題に絡んでまいります。しかも、いま厚生年金の被保険者の保険料には、一部事業主の負担というものもありまして、これは当然遺族年金という制度がある以上、その妻の保険料、健康保険において保険料を計算しますときに、家族は七割ではあります。家族の給付全体、医療費全体を見た上で保険料を決めているというふうな意味においては、この保険料の中に家族保険料も入っているという見方をせざるを得ないわけではございませう、そうしますと、厚生年金の保険料の中にもやはりそういう面を考慮していかなくちゃいかぬだろう。とすれば、もし当然加入ということをやるとすれば、これは保険料の、しかも遺族年金というのを考えた場合に、負担が増と同時に、二重に保険料という問題が出てくるおそれがある、個人個人の年金権から見ますと、少しダブるといふ面を、二重ではありませぬけれども、ダブる面が考えられなければならぬ。いろいろやってみまして、どちらの方をとるのがいいのかわからぬ、被用者の妻でございませうから、離婚した場合のことは一応特例として別途解決をすると思ひまして、局長が先ほど答

弁しました、夫の年金権の分与方式を考えるのが、被用者のいわゆる厚生立場から見ると当然ではないかと思ふのでございますけれども、いま先生がおっしゃる通りに、やっぱり国民一人一人が全部個人の年金権を持つということの重要性等も考えますと、それだけでこの問題を割り切ってしまうというわけにはいかない。いろいろ考えてみますと、やっぱり基礎年金構案というものは一つの大きな魅力ではないかというふうな考へておられるわけでございます。ただ問題は、制度審で提起をされておりますように、財源問題をどうするかという点でございますので、今日渡部先生に私が、すぐこれはこちらの方向でございますという事はなかなか申し上げられないわけでございますが、ただ構想としては非常に私自身にとつて基礎年金構想というものは魅力ある構想だと、それが一つのやはり基礎的に国民の年金を考え、確立していく道として非常に魅力ある構想だと思ふので、まだ来年の、少なくとも今年度いっぱいにかけて私どもは基本方針を決めるといふ段階の、婦人年金権の問題は一つの大きな問題でございますので、非常に絡みが多いでございますし、いまここで明快にお答えできないのはまことに申しわけありませんけれども、私の感じだけを申し上げさせていただきますと思ひます。

○渡部通子君 基礎年金構想、それと私が申し上げております個人の基本的年金権の確立ということとは、矛盾することではないと私は了解しております。その構想の中にあつてお考えいただきたいというのが、私の申し上げているということ、その点だけ御了解をいただいておりますと思ひます。いま大臣が御答弁になりましたように、大変むずかしい問題だということはおよく了解しております。私もこの基本構が示しになった答申、こういう中ではそれがいいなどと自分で判断ができることも当然ございません。ただ、先ほどの申し上げましたように、国民一人一人が全部人間として年金権を持つということを、やはり制度

改革においては前提として踏まえるべきではないか、これを申し上げているわけでございます。まだ余りさばさばと御答弁いただけぬようにございいたします。またこれは時を置かなければならないと思ひますし、私自身も勉強していきたいし、それから何となく年金は皆さん方がやっぱり納めるんだという一つの義務意識、権利意識といふものが育たない限り成熟するものでもございませぬし、そういう意味では何れも厚生省さんに全部おんぶするわけではございませんで、私どもも一般の啓発ということについては全力を挙げてまいりますので、ひとつ制度改革については思い切った方向でなるべく早く御提案を願ひたい。先ほどからダブリをおっしゃつておりますけれども、支払いにダブリれば受給のときもダブリ受けるわけですから、それはそれなりに私は決して悪いことばかりではなからうと思ふんです。で、払えないという人に対して費用負担を強制することが適当かどうかということに對しても、やっぱり応能負担で減額処置だつてできるわけでございますから、何かひとつこういふ方向で制度改革をやるうという、踏み出せば、それについて方法はまた幾らでも知恵を集めることができると思ひますので、長くなりまますからこの辺でとめますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、もう一つ伺つておきたいんですけれども、最近非常に話題になります企業年金のごとでございいたします。これはやはり経済の低成長、人口の高齢化、こういったものを背景にして、わが国でも企業年金の必要性が非常にクローズアップをされてきております。今後の政府の年金ともなされていくように思ひます。体系的な議論も求められておる昨今だと思ひます。やはり企業側にとつても、退職金の年金化という方向は進んでいるようにございいたしますし、労働側にも一種の労働条件としてとらえる意見、こういったものが台頭してきておるようでございます。そういう意味で厚生省も

この企業年金、これを公的年金制度を補強するものとして位置づけられるのかどうか伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金につきましても、私も積極的に助成をしてみたいと思ひます。ふに基本的には考へておられるわけでございます。と申しますのは、一人一人の国民の方の老後というのには、条件がさまざまございいたします。個人的な条件はこれは私的貯蓄とかそういうことで備へていただくということになるかと思ひますが、職業なり企業なりに応じてそれぞれ望ましい老後の条件というのがあるかと思ひわけでございます。一方、厚生年金なり国民年金につきましても、やはり、言葉が適当かどうかわかりませんが、平均的な方の老後に備へるというところからいへば、どうしても限界があるかと思ひわけでございます。したがって、企業企業で労使の相談の上で老後の設計を考へるということであれば、それは非常に結構なことではないかと思ひます。思ふわけでございます。ただ、やはり企業年金があるということによつて、厚生年金なり国民年金が果たすべき役割は違つてははいけないと思ひわけでございます。また企業なり職域によつて必要な年金につきましても、企業年金でやつていたということについては、今後だんだん必要になつてくるんじゃないかと思ひます。

○渡部通子君 おっしゃるとおりだと思ひます。ですから、どうしても公的年金、これを生活で使える年金と考へて充実するといふ、それを中心に置いていただかせませんと、本末転倒になるんではないかと思ひます。ですから、それをよく踏まえていただかせたいことと、それからもう一つ、企業年金できるところはいないんですけれども、できない企業というものがたくさんあるといふのが実情だと思ひます。それでなくとも、年金間の各種の格差ということが問題となつておるやございいたしますから、できない企業、こういったことに対してはどう考へるかということもあわせ

伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(木暮保成君) やはり、企業年金も年金でございますので、かなり長期的な見通しが必要でございます。そういう意味からいひましても、どうしても企業年金がやれないというケースも実際問題としてはかなり多いと思ひわけでございます。ただ、企業年金の場合にも、総合基金と言つておられますが、中小企業が合同でやるという道も開かれておられるわけでございます。そういう形でも中小企業もやれるわけでございますが、しかしその場合にもやはり長期的に資金を積み立てていくわけでございますので、率直に申し上げましてどこでもやつていただけるといふわけにはいかないんじゃないかと思ひます。そういう点でも、やはり厚生年金なり国民年金の充実も努力していかねばならないと、こういうふうな思ひます。

○渡部通子君 最後に一点だけ、年金業務の問題です。これについてひとつしつかりやつていただきたいと思ひます。過日に、厚生年金の老齢年金からの所得税の取り過ぎが問題になつたことがございいたしました。これはコンピュータのミスということになつておりましたけれども、原因のより大きな理由は、やはり社会保険業務、この作業が過密なためではないかと伺ふ思われるわけでございます。これはちよつと私の持ち時間が一ぱいでございいたしますので、質問はいたしませんけれども、毎月の新規裁定件数、それからそれに対応する職員の配置状況、こういったものが非常に過密になつておるんではないかというふうには私に思われるわけでございます。年金制度が成熟するにつれて、業務体制といふのは非常に複雑になつてくるんではないかと想像して、おられるわけでございます。そういう中でひとつサピスの徹底、相談の対応、これを十分にやつていただくためには、むしろ職員はふやすべきであると思われるわけでございます。定員は減らせという御時世でございますけれども、必要な部分

にはほとんど確保していただきたいし、こういうところにこそ人手を一人でも二人でもふやしていただいて、ひとつこれから非常にふえてまいりまう年金業務に対して、万全の受け入れ体制をつくっていただきたい、これを最後に申し上げさせていって私の質問は終わりにさせていただきます。

○政府委員(大和田潔君) ちよつとお答えさせていただきます。

ただいまの御質問、まことにそのとおりでございます。私も数字を見ますと、昭和四十年に実は受給者が六十何万だった。ところが五十一年、十年たちました五十一年には六百七十何万と十倍になっておる。それが今後とも非常にまた急ピッチでふえ続けておるといったような状況でございます。これを処理するには、何と言いましても定員を確保すると同時に、コンピュータというものを御使ひして処理をいかにやらぬ。今後非常にまたふえてまいります。新しく百五十万人ぐらゐの新規定を毎年やっつけていかなきゃならぬというふうなことでございまして、これをやりますには何と申してもコンピュータを使つていかにやらぬということで、従来からもやっつけてまいりました。いま先生おっしゃいましたように、相談という問題が非常にふえてきた。これも抽象的な相談じゃなくて、私の年金はどうなりますかという、こういう非常に具体的な相談がふえてまいりまして、こういう相談に対応するために、高井戸の業務課には年金相談センターをつくつたり、あるいは各県にばつばつでございますがこれは年金相談コーナーというものをつくつてまいりたんでございまして、なおこれからそういったものはいくらもふえてくる。しかも事務量がふえてくるということ、私もオンライン計画、先ほど大臣からも申し上げましたけれども、社会保険業務をオンライン。これは社会保険事務所二百数十カ所ございまして、全国の社会保険事務所に中央のデータセンターというものと直結したオンライン

を結びまして、そこで相談に対応できるという体制を持つてくる、非常にこれは住民に身近な場所でございます。したがって、わりあいに簡便にそこへ相談に行ける。そうしますと、具体的にキーを押しますと御本人の個々の記録が出てくるという仕組みになっておりますので、それを見ながら具体的に相談に答えることができる。それから、さらにその社会保険事務所の窓口で新規の裁定までできるという体制に持つてくる。いま業務課で裁定をする、中央一本で裁定をしておりますけれども、それを社会保険事務所で裁定をするというふうなことにいたしました。かなりこの業務体制というものをそういつた面です。かりしたものにしていくなか、これは昭和五十四年度を初年度にいたしました。先ほど大臣からも申し上げましたけれども、五十九年度、これで完成をすることがあります。先生おっしゃいましたようなことがかなり業務体制としてしつかりしたものができ上ると思っております。一生懸命この計画の推進に努力してまいりたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○渡部通子君 じゃもう一点だけ。

この年金相談コーナーの設置ですね。これに確かにおっしゃるとおり、私の年金はどうなっていますかという質問が非常に多いわけです。そういう方たちがどこへ行けばいいか、まあ社会保険庁と、こう言いますけれども、年金相談コーナーというのは全国にどのくらいあるものなんでしょうか。それで、一般のそういう直接個人的なことを聞きたいという受付窓口ですね、それあらゆるものをトータルすると、どの程度の受け入れ体制になつておられますでしょうか。

○政府委員(大和田潔君) これはまず中央には一カ所ございます。センターがございまして、年金相談コーナーといましては現在九カ所ございまして、その九カ所は、いまおっしゃいましたように、そこで具体的に記録がびたつと出てくるという、そういう窓口になるわけでございます。今年度、五十三年度はさらに三カ所増設をするとい

う計画を進めております。十二カ所。まだまだこれでは足りませんので、五十四年度は、むしろその五十四年度からは全国の二百数十カ所の社会保険事務所に同じような、何と申しますか装置を入れる、同じような装置を入れて、そこで具体的な相談ができるようにする、これがオンライン計画になるわけでございますが、現状は、ただいま申しましたように、相談コーナーは九カ所、五十三年度にあつた三カ所、それから沖繩に一カ所でございますが、したがってそれをいれまして五十三年度に四カ所ということになるわけでございますが、それを予定しておるということでございます。

○渡部通子君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(和田静夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分再開することとし、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小笠原貞子君 国民年金に対する期待と関心というのは近年非常に高くなつてまいりましたし、いろいろ御質疑を伺わしていただいております中で、ただいまの御質問も、やっぱりこんな年金に対する期待と関心が多くなつたということ、何と申してもやっぱり安心して暮らせるその保障がほしいという、それに尽きるところでございまして、年金の問題に關しましては、いろいろと各制度間の格差の是正の問題とか、また制度の統合の問題、そして負担の問題といったやう

な本格的な解決、制度の充実ということから考えますと、いろいろ御審議いただいております中で、まだ問題が残されて今後にかかってくると思つてございまして。しかし、それが本当に解決されるためには、先ほど私が申し上げましたように、国民が何を願つているかということを基本にしてこの制度というものを直して整理もしていただきたいと思つております。その暮らしを守つていきたいというふうないろいろな階層の方、たくさんございまして。

〔委員長退席、理事片山基市君着席〕

私はその中で一番苦勞しながら生きていらつしやる障害者の方たちに、どうしても目を向けざるを得ないというわけで、この連休の間、障害者の方たちとも特にお目にかかっているいろいろお話を伺つてまいりました。その中で、やっぱり一番私問題だと思つたのは、所得制限の問題でございます。特に、本人の所得制限という問題を私はやっぱりお考えいただかなければならないと、そう思つたわけでございます。御承知のように、わが国の年金制度で、加入前の障害というものが認められていない、年金加入後にある障害者ですと二十歳までは特別児童扶養手当が親に支給される、二十歳以後になると障害福祉年金が適用される。しかし、それが所得制限が非常に厳しいという問題でした。五十三年度はいろいろ御配慮いただきまして、前年度に比べて十何万円ですか、所得制限が所得で九十万円と。総収入で言うと百五十万円という制限で、それ以上の場合には支給されないということが起こつておるわけです。この所得制限というものを考えてみると、ここに一つの矛盾が出てくるのではないかと。つまり、年金加入後障害を受けた人は、ともかく障害年金がもらえる。しかし、小さいときから障害を持っていらつしやる人たちは、年金に加入しても掛金をかけても障害年金はもらえない。年金の立場から言えども、障害というものを持つて生きておる者に

とっては、これは大変な矛盾にたい私は考えられたわけでは、障害福祉年金があるとおっしゃると思えますけれども、先ほども申し上げましたように、本人の総収入で百五十万二千円ということ支給が限られてきている。こうしますと、どうしてもここに障害、同じ障害を持ってても障害年金を受けると受けられない人というのが実際に出てくるという問題で、この方たちも非常に悩んでいらしたわけなんです。それで実はこれはいままでも機会がございませんでできなかったんですけども、ことしある方からお手紙をいただいたわけです。その方は、この社労委員会としても調査に入りまして北海道の札幌の町の広島というところのリハビリ、授産施設なんです。この授産施設でいろいろと私たちお話を伺いまして、それが縁になりました、その後お手紙をいただいたわけです。ここに言われていることは、実は障害者で、そのリハビリに働いて、授産施設に働いていらっしゃる矢野さんという方なんですけれども、この矢野さんという方が知事さん、そして国会議員みんなにどうしても手紙を出したいんだということ、その手紙がここにございますけど、カナタイプで書かれた手紙、これをカナタイプで読みにくいだろうというので、この授産所の指導員やっていらっしゃる方が私にお手紙をくださったわけです。これはこう書いてあるんですね。限度額を一円でも超えると、年金が停止（ゼロになる）という制度の非情さ」と、これが大変な悩みの種なんだと、こう書いてあるわけです。実はこの方も授産施設で働いていらして、そして訓練手当をもらって、そして一生懸命がんばっていた。たまたまお父さんが亡くなられて遺産が入ったというふうなことで、そして制限オーバーしちゃったと。それがもううんとたくさんもらったんらしいけれども、ちょっとでもオーバーしたということによって、その福祉年金が停止されたということなんです。

そこで、年金というものを何とかふやしてもらえないかという内容なんです。このカナ

タイプ、一生懸命私も読んでみましたが、「コトシモ ヤガテオワロウトシテイマス」、去年のことなんです。「アマリニモ アナタ タチノセードトイウカ ヤリカタガ キタナクテ、ミモ ココロモ タイヘンツメタイデス サテネンキンノゼンガクノテシノテガミヲミテカラ ネットモ オキテモ ユメノナカデモ イマニモ バクハツスル ココロヲ オサエテイルノニ ナンデスカ キノウ テレビデミマシタ アナタノボナス」「アナタ」というのは国会議員のボナスがテレビで出たわけですね。国会議員と知事さんも同じだと、それをわれわれに向けて言っているんですけれども、「アナタノボナス 一四〇マン コエテイマス ネットヨクフカクアリマセンカ ソレデニンゲンデスカ アナタハ オソロシイ オニデス」、まあ鬼にされちゃって私もちょっと困っちゃうわけですけども、この方にしてみれば、そういうふうな思えたらどう思うと思います。「スコシ オダシナサイ テラムネニアテテボクノキモチニナツテグダサイ ヒトリノネンガクシヨトク キメテ 八〇マン ヨリ オカッタラ テーシスル ソレヨリ スクナカッタラダ イマノホリツマチガツテイマセンカ イチニチモハヤクハヤク オナオシクダサイ アナタノボナスミテ マスマス ムネノナカガハリサケマス アナタガナツテゴランナサイ」と、こういうふうな訴えているわけですね。私はね、これ非常に素朴な考え方だと思っております。自分は障害を持ちながら一生懸命に働いていて、そしてちょっと所得がオーバーしたということ、その障害年金停止されてしまう。もう働いている者にとってはたくさん給料もらっているわけではないから大変つらいというふうに、その裏に感じている気持ちが私は痛いように感じられたわけなんです。そして、この方は直接私にお手紙くださいましたけれども、いろんな団体から、調べてみますと御要望が出ております。社会福祉法人日本盲人会連合の会長高尾正徳さんという方からも御要望が出て、それにもやっぱり所得制限とい

うのが書いてございましたし、この間連休中にはお話をいたしましたけれども、やっぱり障害福祉年金の所得制限、特に本人の所得制限は何とか考えていただきたい、こういうふうなお願いでございました。私も本心にそうだと思います。

そこで、大臣にお伺いしたいけれども、その所得制限というものを撤廃していただきたいという要望なんです。撤廃してほしいというんだけれども、撤廃というのは大臣としてはとてもだめだとおっしゃるんだらうと思えますけれども、そういう御要望に關して、大臣としてはどのような考えになつていらつしやいますか、一言伺わせていただきたいと思います。

○國務大臣(小沢辰男君) 私は、福祉年金につきまして、あるいは世帯で大きな八百万を超えるような方々に支給をすることをやめて、むしろ本人の所得制限は思い切って引き上げる方向をとるべきだ、こういう考え方のもとに直したわけでございます。現在停止率が約二割切れる、一・九三％ぐらいになっておりますが、前は、それが五十二年の十二月末では約二割ぐらいでございました。改善をいたしましたわけでございますが、今後とも、本人の所得制限につきましては、できるだけ引き上げをうんとやめていくように努力したいと思っております。

○小笠原貞子君 ぜひ御配慮いただきたいと思っております。局長さんにお伺いをしたいと思いますが、年々引き上げていただいたというのは私もわかって、大変ありがたかったと思うんですけども、この本人の所得制限というのは、基準はどういうふうな基準でお考えになつていらつしやるでしやうか。

○政府委員(木暮保成君) 本人の所得制限でございますが、基本的には地方税の非課税限度額を基礎に置いております。これは現在八十万円でございますが、大臣が本人の所得制限を緩和するということの方針として打ち出されましたので、これを九十万円という形に置きまして所得制限の基準といたしておるわけでございます。配偶者がおります場合は、所得税の配偶者控除を三十五万円積む。さらに別の、配偶者以外の扶養親族がおります場合は、それに所得税の扶養控除を積むという形で基準を考えまして、それを収入ベースに置きかえたということで、現在の所得制限の基準を設定しております。

○小笠原貞子君 基準の考え方、わかりました。それで、その基準の考え方はわかりましたけれども、問題なのは、その額が多いか少ないかというところに問題が移っていくと思うんですけども、平均的な勤労者の収入というものはどれくらいというふうに見て、これとの関係ではお考えに済みません、私、それを申し上げてなかつたから、その数字をおとりになつていないかもしれませんが、私、いろいろ調べさせていたいただきました、それで平均的な勤労者の所得というものがございまして、数字を出しますと、それよりもうんと多ければ所得制限というものがあつてもいいと思つております。しかし、その勤労者の平均所得というものを労働省の毎月勤労統計というのを見させていただいたわけですね。そうしますと、五十二年で言いますと、所得がそのときは七十万でございましてね。そして、収入でいきますと百二十万というのが制限になるわけですね。その五十一年度国家公務員初級職高校卒業の収入、十八歳で百二十二万二千三百七十六円という額になります。それから二十になりますと百三十六万四千四百八円、こういう額になる。つまり、そのときの収入ベースで考えましても、十八歳の高卒の人の収入よりも低いという数字が出てまいりますね。この数字というのは、残業手当なんか含まれていないわけですから、現実にはもっと多くなつてきているというわけですね。それから、五十年を比べ

てみますと、これは大変な矛盾にたい私は考えられたわけでは、障害福祉年金があるとおっしゃると思えますけれども、先ほども申し上げましたように、本人の総収入で百五十万二千円ということ支給が限られてきている。こうしますと、どうしてもここに障害、同じ障害を持ってても障害年金を受けると受けられない人というのが実際に出てくるという問題で、この方たちも非常に悩んでいらしたわけなんです。それで実はこれはいままでも機会がございませんでできなかったんですけども、ことしある方からお手紙をいただいたわけです。その方は、この社労委員会としても調査に入りまして北海道の札幌の町の広島というところのリハビリ、授産施設なんです。この授産施設でいろいろと私たちお話を伺いまして、それが縁になりました、その後お手紙をいただいたわけです。ここに言われていることは、実は障害者で、そのリハビリに働いて、授産施設に働いていらっしゃる矢野さんという方なんですけれども、この矢野さんという方が知事さん、そして国会議員みんなにどうしても手紙を出したいんだということ、その手紙がここにございますけど、カナタイプで書かれた手紙、これをカナタイプで読みにくいだろうというので、この授産所の指導員やっていらっしゃる方が私にお手紙をくださったわけです。これはこう書いてあるんですね。限度額を一円でも超えると、年金が停止（ゼロになる）という制度の非情さ」と、これが大変な悩みの種なんだと、こう書いてあるわけです。実はこの方も授産施設で働いていらして、そして訓練手当をもらって、そして一生懸命がんばっていた。たまたまお父さんが亡くなられて遺産が入ったというふうなことで、そして制限オーバーしちゃったと。それがもううんとたくさんもらったんらしいけれども、ちょっとでもオーバーしたということによって、その福祉年金が停止されたということなんです。

まして、五十年は所得が八十万、収入が百三十万二千円に引き上げていただいたわけですが、それも、そのとき十八歳は百三十万二千三百六十一円、それから、二十歳になりますと百四十五万五千九百四十八円という数字になるわけなんです。そういたしますと、この方たちの所得制限というのが、これが国家公務員の高卒業業の採用年度の収入よりも低い——低いというよりも大変な低さでございますね。それが勤労者平均——十八歳、二十歳じゃなくて、勤労者平均で言いますと、五十年度は百六十四万五千四百五十円になるわけです、平均の勤労者の所得というのが、そうすると百六十四万五千四百四十円が平均なのに、この障害者本人の収入でいっても百三十三万二千円、約半分ということになるんですね。こういう数字から見まして、こういうふうな基準を出したというふうにおっしゃったわけですが、十八歳、二十歳よりも低い、全国的な勤労者の平均で言うと半分以下だというふうな数字として出てくるので、私はこれは大変だと思つたんで、さうけれども、こういう数字からごらんになって、大臣どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(小沢辰男君) 御指摘のように、非常に、まだまだ所得制限は引き上げなければならぬと思つておられますので、一般の平均賃金と比較をいたしますことが合理的であるかどうかの議論はいろいろあると思つておられます。

実は、福祉年金につきましては、少なくとも地方税なり国税なり、要するに、税金から支払うものでございますから、税金を払っているような人は御遠慮願おう、こういう趣旨が、いままででございましたので、そのからを一応今年度はちょっと突き破つてみたわけでございます。したがって、今後努力をしてまいります。私もそのつもりでございます。私、決意を持ってまいります。

ただ、その基準のとり方をどうするかということとは、いろいろ議論があると思つておられますので、なお検討をさせていただきますと思つておられます。

○小笠原貞子君 本当に、数字を出してきて、び

つくりたいしました。平均よりも半分以下だということ、障害者を持つていらつしやるということ、で本当に暮らしていらつしやるのは大変だと思つておられます。いまの大臣の御答弁でも、また改善していただくということになつたんで、さうけれども、少なくとも平均所得ぐらゐまでは、所得制限の撤廃までいかなくても、平均所得ぐらゐまでは制限を緩和するというふうな考えますので、ぜひそのことも念頭に置いて御配慮いただきたいと思つておられます。その辺はよろしく願ひします。どうですか。

○国務大臣(小沢辰男君) いま申し上げましたように、平均賃金まで——毎年毎年平均賃金上がつていくわけでございますから、平均賃金の比においてこの所得制限の限度額を定めるかどうかは、いろいろ理論的に検討しなければいかぬと思つておられますので、私はまだ不勉強でございますが、どこに基準を置いたらいいのかわかると、できるだけ本人の少なくとも所得制限は、私は相当緩やかにしたい。さうして一方、現行の扶養家族の所得制限につきまして、現在は八百七十六万、あるいは本人の場合の福祉年金等につきまして扶養義務者の所得につきましていろいろ高額のままでやっておりますが、これらはなるべく合意を得なければいけませんけれども御遠慮願つて、その財源をできるだけ本人所得制限の方へ振り向けたい、とかうに考えておられます。

○小笠原貞子君 ぜひ御努力のほど、くだいようですけれど重ねてお願いしたいと思つておられます。それから、いろいろ年金でいうの本当にむずかしいですね、ややこしくて、私もいろいろ読みまして、自分で読み切れないですね、書かれたものだけ見て、実は、私は頭がこんなに悪いのかなくて自信喪失するぐらゐにややこしいです、年金というものが、それで私ら仕事ですから、わからなければちよつと教えてちょうだいよというのがあるわけですが、一般の人たち年金に対する関心非常に高いんですね、高いんだけれども、わかりにくいということが大きな問題だとい

とがわかりました。たとえばこれ「国民年金のしくみ」というの、これ九十円出てくるんですけども、こういうのをいろいろとお出しになつていらつしやるんですけどね、これがなかなかわかりにくいという内容なんです。特に年金に期待を持っていらっしゃる方は、生活も苦勞の中で働いていらつしやるという方も多いわけなんです、せつかくお出しになるなら、これは御答弁いたたかなくても結構なんですけれども、もつと普通の人がわかりやすい言葉で、専門的な言葉使わないで、普通の人がわかりやすいような言葉で、こういうものをぜひつくつていただきたいというのを、それをぜひお願いしたいと思つておられます。これは「国民年金のしくみ」です。今度私行きました——児童扶養手当というのがございます。児童手当というのとはわりとみんな知つていたんですけど、ところが、児童扶養手当というのとはもう知つてない方が非常に多かつたんで、私びつくりいたしました。一晩だけちよつと札幌で私あの人どうかなと思つて電話したら、聞いた三人、三人とも知らない。そういうことがあるというのは知らなかつた。それで、お母さん苦勞して子供を養つていらつしやるんですよ。だから私、いやこういう制度があるんだから、あなた行けばもうそれすぐもらえるはずだからと、私一人で一晩ちよつとかけただけでそれだけだったわけなんです。だから、そういうふうな制度を努力をしていただいて逐次改善されてきているわけだけれども、これが本当にみんなのものになつていないということが、私は非常に大きな問題だと思つたわけなんです。こういう問題について厚生省としてもいままでどういふふうな考えて、毎年毎年出されてくるものなんかも点検されて、これはちよつとむずかしいじゃないか、こういうふうにしたらどうかというところまで目を付けていただいていたかどうか、その辺のところはどうなつておられますでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 年金制度がむずかしいという御批判、私もしばしばいただくわけでは

ございます。それでいろいろ工夫もし、特に社会保険庁でPRをしてもらつておるわけなんですけれども、どうしても基本的にはむずかしい部分が残つてしまつていふところがあるんでございます。と申しますのは、厚生年金で申し上げますと、定額部分というのは千六百五十円に加入年数を掛ければよいということ、これは理解していただきやすいんでございますけれども、報酬比例部分はその方の現役時代の報酬の平均をとるといふことになるわけでございます。第一、一人一人の国民の方が過去の自分の月給を全部覚えていふことはなかなかむずかしいと思つておられます。仮に自分の手元に月給が全部あります場合にも、物価が變つておられますのでそのまま使わないで、何年前のは幾らの倍率を掛けるというふうなことは決まつておられます。その倍率を全部掛け合わせるということ、非常に複雑になるわけでございます。それで、そういうふうな生の給料を使わないでポイント制みたいなことを考えたらどうかというふうなこともあるわけでございますが、現役時代の報酬全部を計算の基礎に使わなければならぬといふところで、どうしてもむずかしい面が残るわけでございます。言葉使いも生の給与とございませんで、標準報酬といふような言葉をどうしても置かえなければならぬといふことで、非常に限界があるんでございますが、基本的な組み立てはわりあいわかりやすいんじゃないでしょうか。ですから、保険庁のコンピュータシステムが進めば、自分たちのデータもすぐ教えてもらえるといふようなことになればよろしいかと思つておられます。今後とも努力してみたいと思つておられます。基本的な制約がどういふところがあるといふふうな思ひます。

○小笠原貞子君 本当に詳しく全部ということ、私は言つておられるんじやなくて、たとえば母子福祉年金だつたら、子供を抱えて苦勞しているお母さん、こんな制度がありますよみたいなキャッチフレーズで、どこへ行つたらわかりますよといふような簡単なことでもいいんですよ。計算の方法ど

うだなんて、これもちょっとできませんから、だからそういうのが私はやってほしいと思つたんです。

それで、無年金者の問題もございすけれど、一回、二回やつて三回目で、まだ百万から先ほどのお答えございましたね。この間からの質疑を承つておられますと、知つていて、どうせまた救済されるだろうなんて、知つていて、どうせまたまでやらなかつたというのもあるからと、そのバランスを考えなかつたというふうなお答えありましたけれども、私が聞いた中ではそういうふうに出てきたという人がたくさんまだ残つてゐるわけなんです。そうすると、今度三回目で、もうこれ以上はなさらないおつもりだと思つて、いつまでもするやるといふのはいいことじゃないと思つて、私は今度三回目で、本当にもうそういうの知らなかつたとかわからなかつたというふうなことがないように、これもひとつどうしてま言つたように、いろいろこういう年金ありますよというふうなことの、いま本当に宣伝をして、知つてもらわなかつたらまた落ちこぼれが出てくる、制度があつてもその制度に、恩恵に浴せないということがございすので、ぜひそれを具体的に考へていただきたいと思ふんです。いま局長さんいろいろ制限あるというのはいかがですか、庶民の感覚を通してわかりやすいかわかりにくいかというの、もう一苦労していただきたい。やつぱり苦勞ないんですよ。私につくらしたらもつとわかりやすいのつくります、私だったら。そういう苦勞していただきたい。

それから、テレビや何かもずいぶん使つていらつしやるんだらうけれども、余り視聴率のないときになつてお困るわけなんです。それから、たとえば朝の「奥さんごいっしょに」というような時間なんかを使うとか、そういうような視聴率の高い時間に民放なりNHKなりに交渉し

て宣伝していただきたいということが一つ。それから、こういう年金の問題で一番力あるの婦人団体だと思つた。今度婦人団体の人と話して、こういう問題どうなのつて聞いたら、まあそれ知らなかつた。それはもうたくさん婦人団体ございすので、それぞれの婦人団体にもこういう問題を話ししてほしいという具体的な要請というの、私ら民間でやりますけれども、厚生省の立場でもそういうところに協力を要請するといふように、いろんな手を考へていただきたいと思ふんですけれども、それは考へていただけてますでしょうか。

○政府委員(大和田潔君) ただいま先生おっしゃいましたように、今回これが最後と、こういうふうなことでございすので、漏れなくやはり知つていただくにやならぬ。これはもう最低すべての人に、この制度が特例納付は今最後である、これに乗らなければ無年金として残るぞということについては、ぜひ知つてもらわなければならぬといふふうに考へておられます。そのためには、やはり一般的な広報といふものはどうしてもやつていかないと同時に、個別的な広報といふことも、周知といふんです、それもやつていかにやならぬと私も考へておるわけでございますが、一般的な周知徹底の方法といたしましては、いま先生がおっしゃいましたように、やはり各報道機関にお願いをする。テレビ等も先生おっしゃいましたように、たとえばNHKで「くらしのけいぎい」なんか、これ非常に視聴率が高いのでございすし、その辺からかなり浸透しておると思ふのでございす、なおいろいろとお願いをしたいと思ひます、また週刊誌等につきましても、ぜひお願いをしております。そういうもの、あるいは新聞の何と申しますか、小さな欄でございすけれども、そういうところを利用していただきまして、周知徹底に全力を挙げたいと思ひます。それから、そういう一般的な広報だけではななくて、やはり個別的にお知らせをせにやならぬ。これは従来もやつてきておるわけでございます。

けれども、これからやらにやならぬ。これからはお一層やらにやならぬ。それは、たとえばまだ適中に対しましては、住民票というふうなもの、あるいは国保の台帳、国民健康保険の台帳といったようなものからピックアップして、まだ入つておられない、したがってあなたは無年金者である、これは今回の特例納付について納めなければいけませんというふうなことをお知らせをする。それから、加入しておつて保険料を納めてない方にはまた納付書というふうなものをお出しして周知徹底を図つていくというふうなことを、いろいろ工夫しながらやつてまいりたいといふふうには考へております。

○小笠原貞子君 ぜひお願ひしたいと思ひます。いままで一生懸命やつてくたすつてゐるんだけれども、効果が上がつてないといふのは、やり方下手だと思ふんです、言葉遣い一つにしても。だから、その辺のところを、このところでもう工夫して、わかりやすくといふように、どうしたらばつとわかるかといふ、その苦勞をもう一つお願ひしたいと思ひます。

それじゃ次に、遺族年金の問題なんです、基本態で遺族年金のあり方の内容を検討するといふ課題の中で、保障の必要性の高い高齢の寡婦と有子の寡婦に対する重点的配分を検討する必要があるといふふうに出ておられます。これは当然だと思ふので、これは私もそのとおりやつていかなければならないと思ひました。それ以外に、やつぱり検討する課題があるんじゃないかといふことをひとつ申し上げたいわけなんです。

それは、夫婦とも厚生年金に加入している場合で、婦人の遺族年金とか妻の年金権といふのがありますけれども、逆の立場なんです。妻が死亡した場合の遺族年金のあり方の問題でございす。夫が死亡したら妻または祖父母等に遺族年金が支給されるわけです。ところが、奥さんが亡くなつても、夫が廃疾の状態にあるとか、六十歳以上とか、または十八歳未満の子供がある場合に限つて

しか、遺族年金は支給されないというのがいまの制度でございす。遺族年金がいままでの考え方でも、また何より年金における男女平等という観点からいつても、これは制度的におかしいんじゃないかと、逆の立場を考へてみますと、昔は旦那さんが働いて奥さんは家庭にといふふうになつておりましたし、大抵社会通念上実態はそうだと考へられますけれども、このごろ大分さま変わりしてまいりました。やつぱり男の方でも料理教室に行く人たくさんふえてきて、そしてもう外には向かないんだ、お母ちゃん行つて働いてくれと。おれは子供のめんどう、料理やつて——実際あるんですよ、笑つていらつしやるけれども、私はずつと見まして。そうすると、女は家庭にいて夫は外に出て働くといふのは、これは国際婦人年の決議においてもそうなつていませぬ、やつぱり男女平等、社会的な役割を果たすと、こうなつてゐるわけだから。そうすると、男の人が家庭を守つて女が外に出て働くと言つても、これちつともおかしくないことです。現実にはそういう家庭もあるといふことになれば、このところは大変遺族年金の問題としてちよつと制度的にも片手落ちの、一つの問題があるんじゃないか。だんなさんの収入が低いという人たくさんいますし、家庭の仕事が向いていなくていふふうなものもあるといふ現実から私は申し上げておるわけです。婦人の保険料の再検討といふのが言われてゐるわけですが、支給年度とか保険料の問題で、取る方ばかり男女平等といふのではなくて、この問題もひとつ再検討していただきたい。働く婦人がふえてきていふといふような状態の中でございすから、これひとつ考へてみるというお気持ちになりませんか、大臣。

○政府委員(木暮保成君) 確かに、夫が死んだ場合に、妻やその家族に出る遺族年金と、被保険者である妻が死んで、夫やその遺族に出る場合の条件が違つてございす、現在夫が遺族年金をもらつた場合、障害者である場合と六十歳以上と

か、大臣。

いうことでございますので、原則的にはこれはいんじやないだろうか。やはりこの条件に当てはまらない場合には働いていただくということがあつてもいいのではないかとこのように思つておるわけでございますが、非常に特殊な場合もあろうかと思つたので、研究をさしていただきたいと思つておりますが、ただ一方、夫が死んだ場合の遺族年金につきましては、表現悪いんですが、子なし若妻にも遺族年金が出ておるのは、今後老齢化が進んで年金の財源が非常に膨大なものになるというのを考えれば、むしろ男子が遺族年金をもらふ場合のようにすることも考えられたいんじやないかという提案があるわけでございますが、両方を踏まえて検討していただきたいと思つた。

○小笠原貞子君 まあたたくさん検討する問題がございませうから、そのたくさんの中の一つに入れたらいい、今後御検討もいただきたいと思つた。いろいろこの年金の問題に關しまして聞い合わせがあったり、実務的にも大変だと思つたわけなんです、ひとつこれは簡単なことなんですけれども、苦小牧市から前から陳情をいただきました。今度もいろいろ話を聞いてまいりました。社会保険事務所をぜひ設置してほしいという要望でございます。もうお調べいただいていると思つたけれども、これは北海道というのには非常に広いございませうね。そしていま室蘭にございませう。室蘭からこの室蘭の管轄の、歌で有名な襟裳岬、森進一のあるかと言いますと、実に百六十四・八キロあるんですよ。北海道広いですから、室蘭まで行くといふと百六十四・八キロでございます。これが車で行けば何と行けるけれども、これ汽車で行きますと、ここが日高線と千歳線の乗りかえになります。私、車持ってませんから汽車で行くといふことで考えたら、朝六時に類似といふところから汽車がありますから、その前、襟裳からだバスに乗らなげななりません。もう五時起きして、そして六時に類似で、苦小牧に九時二十九

分に着いて、十分後苦小牧で、室蘭に着くのが十時四十分といふことですね。それから今度は社会保険事務所まで行つて、そして私、すぐと言つてやつてもええればいけれども、ちょっと込んでたりしたら待たなければならぬといふことも、非常に大変な遠距離でございます。汽車賃が急行一回だけいたしまして片道千五百円、往復三千円といふ形でございます。苦小牧というのは、御承知のように北海道の中で一番人口伸びておりますから、だからそこで人口の伸び率というのがもう実に激しいですね。五十年から五十五年を見ておるわけでも、就業人口の伸び率が一・七倍と、さつき言つたように距離が非常に間隔がある。そして、現在は苦小牧に週一回来てもらつて相談業務なんかやつておるというので、これでも一日来てもらつたときの利用者というのが三百人も来ておるというふうなことでございませう。これは、人口的に言へばいろいろ問題あるかと思つたけれども、いま言つたような、非常に遠距離と、これから非常に人口もふえるといふ中で、やっぱりここに社会保険事務所をつつてほしいといふのは私は当然の要求だと思つたので、ぜひこの趣旨を考へていただいて、どういふふうに見通しを持っていらつしやるか簡単に答へていただければと思つた。

○説明員(正木藤吉) 社会保険事務所についての御質問でございますが、先生御承知のように、社会保険事務所は現在二百四十八カ所ございませうが、本年度新たに二カ所認められまして、本年度中には二百五十カ所になる予定でございます。社会保険事務所は、やはり国民サービスの向上というのを使命としておりますので、できるだけ住民の身近に設置することが望ましいわけでございます。私どもとしても、できるだけ社会保険事務所を増設に努めておるわけでございますが、現在社会保険事務所の新設を要望している県が二十数県に及んでおります。それらを総じて見ますと、人口の急増地域、これはとりもなおさず被保険者の急増地域に当たるわけでございますが、こういふところ設置するに、あるいは社会保険事務所が相当大規模になつて、住民サービスの面でもう少し分割した方がいんじやないかというふうな御要望もございませう。あるいは北海道の例のように、地域が非常に広大であつて、地理的条件からもう少し設置をしたらという、いろいろの要望がございませう。

先ほど申しました二十数カ所の要望を見ておりますと、率直に申しまして苦小牧の場合にはかなり後順位にあるわけでございますが、それぞれの御要望の趣旨は私も十分理解をいたしてございまして、できるだけ増設に努めてまいりたいといふふうにお思つております。苦小牧の事情につきましては、先生のお話のとおりでございます。現在、室蘭にありませう社会保険事務所が管轄してございまして、相当広域にわたつてございませうが、苦小牧は住民急増地域でもございませうので、週一回相談をするといふようなことで何とか対処しておるようなわけでございますが、北海道の場合を考へますと、現在あれだけの広域な地域に十三カ所の社会保険事務所がございませう。北海道における社会保険事務所のあり方をどうするかというのには基本的に考へていかなげな問題でございませう。それには、北海道にございませう社会保険事務所の問題といふものを道と一緒にございませう。再編成の問題として苦小牧の御要望についても十分承知をしております。方々、他の府県の要望等も勘案しながら、できるだけ検討を進めてまいりたいといふふうにお考へておるわけでございます。

○小笠原貞子君 ぜひ早急に、住民サービスの向上からもう一つついでにいただけるような御努力をお願いしたいと思つた。

次に、子供の問題、大臣にぜひ伺いたいと思つたわけなんですけれども、子供を取り巻く環境が非常に悪いといふことは、もう大臣としても心を痛めていただいていると思つたわけなんです。働く婦人といふのが非常にふえてまいりました。そこで、き

ようお伺いしたいのは、学童保育と私どもも言つております。厚生省通達用語を使へば都市児童健全育成事業といふことになるかと思つたんですが、そのいわゆる学童保育といふのの要望が非常に多くなつておるわけなんです。全国学童健全育成協議会といふのができて、大臣は御承知ないかと思つたけれども、これは全国的な学童保育をつくらうといふお母さんたち、お父さんたちが集まりまして、これ大臣、きょう差し上げますので、お忙しいと思つたけれども、きょう目を通つていただきたいんですけれども、「学童はいく」といふのは、これは毎月月刊で出ておる。これを見て、都市児童健全育成事業なんてむづかしいことを言わないで、学童保育として厚生省もきちんと位置づけたいだけのように、きょうはお願いをしたいわけなんです。

この学童健全育成協議会の調査によりますと、昭和五十年に全国で千九百三十カ所です。数多いですよ。千九百三十カ所以上にあつておるわけなんです。二千四百六十カ所以上にあつておるわけなんです。私もこの間札幌へ帰つたとき調べました。去年、札幌市直営でやつておるものが二十七あったのが、一つ削られて二十六。そして、そこに入り切れないから共同でお母さんたちがつくりだしたのが四カ所だけあつたんです。この間行つて調べてみたら九カ所にあつておりました。一年で五カ所ふえた。これはもう本当に子供のことを考へて、お母さんたちがやむにやまれずつくりだしたという教だと思つた。品川区では千二百八名に対して九十名しか入れませんでした。十分分の一ですよ。それから足立区、葛飾区、中野区などもたくさん入らなかつた。こういう非常に大きな高まりになつておる学童保育。勤務婦人はますますふえておると。こういうことから、児童の福祉を所管される厚生大臣として、これらの問題をどう考へていらつしやるか、簡単に御所見を承りたいと思つた。

○国務大臣(小沢辰男君) 留守家庭児童の対策につきましては、これはもうおつしやるまでもな

く、私どもとしては児童の健全育成の見地から見まして非常に重要な問題だと思えます。したがって、この連絡協議会の御要望のような、学校の中で特別な部屋を設け指導教員を置き、あるいはまた健全育成事業というものを人口五万未満にも適用し、あるいはいろいろな補助、助成を大幅にやっつけていくというような御要望を逐次解決をするように努力していかなきやいかぬと思えますが、御承知のとおり厚生省としては児童館の設置だとか、あるいは都市の児童健全育成事業をできるだけ個所数をふやして努力をしておりますが、同時に文部省にも連絡を申し上げ、学校体育施設の開放事業の推進をやっていただきましたり、あるいは労働省では働く婦人の家の設置を促進していただきましたりいたしておりますが、総理府で各省の連絡調整に当たっておりますが、今後とも地域社会と一緒に、また学校と一緒に、私ども児童館その他の施設とも一緒に、児童の健全育成のためにできるだけの努力をしたと思っております。

〔理事片山甚市君退席、委員長着席〕

○小笠原貞子君 いま申し上げましたように、いま非常に大きな要求になって具体的に運動が起きて、そしてそういう雑誌をつくりながらお母さんたちがともに勉強していこうというその盛り上がりになりましたのは、やっぱり何となく環境が非常に悪化しているということなんですよ。大臣やここにいらっしやる方の周辺の環境というのは違わうわけですね、いま本間に子供が置かれていた環境は。

それで、ちょっと警察庁の方に調べてくださいと言つて調べてもらったわけですが、非常に強姦されたとか、いたずらされたというのが、非常に数あるわけなんです。どれくらいかというのを伺いましたら、昭和五十二年をいたしましては、強姦といふのが二百七十三件ございまして、それから、強姦といふ行為をされたのが千四百八十九人でした。これは警察が認知した件数でござ

います。だから、こんなことは恥ずかしくて言えないし、むしろ隠すというふうなのが親御さんの気持ちだと思つておられる。だから、これはもう本当に氷山の一角にすぎないと思つておられる。だから、大臣にぜひ聞いていただきたい。けれども、この氷山の一角でも強姦といふにさうな実態を、本当に考えていただきたいと思つておられます。それで、子供たちが帰つて、お父さんもお母さんもない留守家庭になつて、何をやっていくかといふふうになっておられる。やっぱりテレビが一番相手になつておられる。これは青少年白書の五十二年度版から私見をさせていただきます。男の子、女の子で七五%。そうすると、テレビというのが非常に大きな影響を与えるというところが考えられます。そのテレビの影響がどういふふうにあつておられるかといふこと、これもこの青少年白書にございまして、「少年非行の背景には、少年を取り巻くあらゆる社会環境が大きく影響を与えているものと思われ。」と、そのとおりです。ね。そして「雑誌の売春記事にヒントを得た中学生が、売春を行つていた事犯や、小学生がテレビドラマを模倣し、連続して脅迫電話をしていた事犯など、低俗な雑誌、映画、テレビなどに影響」といふのが非常に多いと、これはもう大臣も頭で御承知のことだと思つておられる。

こういう状況の中に置かれておられる子供、その子供たちが五月五日に子供の日を迎えます。その子供の日の新聞の社説やいろいろな発言を見ますと、そこで強調して言われていることは、子供に健全な遊びと一つ言われているわけですね。勉強することと一緒に健全な遊び、健全な体づくりということが言われているわけですね。そうしますと、この子供たちに対するお母さんたちの願い、児童保育というふうなことの願ひの中には、やっぱりこの児童保育によつて集団の中で指導員に指導されておられる健全な遊び

をする、そしてそこで勉強も見ると、そしていろいろな学年の違う子供たちがお互いに助け合つて、そこで本当に学校だけではできない非常に友情といふものがあつておられるといふこと、でございます。そして、その子供たち自身が、差上げました本の中にも出ておられると思います。作文をたくさん書いておられる。本の中に児童保育に行つてどんなに楽しいかと、子供が非常に喜んでおられるわけですね。それから今度、お母さんたちも、そこで子供が学校教育では得られないそういう児童保育の中の教育といふものを見張るようないと思つておられる。生活規律も確かによくなつてきたと、そして子供のめんどろを見るようになったというふうな、いろいろなことが出てくるわけですね。だから、私は保育所を出て小学校に行く低学年の子供たちには、どうしてもやはり児童保育といふものが制度的につくられていくといふのが必要だと思つておられる。そういう制度的に児童保育を考へるということについて、大臣はどうかいふふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(石野清治君) 留守家庭児童の問題でございまして、これは先ほど大臣から御答弁いたしましたように、やはり児童の生活圏に見合った形で児童館なりあるいはびつ子広場を含めた児童遊園の整備、そういうものと、それからあるいは先生おっしゃる通りに、社会教育の分野の施設がいろいろございまして、そういうものとの適切な組み合わせをしていって、本当に留守家庭児童の対策を進めていかなければ効果が上がらないといふふうには考へておられるわけでございます。厚生省といたしまして、いままで考へておられます問題は、あくまでも留守家庭児童というだけに焦点を合わせないで、留守家庭児童を含めた、いわば健全育成施策といふものの観点から、いろいろの施策をやっておられるわけでございますけれども、最近特に婦人労働の数がふえてまいつておられますので、これについては相当の決意で対処していかなければならぬと思つておられるわけでございます。それにいたしまし

ても、やはり基本的には児童館の整備といふのをまず急がなければならぬし、それから同時に児童館の周囲にございまして児童遊園の整備、これもやはり急がなければならぬと思つておられるわけでございますが、それでは都市部におきます問題といふのは、それでは解決できないわけでございます。確かに、田舎の方に参りますと、土地もございまして、児童館の整備もわりあいにたやすくできますし、それから児童館を中心とした母親クラブなり、あるいは児童クラブといふものの育成もなかなか簡単にできるわけでございますけれども、特に大都市を中心とした都市部の児童に對しまして健全育成施策といふのは、なかなか進み得ない状況でございまして、そこで都市部におきます、そういう留守家庭児童を含めた児童の健全育成施策を進めようとするために、児童館が整備される間、何らかの措置をせしなくちゃならないといふことで、御案内のとおり五十二年度から都市児童健全育成事業といふ形で、いわばニュー化方式によつて一番その町村、その地域がやりやすい方法、そういうことでやつたものに対して助成をするという方向で考へたわけでございます。五十二年度、五十二年度の情勢を見ますと、五十二年度は新規事業でございまして、なかなか徹底してまいりませんでしたけれども、五十二年度によりやく徹底する芽が出てまいりました。私は現在でも都市におきます留守家庭児童を含めた健全育成施策といふのは、やはり地域が中心となつてやるのが一番いいし、それに対して、国が助成をするという道が最もいいんじゃないかといふふうにお考えになっておられる。現在この都市健全育成事業の方式については、もっと内容のあるものにしなきゃならないといふふうには考へておられるわけでございます。制度的に児童保育所をつくるべきかどうかにつきましては、いろいろ議論があるところでございます。私どものいまの施策は、あくまでも留守家庭については、都市児童健全育成事業を充実していくということに最大の焦点を当てて、努力をいたしておられるわけでございます。

て、努力をいたしておられるわけでございます。

○小笠原貞子君 いろいろおっしゃいました児童館をつくるのもいいし、遊園地をつくるのか、それから校庭開放もいいということも、確かにいろいろなることをやっていたかなければならないわけですから、いま私が申し上げましたのは留守家庭です。だから、留守家庭の子供だけを集めると、これはほかの子と差別になるから、だから一般に込めて公平にやるといふふうによくおっしゃるんだけど、これ逆の公平ですよ。つまり留守家庭で親御さんがいないというそういう条件の中の子供たちだから、やっぱりその子供に特別のそういう学童保育というものが必要になってきているという、こういうふうにおっしゃるわけなんです。だから、そういう意味において、いろいろ一般の子供を含めての児童対策ということ、当然していただかなければならないけれども、やっぱりお父さんお母さん、働きに行つてるとかいろいろな事情で、留守家庭に置かれる子供には、その子供の状態の中で必要とされる学童保育というものには私は当然必要だと思ふ。だから、そういうものは将来的に制度的に検討するといふ必要な段階にきたんではないかと思ふ。それは大臣、お聞きになってどうでしょうか。——むずかしくないですよ、大臣。率直な御意見を伺いたい。

○国務大臣(小沢辰男君) いま児童局長申し上げましたのは、何も先生の御意見の中にある学童保育を否定して申し上げているわけじゃないんです。その地域全体の事情というものにマッチしたやり方でやった方がいい。だからその場合に、もしその地域で学校とよく連絡をとって、そしてある施設の一部を利用して指導員置いてやろうという場合には、これは都市児童健全育成事業のメニュー化の一つだと考えて、われわれはやればいわけでございますし、ちょうどたまたま敷地もあって児童館もつくれる、そこに付属して若干の遊び場もできる、遊園地もできるという場合には、それを中心におやりになればいいし、そういう意味で申し上げたわけでございますから、それは決して否定を申し上げているわけじゃありません。

ん。したがって、あらゆる方法を考えまして、児童の健全育成に資するように私どもも努力していきたいと思ひます。

○小笠原貞子君 御趣旨わかりました。私も児童館建設すると言つてのじゃなくて、私も児童館は児童館でそれなりにつくつていただきたいと思ひます。児童館どうしてもつくりたいと積極的な御発言いろいろいただいているわけですが、中でも、中学校区に一カ所ぐらいをめぐらして、お考えになっていらつしやいましたというふうにお考えになると、ちょっと数、数えてみたら約一万館ぐらゐるわけでしょう、中学校区一カ所と。毎年度つくられるのが百二十から百三十ぐらゐです。そうすると一体何年かかるかなと、現在二千三百館あるわけですね。残りが七千七百館、これは毎年百二十ないし百三十つくる、計算してごらんない、六十年かかるんです、大臣、六十年かかるんです、児童館つくるのに。もう児童館じゃないですよ、老人ホームつくつてもらわなきゃならないようなそういう数になるわけですよ。だから、児童館もつくつてもらいたいけれども、その間の措置としては、六十年なんて、これ、とてもその間なんて言えないけれども、当然もっと積極的に学童保育のめんども見てもらいたいということですよ。中学校区で六十年かかるんですから、子供、低学年ですから、私らの希望で言つたらやはり小学校単位でほしいですね。さっき言いました強姦だ、わいせつ行為されたというふうな子供たちのいるような状況を見ますと、やっぱり近くにだつたらいいんだけれども、途中でそういういたずらされたというふうなものもあるわけですよ。だから、やっぱり児童館つくる、これ、結構です。つくつてもらいた、中学校区なんて言わないで小学校区につくつてもらいた。六十年なんて言わないで、少なくとも五年計画、十年計画ぐらゐで考えてほしいというのが私の考え方で、これは否定なさらないと思ひますが、そういうふうにお大臣ひとつ積極

的に、六十年じゃだめですよ、おじいさんになつちやうんだから、おばあさんになつちやうんだから。だから、児童館つくるんだつたらつくるんで結構です、応援もいたしますから、早急に六十年なんという計算するようないいではないですか、い、もっと早くつくつていただきたい。

そこで、財源の問題になりますよ、つくりたいのだけれども財源がない。しかし、財源は出せるんじゃないか。つまり今度の児童手当法改正で福祉施設費というものを使得、これ、できるんじゃないでしょうか。そういたしますと、五十三年度三十七億使つても十億余るといふふうな数字が出てくるわけですね、私、計算いたします。そうすると都市健全育成事業というのは大臣、それもやっていますとおっしゃいましたけれども、やっていたらいいのはいいけれども、六十年先には児童館の当面の問題として出しているのが、わずかに一億一千万ですよ。一億一千万。そして一クラブ年わずか三十万という程度なんです。これではとても、御趣旨はわかつてやっておりますと言われても、お金から見ればとても御趣旨わかつていただけたとは私、思えないわけですよ。まあ来年は国際児童年にもなりますし、大臣としてもこの点は非常にお考えをいただきたいし、今度の法改正で財源もできるということを私は申し上げたいと思ひます。積極的に取り組んでいただきたいと思ひますが、大臣の御見解を伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小沢辰男君) もうおっしゃるとおり、できるだけ私も努力してまいります。

○小笠原貞子君 本當にしてくださいね、六十年たつたらおじいさん、おばあさんになりますから。

○柄谷道一君 大臣も御承知のとおり、わが国の六十歳以上の高齢者は、現在、総人口の二・二%、千三百五十三万人であります。昭和六十年には一四・一%、千七百二十六万人、昭和八十五年には二三・六%、三千二百六十二万人に達するであろう、このように推定されております。

このような高齢化社会の急速な進展に伴ひまして、年金受給者と年金の成熟度も急速に増大することは当然でございます。厚生省の推定によりますと、年金受給者は、五十一年、六十年、八十五年と対比いたしますと、百七万人から二百五十七万人に、そして八百六十六万人に増大をします。成熟度も四・三%から九・三%へ、さらに三三・九%に達するであろうとされております。国民年金の場合も同じく、二百九十二万人が昭和八十五年には六百四十二万人、成熟度も一一・七%から二四・八%に増大をします。また、公務員、公共企業体等の共済年金についても、公企体の場合、現在すでに八十年代の厚生年金の成熟度に見合ひ、今後はさらに増大するであろう、こう見られております。このような展望は、今後加速度的に年金受給者の比率がふえ、年金給付と年金の費用負担との関係が重要な課題になるということを意味しておると思ひます。

まず大臣から、高齢化社会への突入を現実の問題として控えて、今後の年金に対する基本的な見解というものについてどうにお考えになつておられるのか、冒頭伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(小沢辰男君) おっしゃるとおりでございます。まず、私も過般、基本懇談会の先生方あるいは制度審等の御答申を踏まえて、また各党の御意見等も踏まえて、今年いっばいばかりしまして、何とかひとつ基本方針を固めたいと思つておるわけでございます。いま構想をと言われましても、私まだ自信を持ってお答えするやうな回答が用意できておりません。

ただ、問題点の中で早急にやらなければならぬと考へますのは、まず当面の経過年金の方々のあり方をどうしたらいいかということが第一点。それから、将来の受給者の増大、それから老齢化社会、働く者と六十五歳以上の比率の問題等を考へてみますと、いま御指摘の成熟度等から財政的にも見通して見ますと、厚生年金等における支給開始年齢等、これらを一体将来どうしたらいいかという点も考へてみなければなりません、いろ

いる問題は整理をしていられる中でございませぬので、もうしばらくお待ち願ひまして、来年度はぜひひとつ基本的な方針を固めて御提示を申し上げたいと思ひますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○柄谷道一君 新聞の発表によりますと、大臣は、ただいま述べられました公的年金の支給開始年齢について、将来六十五歳とすべきではないか、このようなお考えをお持ちのやに受けとめられる新聞記事がございませぬ。事実、基本構想懇談会の中間報告をながめてみても、諸外国の被用者年金の支給開始年齢と対比して、わが国の場合は最も早いグループに属する、したがって、厚生年金の場合は、人口の高齢化、制度の成熟化に伴って急激な費用負担増をもたらすであろうから、支給開始年齢の引き上げを段階的に実施していくことが必要であるという点において大方の意見の一致を見た、この中間報告に書かれてあるわけです。また、共済組合についても、受給者の増大、さらに恩給期間部分の減少と新法期間部分の増大によって、将来給付費の増大と被保険者の負担増加が避けられない。よって、厚生年金の場合よりも支給開始年齢の引き上げの必要性は強い、この中間報告に指摘されているわけです。

大臣の言明、このような中間報告、こういうことを総合して考えますと、支給開始年齢は今後、段階的ではあらうけれども、逐次六十五歳段階まで持っていくべきというのが大臣のお考えでございませぬか。

○国務大臣(小沢辰男君) 私は、何も近々さういうふうには考えておるわけではありませぬで、遠い将来にはさういうふうなことを考えざるを得ない事情が来るのではないだらうか。したがって、そのためには高齢層の雇用対策というものを労働省と連絡をとりまして真剣に取り組んでいかなきゃいかぬだらうと。現実に、定年が六十を超えている事業所等はほとんどございませぬ。○数%というふうな状況でございませぬので、したがって、定年後、各企業あるいは各官公庁省と

の定年の問題と、それから老齢年金の支給開始年齢との間、これを一体どうするかという問題等も十分対策として考えていきたいと思います、ただ開始年齢だけを財政上の都合で引き上げても、これは非常に私は混乱が起きると思ひますので、その辺のところは慎重な対応の仕方を考えていかなきゃいかぬと思つておるわけでございます。

○柄谷道一君 年金支給開始年齢と雇用対策、これが密接不可分の関連にあることについては、私も同感でございます。

そこで私は、本年の三月二十三日の社労委員会及び三月三十日の予算委員会の第二分科会で、労働大臣に、昭和四十八年第二次雇用対策基本計画では、五十二年定年定年年齢を六十歳とすることを目標としておつたが、六十歳定年は三六%にしかならない、五十五歳定年は依然として四七・三%を占めている。第三次雇用対策基本計画でも同様の目標を定めておられるけれども、減速経済のもとで、企業が減量経営に腐心しているという現状を踏まえると、省令措置のみをもってしてはその達成は困難なのではないかとこのように現状を当面、定年年齢を六十歳とするか、また、アメリカの例にならぬように、六十歳未満の者に対する年齢を理由とする差別的禁止、いわゆる年齢差別禁止法の制定を行う必要があるのではないかと。そして将来、この法制化された六十歳のいわば定年を六十五歳に延長していく。アメリカにおいてもとり得る方法であるわけであるから、このような長期展望が望ましいということ、提言を含めて質問をしたのであります。労働大臣の答弁は、法制化についてきわめて消極的でございます。

そこで、これは所管は違われませぬけれども、一方老齢保障の両翼の一翼としての年金を抱えておられます厚生大臣として、また国務大臣として定年年齢の法制化についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたい。

○国務大臣(小沢辰男君) 私は、法制化は別問題にして、基本的には現在の健康状態あるいは平均寿命の状況等から見て、六十歳でまだまだ社会に

貢献するということはうんと私はできると。われわれお互いを考えましてもさう思ひますんですが、ただこれを法律によつて規制するかどうかという点になりますと、非常に私は労働大臣が心配するようになり、なかなか実現性が困難だらうという見方から消極的な意見になつたんじゃないかと思ふんですけれども、私は、個人的にはちよつと余談になりますが、私の同郷の総理大臣が御出ましなときに、直ちに総理から、定年六十歳ということを進言をまず教育の方面から断行するということを進言いたしました。非常に同感を得まして、総理みずから文部大臣を呼んで指示したこともございませぬので、私は個人的にはさういう気持ちを持っておりませぬけれども、所管でない者が法制化賛成だなんて言ひまして閣内不統一になつてもいいけませんし、よく検討していただきたいと思ひます。ただ私、厚生大臣になりまして考えますのは、もつと高齢者の就職を社会福祉なりその他いろんな面で活用する方法はないのか。これを厚生省としてもつと研究してみよう必要があるんじゃないか。特に医療、福祉面を含めまして雇用造成等の面からも考え、ことに高齢者の就職の場を与えるのは福祉や医療面が一番私は適当じゃないかというふうにおもひます。その研究をいま進めていただいいておられます。さういう面から現実解決をしていく努力を積み重ねていきたいと思います。

○柄谷道一君 私は、一口に高齢者と言ひましてもライフサイクルがあると、さう思ふわけでありませぬ。すなわち六十歳代の前期、六十五歳までは主として定年延長を初めとする雇用保障制度の確立というところにその前提が置かれるべきであらう。そして、後期には所得保障、いわゆる公的年金等の充実と医療保障などの社会的な施策が重点に据えられる。これが有機的に結合する。これが今後わが国のあるべき老齢保障の姿ではないだらうかと、さう思ふんであります。ところが、わが国の行政はもう大臣御承知のように縦割り行政になつておまして、前期の部分は労働省、後

期の部分は厚生省、さうなつていられるわけです。しかもなかなか有機的な結合が図りにくい。まあいま大臣の個人的見解を伺つたわけでありませぬけれども、私はもうこれ総合した、いわゆる高齢者対策というものを推進していくためにはこの二つの省というものを横断した、いわばプロジェクトを組みまして、この問題の解決について両省一体の体制をとる。これがとられませぬと、なかなか一方高齢化社会というのにも自動的に進んでいくわけですね。しかもスピードが速いわけですね。一方、雇用保障の方は各駅停車、もしくは一つ駅でとまってなかなか進まない。だんだん距離があいてくるわけですね。さういふ現実を考えると、私はそろそろもう二十年ぐらいたつてこんな時代がくるわけですから、早急に両省横断をするプロジェクトを組んで総合施策を強力に進めるべきである。なわ張りの問題を言うべき時期ではないかと、さう思ふのであります。いかがでしょうか。

○国務大臣(小沢辰男君) 大変いい御提言だと思ひますので藤井君と相談をいたします。同時に、与党とも相談をいたしまして、さういふ体制をできるだけ早くとり得るようには努力をいたしたいと思います。

○柄谷道一君 大臣のそのようなせつかつの努力は期待いたしますが、それではこのように確認していいですね。

そのような雇用保障体制が実のある前進を示すという点と、支給開始年齢とは不可分である。よつて、片方の方が進まなければ支給開始年齢を引き上げていくということはむづかしいと、さう大臣お考えになつていられると理解してよろしうございませぬか。

○国務大臣(小沢辰男君) さうありたいと思ひますが、なかなか現実はさういきませぬかと。さういふ努力をいたしましても、直ちにさういふつなぎがきちつといた体制が何年後に見通されるかという点については、まだいまいち自信がございませぬので、直ちにおっしゃるとおりだと回答はできませんが、気持ちとしてはそれはもう当

然そういう気持ちでいかなければいかぬだろうと思ひます。ただ六十を、定年を、支給開始年齢の引き上げを考えます場合には、相当の期間を置かなければいかぬと思ひます。相当、いま決めまして直ちに次から実施するというようなものじやないわけでございますので、前のときもそういうふうに相当の期間をかけているわけでございまして、したがって、その間にいまおっしゃいましたようなつなぎの努力を十分とりたいたいことにとどめさせていただきます。

○柄谷道一君 何回も繰り返しますが、高齢者対策の両翼なんですね。片翼が育たないで片翼だけで空を飛べるはずがないんです。どうしても両翼で飛ばなければならぬ。両翼で飛ぶためにはやはり雇用保障対策、これが本場に伴わなければ年金財政というものはパンクするという時代を迎えるであろう。一方を持っておられるのが厚生大臣なんです。一方を横断する常設のプロジェクトチームぐらゐを組んで、一方の基本問題懇談会の進捗状態と相見合いつつ、これに相応する雇用保障政策について一体的な施策が、これは内閣一つなんです。閣内できるとはいいたいと思ひます。強く大臣の努力を希望しておきたいと思ひます。

次に、これに関連する在職老齢年金の支給制限についてでありますけれども、いま大臣も言われましたように、支給開始年齢が六十五歳以上になることはいいですね。これは段階的ではありましようが、そこらが大體支給開始年齢のめどであらうということですが、となると、現行制度では在職老齢年金の支給制限として、六十五歳であってもなお二割の制限が課せられているわけですね。私は六十五歳未満の在職老齢年金についての年齢制限についてもいろいろの問題はありますけれども、まず当面少なくとも将来俯瞰から見ても、六十五歳以上についてはこの支給制限というものを撤廃するということが適当ではないか。こう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 在職老齢年金のうち六十五歳から出すいわゆる高在と、それまでの低在とは確かに性格も違いますし、長期的な視野に立つた場合には、さらに意味合いが違ってくるのは事実だと思ひます。そういう観点からいたしまして、五十一年度の改正では高在につきまして二割カットをしております。十一万円までは十割ということにしたことだと思ひておるわけでございます。高在のあり方につきましては非常に基本的な問題でございます。六十五歳になればもう年金の被保険者から外して保険料も取らない、給付をするという考え方が一方にあるわけでございます。また一方では、やはり将来の年金財政というものを考えれば、六十五歳でも健康に恵まれ、また雇用の機会に恵まれている方には被保険者として残っていただいで、それ相応の拠出もしていただくという考え方もあるわけでございます。そこら辺にらみ合わせまして在職老齢年金のあり方につきましては検討をさらに加えてまいりたいと思ひております。

○柄谷道一君 ここで明確な答弁をすかしと思ひますが、私は基本的に六十五歳未満の在職老齢年金の支給制限というものを同一の考え方と、六十五歳以上の場合というものを同一の物差しではかかっていかどうか、ここに基本的な私問題は存在するように思ひております。この点篤と今度の懇談会等でも議論を詰めていただいて、ひとつ明確な答えが出るように御努力をお願いいたします。

私は、わが国の公的年金制度は私なりに大別をいたしますと、八つばかりの問題点と弱点を抱えているのではないかと、こう思ひております。しかし、きょうは時間の制限がございまして、別の機会にまた大臣にただすことといたしまして、きょうはそのうちの二つの問題にしばって御質問をいたします。その第一の問題は、給付水準にかかわる問題でございます。厚生省は数次の改正によって給付水準は向上し、厚生年金は国際水準に達したと、こ

う時として述べられております。しかし、わが国の年金制度は長期加入が条件でございます。したがって、無拠出の老齢福祉年金や国民年金の五年、十年年金といふいわゆる経過年金につきましては、大臣も御承知のとおりその水準が低い。しかも、これらの年金受給者が現時点では老齢年金受給者の過半を占めている。これが現実でございます。したがって、この意味において、高齢者の生活を保障する機能を現行水準が果たしているかどうかというところの一つの問題がある。第二には、個々の年金水準間もしくは同一制度内で給付水準に不合理な格差があるという問題ではないか。これを解決していくためには従来から、基礎的生活レベルを保障するナンショナルミニマムを設定して、これを各制度を横断する基礎年金とする

ことが適当ではないかという意見が強く各方面から出されております。この基礎年金構想に対する大臣の所見をお伺いしたい。

○國務大臣(小沢辰男君) 先ほどもお答えいたしました。私は非常に個人的には魅力を感じておりました。この一年間で方針を決める場合に有力な構想としていきたくと考へているわけでございます。ただ、財源問題等この提案の中にはいろいろの問題点もございまして、これらについては十分検討をさせていただきます。

○柄谷道一君 かつて厚生大臣でありました田中さんは、この基礎年金構想を大々的に提言されました。私はお伺いしたいんですが、大臣、田中さんの意欲と後退しているんですか。前進しているんですか。

○國務大臣(小沢辰男君) 田中大臣のやつを私、委員として実は予算委員会なりその他で聞いたことございまして、少なくとも有料老人ホームに入れるようなものをいまの経過年金にはやりたいという構想が一つ。それと関連しまして、やはり国民全体の老後の目標として、一応全部が期待し得る年金を、その程度の、個人については考えていくんだと、そういうことで、当時たしか有

料老人ホームに入る一カ月の費用というものが二万五、六千円じゃなかったかと思ひますが、そういうものを目指していきたくという決意の表明を国会でされたことがあったと思ひます。この金額については、それがいいのがあるいは最近の有料老人ホームの人員費その他から見ますと、たしか若干上がっているようにも思ひます。そういうことでなくて、制度審のような考え方あるいは民社党御提案の前年度の給与の約三割、夫婦で全体の四割五分というような構想、あるいは各政党でそれぞれお出しになっているような構想でございます。これを踏まえまして、制度審の意見等もございまして、私は田中元大臣より後退しているのか前進しているのかと言われますと、もう彼が構想を打ち出したのはたしか三年前だと思ひます。さて財源をどうするかということになります。さて、なかなか納得いかならうと思ひます。さて、なかなか一遍に回答が出るわけでもございませぬ。ただ、基礎年金構想についての魅力を感じている度合いは相当強いと御認識をいただいでいいんじゃないかと思ひます。

○柄谷道一君 基礎年金構想と一口に言ひましても、問題は基礎年金の水準、これが問題にならうと思ひます。しかし、ここで水準問題を議論しておつてもなかなか前へ進まないと思ひます。そこで、この水準をある程度高めようということになると、その費用負担の問題が出てくるわけですね。私は基礎年金というものを将来つくるにすれば、それは被保険者期間や収入に關係のない、これは定額制が少なくともとられるということであろう。同時に、財政はこれ世代間の負担という立場に立てば、あるいはこれは賦課方式という方式をとるか、スウェーデンの基礎年金制度がとられておりますような税移転の方式をとるか、いずれにしてもそういう方式というものが検討されなければならぬ。いま大臣は強い意欲を持っておられると、こう言われたわけですが、その財源、いわゆる費用負担問題についていま現在構想

をお持ちでございますか。

○政府委員(木暮保成君) 基礎年金のやり方も幾通りかあるかと思いますが、ただいま先生がおっしゃったように、特殊な条件をつけずに年齢で一律に出すというのであります。これはなかなか保険料になじみにくいと思うわけでございます。やはり、保険料の場合には、掛金に比例して年金額が上がるということが一つのメリットになり、国民の協力を得るという面があるかと思うわけでございますが、そういうふうなフラットなことであるとすれば、保険料ということではなかなかうまくいかないであろうと思うわけでございます。中間意見でも、やはり基礎年金のケースワークみたいなことをしていただきまして、その際には各制度の保険料の持ち寄りという形で作業をしたんでございますけれども、中間報告の表現にも出ておりますが、やはりもう保険料じゃなくして一般財源なり何なりを考える方が適當かというような結論になっておるわけでございます。今後の年金体系のあり方、それが直接に財源の問題とも絡みますわけでございますので、どういふふうに将来の年金体系を組むかというこの関連で、財源につきましてもさらに詰めてまいりたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 私、もちろん中心は基本問題懇談会で詰められていくと思うんでありますけれども、大臣、ひとつこの問題について各党それぞれが考えを持っていると思うんですね。だから、そういう政策レベルにおいても、こういう時間の限られた質疑ではなくて、大臣が虚心坦懐に各政党の年金将来構想というものを一度聞かれて、そしてそういう意見というものを一つの大きな参考にしたがら基本問題懇談会でそれを消化していく、こういう行政段階といわれる立法段階というものがやばい程度との連携を持ちつつこの問題の検討を進めていきたいと思います、ちょっとやそつとの問題のこれ改革じゃないわけですから、また健保と同じような問題を繰り返す危険があると、こう思うんです。いかがでしょう。

○国務大臣(小沢辰男君) おっしゃるとおりだと思いますので、私も今度は相当期間がございまして、私どもは、どの段階でそういうことをお願いしたらいいのかわからない御意見を承りまして、できるだけ、これはもう本当に国民のための制度でございますので、私もただじゃなく、皆様方、先生方と十分打ち合わせをし、また御意見を承って案をつくりたいと、かように考えます。

○柄谷道一君 私はもう一つ大臣にこの問題で要望しておきたいことは、老齢福祉年金及び国民年金のいわゆる経過年金の問題でございます。これもやはりナンショナルミニマムといいますが、基礎年金というものをやはり前提に置いて、そして年次計画的にこのようなステップを踏みながらその段階に到達していくんだ、こういう整合性を持つてやはり検討しようものがあつてしかるべきではないか。そういうものが無いと、一体何を基準に引き上げていくのか、将来構想というものがあるが、これら経過年金、無拠出年金の改善を図っていくという点については、必ずしも老後保障に対する将来のともしをともしたことに私はならぬと、こう思うわけです。そういう考えについてはどうでございますか。

○国務大臣(小沢辰男君) 全く私も同感でございます。○柄谷道一君 それでは第二の問題に移ります。それは婦人の年金保障の問題でございます。わが国の婦人に対する年金適用につきましては、年金局長も述べておられますように、わが国独自の仕組みが取り入れられております。制度的にはかなりの保障が行われていることは承知いたしております。しかし、三つの問題点を抱えていると私は思います。その一つは、無職の婦人について老後保障の体系が整備されていない。特に、夫が死亡した場合、妻に支給される被用者年金の遺族年金の水準が低い。これが第一の問題ではないか。第二には、被用者年金の妻の加給額が少ないという問題がございまして、第三には、国民年金に任意加

入していない妻が夫と離婚した場合、老後の年金保障に欠ける場合がある。この三つの問題点を婦人の年金保障問題については現行制度では抱えていると、こう思うんであります。大臣の御所見、いかがでしょう。

○政府委員(木暮保成君) いまの御指摘の問題は、そのとおりだといふふうに私も考えておりましたが、今後の改正にはぜひいい案をつくって御提案をしたいといふふうに思っております。

それで、被用者の妻が無職の場合には、これは被用者年金でカバーをするということになっておりましたが、遺族年金という形になるわけでございまして、現在これは五割でございます。これを水準を上げることは非常に大きな問題でございます。私も、私も数年来取り組んでおるわけでございまして、現在寡婦加算という形で一応の充実を図っております。現在寡婦加算という形でございます。これについていふように考えておられますか、私も、私もこれにつきまして水準の引き上げを考えてまいりたいというふうに思っております。これには、いわゆる子なし若妻というふうなケースにも出るのをどう考えるか、あるいは単身者が受ける場合の年金——これは御指摘の第二の問題に関連しますが、単身者が受ける年金と夫婦が受ける年金とのバランスをどう考えるか、あるいはこれは御指摘の第三の問題に絡むわけでございまして、国民年金に対する妻の任意加入をどういふふうに考えていくか、そこら辺の関連を見まして対案をつくりたいといふふうに考えておるわけでございまして。

それから、妻の加給が少ないということでございますが、これも現在の厚生年金の年金が世帯の種類にに応じたニードを見ていないということが言えるのではないかと思います。欧米では五割の加給をするというふうな例があるわけでございまして、それはまた逆に言えば、老齢年金が夫が死んで遺族年金になる場合に、七割給付なり何なりに

なるという基礎にもなるわけでございまして、世帯の実情に応じたウェイトをつけた年金額ということにもぜひ持っていきたいといふふうに思っております。それから、任意加入をしていない場合、高齢で離婚した場合に年金がなくなってしまうということがあるわけでございまして、この問題につきましても、中間意見で二、三の方法が述べられておるわけでございまして、全体との体系の絡みを見ながら、それが一番適した方法であるかを検討してまいりたいといふふうに思っております。

○柄谷道一君 大臣、いま局長が答弁されましたように、私が指摘した三つの問題を現行の婦人の年金保障に関して抱えている、これはもう現実でございます。私は基本的にはさきに述べましたナショナルミニマムとの関連において、これをどう解決していくかという検討が行われるべきが本筋であろうと、こう思うのであります。しかし、これにはある程度時間を要するわけですね。そこで、いま寡婦加算のことを言われまされたけれども、これは前回の年金改正時に厚生省は七〇%要求したのです。ところが、大蔵の強い抵抗に遭ってこれがなかなか実現できなかった。そこで、妥協的産物としてせめてもということでも生まれてきたのが寡婦加算の方式である、これが実態なんです。そういう経過からいいますと、私は遺族年金は基本年金のやはり八〇%というのが目標であると思っております。一挙にそこに行かないにしても、次期の改正で本腰を入れて七〇%を実現する、こういうことをお約束願えませんか、どうか。

○政府委員(木暮保成君) 遺族年金七割を私どもも財政当局に持ち出したことは事実でございます。これは何かか実現をしたいといふふうに思っております。前回は、前回は、先ほど申し上げましたように、前回これが実現を見ませんでした。これは前提条件、いろいろ整理をしなければならぬというところがあったためでございます。一つには遺族七割ということ、高齢の寡婦なり子供を

抱えておる寡婦の方に手厚くしようということでございます。その裏には、私どもの制度の場合には外国と比べて、若い、子供のいない未亡人の場合に遺族年金が出るというようなことがございまして、そういう点の整理が一つどうしても要るのではないかと御指摘の御指摘の問題と絡むわけでございますが、仮に七割給付ということを考えますと、いまちよどモデル年金が十万円でございます。いまは夫の分が五万円、妻の分が五万円、夫が死ねば残りの五万円が出ると、簡単に言えばこういうことだと思っておりますが、七割給付というものを考え方は、十万円のうち四万円が世帯共通経費で、夫の分が三万、妻の分が三万、夫が死ねばその夫の三万が消えるだけで、後の七万が出るのだということだと思っております。これ、言いかえしますと、先ほど御指摘がございましたように、夫の年金を百と考へれば、いま六千円の加給金ということじゃなくて、五割ぐらい加給をつけるということになるわけでございますが、そういう単身の場合それから世帯の場合のニードに応じた年金額の構成ということも、どうしてもやらなければならぬ。それからもう一つは、一番むずかしい問題かとも思いますが、遺族年金を充実していけば、国民年金に妻の任意加入を認めておいた事情の半分は消えるということになるわけでございます。これをそのまま残しますと、国民からいたしましても保険料の二重負担のような面が出てまいりますし、国全体から考えましても先行きかなり年金財政が膨大なものになっていくわけでございますが、やや節約してもいいという面も出てくるわけでございまして、ここにもどうしてもメスを入れたい。そこら辺の問題がございまして前回実現をしながら進んでまいりましたが、そこら辺に回答が出来るんじゃないか。それと並んで遺族給付の引き上げをしたいというふうに考へておるわけでござい

○柄谷道一君 私も前回実現を阻んだいろいろの問題点が、この中間報告を見ますとある程度解決の方向が示唆されてきておるわけですね。しかも、その中間報告には、要保程度に近づいた改善を図っていかうということも最後に締めくくりにして述べられておるわけでございます。私は、ぜひこれ厚生省の在来の主張なんでしょうから、相関連する問題の解決を図りながら、このやはり遺族補償は七〇%の水準を当面実現すると、このことに対して大臣の御努力をお願いしたいと思います。御努力を願えますか。

○国務大臣(小沢辰男君) いま年金局長が言いましたように、妻の任意加給の問題、それから子なし若妻の年金、夫がなくなった場合の遺族年金の問題等に、相当の言葉は適当でありませんが、整理ができるのかどうかということが、この問題の私はポイントじゃないかと思っております。一方、先ほど渡部先生がおっしゃったような、国民すべてに年金権というものを考へなければならぬという御議論等もございまして、この遺族年金を七割に引き上げるといふ方針を決める場合には、どうしても相当年金の技改正に対する基本的な考へ方をびしりととめてからいきませんと、なかなか私はこれだけ取り上げていくというわけにはいかぬ問題があるだろうと思っております。あるいは先ほど言った基礎年金構想というものをどうやって組み立てていくかということの方を重視するのか、この辺は一年かかって根本改正をやるか、この辺は一年かかってございまして、いまここで私が七割を必ずやりますという決意を表明するには、もう少し検討させていただきます。専門家の先生ですから御理解いただけたらと思っております。

○柄谷道一君 同じくこの遺族年金につきまして、いま指摘したような問題のほかに年齢、継承順位にも制度間で格差があるわけでございまして、たとえば厚生年金では、夫、父母、祖父母の場

合、加入者の死亡当時に六十歳に達していないと受給できないということになっておりますけれども、共済年金はこれは五十五歳でございます。死亡時に若くても五十五歳になれば受給できると、こういう制度が共済年金には開かれております。また、厚生年金では遺族年金を受給していた妻が死亡や再婚によって受給資格を失った場合、子が引き続き受給できますけれども、その子が満十八歳を超えて受給資格を失うと、遺族年金は打ち切りとなり他の家族員に受給することはできません。ところが共済年金では、生計をともしたなどの受給要件があれば祖父母にまで継承ができて、こういうことになっておるわけですね。これは同じ被用者保険でありながらそのような年齢、継承順位、こういった問題にも格差がございまして、これは一つの矛盾ではないか。これは大臣、制度の技術問題ではなくして、これらはいかに調整を図っていくかということ、決断さえあればできる問題だと思っております。あわせて前向きに御検討をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

○政府委員(木暮保成君) いま御指摘のように、共済とか厚生年金で遺族の範囲とか転給問題取り扱いが違うのは事実でございます。これはかなり沿革的なものだと思うわけでございまして、共済組合が恩給を受け継いでおることからくる点が多かるうと思っております。厚生年金の場合には、やっぱり遺族の生活保障とかそういうものを社会保障的な観点からそういう整理がされておると思っております。外国の立法例もむしろ厚生年金と同じようなやり方が多いというところだと思っております。したがって、これを整理するというのはそれぞれ制度が別でございますのでなかなかむずかしいわけでございますが、私が、私どもとしては、むしろ厚生年金の行き方が社会保障の体系としては妥当な面ではないかというふうに思っております。これは異なっております。

○柄谷道一君 私の見解とそれは異なっております。しかし、ここで論争しても前へ進まないと思っております。これは改めての機会に私の意見は委員会でもまたお伝えをしてみたい。しかし、官民格差が唱えられて水準問題等が論議されておりますけれども、いままや遺族という非常に深刻な状態を抱える人のそういう継承順位等についても、なぜこんなに差があるんだろうか、これはもう率直な国民の疑問であらうと、こらう思っております。低きにそろえることは容易だと思っておりますが、私はむしろ高きにそろえるべきだという意見だけを述べておきたい。

その第一は、企業年金の育成についてでありまして、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、スウェーデンなどでは、新しい法律とか再保険などで各種の工夫が行われてスライド制をとっております。わが国もこれが行えるような国の助成、指導が必要ではないだろうか。また、公務員共済につきましても大蔵省は、時として公務員共済の中には公的年金のほかに企業年金の性格のものも含まれておると、こう答弁をいたしております。そして、これを含めて国の財政負担または援助が行われているから、一般の企業年金にも国の援助によってつくりやすいようにして公務員の場合と見合ふようにしなければ、この意味における官民格差というものは解消されない。これは大蔵省の考へをそのまま前置しての話でございます。私はそういう観点からいたしますと、諸外国の実例等を精査をして、そして官民格差を解消するという中にこの企業年金というものをどう位置づけていくべきなのか、そしてその企業年金育成のための財政助成措置というものについて一体どういう形でこれを強めていくのか、これは今後の年金問題について一つの大きな課題ではないかと、こらう思

す。しかし、ここで論争しても前へ進まないと思っております。これは改めての機会に私の意見は委員会でもまたお伝えをしてみたい。しかし、官民格差が唱えられて水準問題等が論議されておりますけれども、いままや遺族という非常に深刻な状態を抱える人のそういう継承順位等についても、なぜこんなに差があるんだろうか、これはもう率直な国民の疑問であらうと、こらう思っております。低きにそろえることは容易だと思っておりますが、私はむしろ高きにそろえるべきだという意見だけを述べておきたい。

のであります。お考えをお伺いします。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金ができて十年になるわけですが、それなりに基礎が固まってきたところかと思ひます。現在の時点に立つてみますと、一方では企業従業員の老齢化が進んでまいりまして、退職金の圧力というものがかなり企業の経営を圧迫するようになつてきておりまして、その面から退職金を年金化するという方向で進んでおられる実態もあるわけでございます。

それから、もう一つの面としましては、厚生年金かなり高い水準になってまいりまして、経過的な年金は別といたしまして、国際的に見ましても遜色のないところまできておると思ひわけでございますが、さらに自分の老後の設計に合わせた年金を欲しいという希望もあるわけでございます。厚生年金なり公的年金としましては、将来の財政を考へるという面も企業年金で受けてもらうという可能性はあるのではないかと思ひわけでございます。

もう一つ、これは先生から御指摘のありましたいわゆる官民格差問題でございますが、一方では共済組合に企業年金部分があるという見方がございまして、確かに否定できない点だらうと思ひわけでございます。そうしますと、官民格差問題というものを考へます場合には、民間の場合には厚生年金と企業年金を合わせて考へるといふような視点が必要になつてくるわけでございます。いま申し上げました三つの事情等から、やはり企業年金というもののあり方をもう一回見直してもいいのではないかと。公的年金と企業年金の組み合わせ、守備範囲の問題、見渡してみなければならぬと思ひわけでございますが、基本態の中間意見でもこの点かなり突っ込んで検討していただいておりますわけですが、率直に申し上げまして、婦人の年金権とかそういう問題はど掘り下げがまだいっておりません。一方、基金連合会もそ

ういうような状況の中で、やはり企業年金のあり方をもう一回振り返つてみようというところで平田富太郎先生に座長をお願いいたしました。これは研究会を発足させておられるわけでございます。これはかなり時間を区切って結論を出そうということでございます。そのうち基金連合会自体の研究の結論も見ながら、これからの年金体系の中で企業年金の占める位置というものを確かめ、また各国内でもかなり企業年金が盛んになっておりますので、今後企業年金の助成というものを努力をいたしたいというふうに考へております。

○柄谷道一君 私はいま言われましたもののほかにも、このような減速経済下、しかも月千五百に及ぶ企業倒産が出てくる、そういう労働債権確保の観点から、退職金というもののついてひとつ年金化、そしてこれをさらに公的なものへという保障措置を求める労働者の声は相当強まっているところだと思ひます。そういう視点も含めて、ひとつ全体の老後所得保障の一環として、この企業年金というものがどう位置づけられるべきか、その位置づけによつてはそれに必要な私は援助、助成の政策というものがこれに伴つてこなければならぬ、こういうことだと思ひます。

そこで、企業年金につきましては、運営の方法によりまして自社年金、租税上の適格年金、厚生年金基金のこの三つに分けられると、こう思ひます。そして、これのそれぞれに対する国の指導も現在まちまちでございます。ということになる、これから企業年金というものの意義というものを解明し、これを老後保障の一環として位置づけていくということになりますと、果たして現行の多岐にわたつておる制度をそのままに置いておつていいのかどうか、むしろその一元化ということを図つていくか、これは相当強い意見として最近出ておる議論でございます。これに対する御所見をお伺いをいたしたい。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金は、ただいまから適格退職年金と、さらにこのいづれにも入りません会社単独でやつておる自社年金と言われたいおる三つのグループがあるわけでございます。自社年金の場合には、これはもう企業単独でやつておりますので別といたしまして、厚生年金基金制度と適格退職年金制度、これは国の制度として二つ並んでおるわけでございます。実は率直に申し上げまして、それぞれのメリットがあるというやうなことで、会社が自分に適する方を選んでおるといふことでございます。厚生年金基金の場合には、税法上の優遇措置が徹底してあるというやうなメリットがございますし、また適格年金の方は税法上は厚生年金の企業年金ほど優遇はされておりませんが、設計が自由であるというやうなことでこちらを選ぶ場合もあるわけでございますが、確かに御指摘のように両方とんでんばらばらというよりも、できるだけ統合と申しますか、同じやうな形で運営をしていく方がいい問題でございますので、関係省庁ともよく連絡をとつて、将来の持つていき方につきまして研究をしてみたいと思ひます。

○柄谷道一君 本来、厚生年金基金は労働者、労働組合の同意を経て設立されるものであります。その事業のうち、公的年金の代行部分は政府の規制に従つて運営される、これは当然でございます。しかし、そのプラスアルファ部分及び福祉事業につきましては、労使が団体交渉を経て自主的に決定し、それぞれの具体的なニーズに即応する、そういうたてまえてございまして、これは健康保険組合の場合のように事務費を国庫で負担し、そして財政の最終責任を政府が負うという性格とはこれ異なつておるわけですね。そういうことを考へれば、私はその代行部分は別として、このプラスアルファ及び福祉事業につきましては、労使のこの自由な創意というものがもつと生かされていくのではないかと、この部分に対して余り行政が画一的な指導をやりますと、かえつてその健全な発展というものを阻む一つの要因にもなりかねない、原因にもなりかねない、このように思ひわけです。その点について、今後の指導方針をお伺いいたします。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金の場合、代行部分につきましては、これは国のやるべきことを代行していただくわけでございますから、まあ定額部分と同じやうな厳格な指導監督をしていかなければならないと思ひわけでございます。その上乗せ部分でございますが、上乗せ部分もこれは労使の合意でやることでございますけれども、やはり被保険者と申しますか、そういう方々の将来の年金の問題でございますので、ある意味では同じやうに厳格に指導監督していかなければならぬというふうに思ひわけでございます。ただ、せっかく企業年金をつくりました理由は、その企業に適した年金制度をつくりたいと、それも労使の協調でやりたいというところでございますので、せっかくつくつた以上はそういう労使の創意なり合意が生かされるということも大切なわけでございます。そういう両方のバランスをどこに求めるかというところだと思ひますが、御指摘の点はよくわかりましたので、福祉施設その他につきまして労使の創意なり合意が生かされるように指導上も気をつけてまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 年金問題は、以上私が質問しましたほかに、国民年金における所得比例保険料制と付加年金制度の検討の問題とか、年金業務処理体制の強化及びサービスの向上の問題とか、年金の非課税問題、五人未満事業所の従業員に対する年金適用の問題、積立金管理運用に対する労使の参加の問題、また、無年金者対策としての特例納付金制度と貸付金制度の問題、数多くの問題がございまして、これらの問題につきましても、さきの委員の方々が御質問されたところでもあり、時間の関係からこれを省略いたします。

最後に伺ひたいことは、今後の年金改正の時期をいつとお考へになつておるか。その次回改正の場合は、年金の将来構想というものを前置して、その第一段階としての改正という意味を持つものであるのか、この点について大臣の明確な

御答弁を求めまして私の質問を終わります。

○国務大臣(小沢辰男君) 当然、そうしたいと考えております。将来構想を描きつつ、その第一歩という意味の改正にいたしたいと思っておりますが、ただ、先ほど来私が申し上げておりますように、ことし、今年度いっばいかかって基本的な構想をまとめたいと思っております。当然、制度審等の御審議あるいは社会保険審議会等の御審議、いろいろ、たとえば法律改正案そのものでなくとも、御意見も承りたいと思っておりますので、相当時間がかかるんじゃないかと思っております。また、各党の御意見も十分承りたいと思っております。また、各党の御意見も十分承りたいと思っております。また、各党の御意見も十分承りたいと思っております。

○下村泰君 伺っておりますと、本来ならば、話というものは、大ぜいの方のいろいろの御意見を伺っていると、話の内容で、いま論議されているしんといものがわかってくるはずなんですけれども、年金に關しては聞いていないうちにますますわからなくなる。先ほど小笠原先生も、御自分で御勉強なさったが、私はこんなに頭が悪いのかとおっしゃっていましたが、私はそれ以上にひびがんでおりました。読むどころか、読んでうちにひびがんでおりました。厚生省の方に御意見を聞いたり、あるいは調査室の方に意見も聞いたんですけれども、聞いていないうちにひびがんでくるんです。もういいよ、これ以上聞いてもわからないというふうなもので、ほかの委員の先生方は本當に政治家というものを目的としてここへお入りになつていらっしゃる方々でございますが、その

方々ですらわからない。まして私みたいな者にわかるわけがない。それで、まことに恐れ入ります。素朴な質問をいたしますので、お腹立ちのないようにお願いをします。

まず最初に伺いたいのは、なぜ一般の人がわからない、まして専門委員の方でもわからなくなるような仕組みになったのか、その辺からひとつ御説明願いたい。

○政府委員(木善保成君) 実は大変むずかしい御質問でございますが、年金の一番の原理は非常に簡単なことだと思っております。それは、若い人と云いますか、現役の人が掛金をしまして、それに国庫負担をつけてお年寄りに年金を出すというところでございます。それがなぜわからなくなるかと思つておられます。いまの日本のやり方は、掛金をたくさん掛けた人にはよけい年金を出しまして、少額掛けた人にはよけい年金を出しません。これはこれで自分自分の掛金が年金に結びつくわけでございますから、国民に協力をしていただくのに非常にわかりやすい面があるわけでございます。

ところで、そのたくさん保険料を掛けた方には年金をたくさん出すという場合でございますが、比較的わかりやすいのは、何年掛けたかというのにはわかりやすいのでございます。自分は年金に入つて三十年掛けたから、十年掛けた人よりも三倍もらうというふうなことはわかりやすいのでございますが、給料に従つて保険料を掛けていただいておりますから、掛け期間だけじゃなくて、給料

に依つて金額をどのくらいよけい掛けたかということが必要になつてくるわけでございます。現在では給料の九・一％掛けていただくわけでございますが、自分が一生の間どういふ給料だったかというところは、国民はなかなか覚えていないわけでございます。仮に覚えていまして、これは物価が變つてきておりましたので、昔の三万円は九万円分の保険料を納めたものとみなすと、そういう規定がございます。ですから、自分の一生の給料がどうであったか、それをいまの価格に換算するとどうであったか、そうすると、過去納めた保険料はいまの価格で言えはどのくらいになるかというふうな読みかえをいたしまして年金額を決めるということになるわけでございます。そこで、非常にわかりにくくなつてしまつたというのが、簡単に申し上げまして難解になる理由だらうというふうに思ひます。

○下村泰君 説明なさる局長も、お困りのような顔して説明してありますよ、実際のこと言つて。私はいま一番簡単なつもの質問をしたのです。ところが、お答えになる方が苦しいのでいらつしやる。なんでこんなばかばかしい制度にしたのか私自身もわからない。

いま局長がお話しになつたような、たとえばPRの仕方をなさつたことがございますか。PRの分はこちらですか。そういうような形のことをたとえばテレビ、ラジオでもおやりになつたことありませうか。

○政府委員(大和田潔君) お答えいたします。いま局長が申し上げましたようなことはいまは、むしろ制度の中身につきまして、国民年金制度は何年掛ければ幾らになる、保険料は幾らでございませうといったようなことのパンフレット等は、幾つつかつくりましてお配りしております。リーフレット等もお配りしております。

それから、厚生年金につきましても、できるだけわかりやすいようなかっこうでつくりまして、事業所等を通じてパンフレット等をお配りしております。

ただしかし、それにしても、やはりむずかしいと言われることもございますので、その辺はわれわれも一生懸命簡単にしたいと思つておりますけれども、そう簡単にならない。そこで、実は私どもは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ざばりあなたの場合の年金はどうなります、あなたの場合の資格期間は何年だ、それで標準報酬を――先ほどのお話がありましたように読みかえて、標準報酬はこうなります、それで計算いたしますと、六十歳から幾らもらえますという、ざばりお答えできるような仕組みを業務処理体制という形で、相談体制という形で進めていこうというふうに私どもはしておるところなんでしょう。

○下村泰君 ある新聞の投書欄には、そういった相談室といふか、あるいは相談員をもつと云やしてほしい。実際に一般大衆というのはわからないのですよ。ですから、先ほど皆さんのお話を聞きながら、私こんなことをちよつと書いてみたんです。国の制度がこれだけ多くあつて、形の上では国民福祉向上に役立っているようですが、あるんだと自画自賛しているのは当事者だけ、というふうには私はいま書いてみたんですけれどもね。

事実、やつている者本人というのは何から何までわかつていないはずなんです。そして、その非常に単純な私のいまのようなまるで基礎的な――基礎なんという言葉の使えないような無知に近いような質問をする人間に対して、非常に不親切なことが多いわけですね。

これは問題がまた全然違ひますけれども、これはいざし厚生大臣にまた粘つてく食い下がらうつもりでおりますけれども、サリドマイド児というものを発掘して、それでふるいにかけられた子供さんたちがいます。その方たちが厚生省に御相談に来たときに、どこが窓口になるかもわからない。しかも、薬務局へ行けば違う、児童家庭局違う。窓口すらないんです、そういう方々は、この話はいずれまた後でゆつくりやりますけれども、ところ、いまこういうふうなお知らせの仕方

をしておりますというふうにお答えでござい
ましたが、いま手元にこういふ記事がある。これ、ほ
んど年金のことについては、このくらいのこと
はあたりまえじゃないかと思われるような質
問が来ています。念のために読んでみましょう。

「私は現在五十四歳(大正十二年六月生まれ)の
主婦で、会社員の主人と三十年前に結婚しまし
た。私は勤めたことがありませんが、先日、国民
年金に加入しました。政府がこんど、無年金者対
策として特例納付措置を実施するので、私も将来
「より多くの年金をうける」ため、申し込みたいので
すが、できるでしょうか。」という質問。これ
に対して答えがちゃんと書いてございまして、いろ
いろとね。

次が、「私は四十歳になる主婦です。主人は十五
年間会社勤めをし、現在四十七歳です。最近、新
聞で遺族年金が極めて低いという記事を読みました
が、万一、主人に不幸があった時は、年金はい
くら出るのですか。私には子供二人(長男
(十二歳)二男(九歳))がいます。これに対して
ちゃんと答えがここに書いてあります。子供の加
給金加えて月四、五万円はあなたに支給される
でしょうと、こう出ています。

次が、「私は昨年夫と死別し、夫の加入していた
厚生年金の遺族年金をもらいながら、会社に勤め
ています。今後も会社に勤めることにしています
が、せっかく保険料を払って、自分の老齢年金
は夫の遺族年金と調整されてしまうと聞きました
が、本当でしょうか。」これに対して「やはりい
ろいろと答えが出ていて、こういうふうにした方
が得ですよ、こうやると損ですよという答えが出
ています。

次が、「私は亡夫の加入していた共済年金の遺
族年金をえています。同時に、私自身会社勤めを
し、厚生年金に入っています。将来、私が老齢年
金の出る年齢(五十五歳)になった場合、夫の遺族
年金と、自分の老齢年金が両方出るとか、それと
も何らかの調整が行われるのでしょうか。」「年金
の制度違うから出ます。」こう出ています、これ。

次が、「私は六十一歳になります。昨年、会社
を退職し、別の中小企業に再就職し約十萬円の給
料をもらっています。年金を請求したところ、「在
職制限」のため、本来の年金の二割しか出ないとい
うことでした。公務員を退職し、同じ職場にい
る友人は、年金を全額もらっているうえ、昨年も
いくらかかかっています。厚生組は、もう少し優
遇できないでしょうか。」これは先ほどから問題
にされているやつでございましてね。

次が、「老夫婦二人の世帯で、私はすでに七十
歳を過ぎていますが、「所得制限」があつて、老齢福
祉年金が出ません。収入といつても、小さなアパ
ートからの収入で、五十一年所得で百万円ちょっ
と程度ですから、生活にとくにゆとりがあるわけ
でもない。基準が少しきびしすぎませんか。」そ
れの方に対して、いろいろ計算をしまして、これこ
れこういふふうになります、というふうなことが
書いてございまして。

次は、「女子事務員として十三年勤めた会社を、
先月退職しました。退職後も老齢年金に結びつく
まで「厚生年金」に加入しつづける方法があると
聞きましたが、どのような方法でしょうか。なお
会社に入ったときは三十八歳でした。」「六カ
月以内に必要な手続きを、ただし支払う保険料は
ふえる。全部計算もされて、答えが出ています。

これは最後にありますが、「私は、現在六十歳
で、今年から厚生年金を受けています。妻は、五
十八歳(大正八年十一月七日生まれ)で、最初から
国民年金に加入しています。妻は、あと何年か
の必要があり、将来いくばく年金が出ますか。ま
た、夫婦で年金を受ける場合、金額の制限のよう
なものがありますか。」それに対して答えが出て
おります。「六十五歳から三十五万九千円余出ま
す」という答えが出ています。

いまお聞きになつて、一番年金として単純な事
柄じゃないんですかこれは、年金の内容として
は、どうですか、局長。
○政府委員(木暮保成君) 全部基本的な御質問だ
と思ひます。

○下村泰君 これだとわかりますね。私もこれ
この記事を読みまして、なるほど年金というのは
こういうものなのかとわかるんです。ところが、
突如わからなくなる。

こちらにこういふのがあります。「中野区に住
む未亡人のF子さん(五二)からこんな手紙をいた
だいた。「厚生年金の遺族年金と、妻自身の厚生年
金の老齢年金は両方もらえない」ということを知
り、大変ショックを受けています。……」というこ
とで、いろいろ説明がされております。この中
に、何ですか併給の調整というんですか、併給調
整とおっしゃる。こういうことをして、たとえば
遺族年金をもらった方が得ですよとか、別にこれ
だけの額がつきますから、これしかもらえないも
のはこつちへやるとこれだけもらえますよという
ような説明が書いてあるんです。その中に、併給
の調整が設けられたのは昭和四十六年からなんだ
そうですか、この併給調整というのは、局長、そ
うですか。——そうですね。いや、いいですよ、
それならそれでいいです、そうなんです。

○政府委員(木暮保成君) はい。
○下村泰君 そうしますとね、厚生年金夫婦の場
合でも、四十四年十二月以前は共済年金と同じよ
うに完全併給されていたと、これ書いてある。こ
れも事実ですか。
○政府委員(木暮保成君) そうです。

○下村泰君 どうしてこれ、やめちゃったんです
か。それを聞かせてもらいたいんです。
○政府委員(木暮保成君) 一人の方に、自分の老
齢年金と夫が掛けておりました遺族年金、両方も
らえるというところでございましてけれども、やはり
一つの年金制度でございまして、それ相応の調
整をしなければいけないというところで改正をいた
したわけでございまして、初めどちらか片一方
しかもらえないという併給調整でございましたの
を、四十六年に現在のように夫のもらうべき老齢
年金額までは受給できるというふうなことに緩和
をしたと、こういう経過でございまして。

○下村泰君 四十四年十二月以前は、共済年金と
同じように完全併給だったというんです。それが
何でこんなふうになつちやつたんですかと聞いて
いる。
○政府委員(木暮保成君) 一つの年金制度から、
まあいろいろ年金が出るケースがあるわけでござ
います。この場合には御本人の老齢年金と夫の遺
族年金でございまして、二つももらえるわけでござ
います。受給者の生活実態に合った年金を差し上げる
ということに基づきであつて、まあ将来の費用の
問題等がございまして、二つ受給できるように
するということでは、財政問題等から考えましても
適当ではないということ、そういうふうなことに
したわけでございまして。

○下村泰君 そうすると、こちらのいわゆる共済
年金というのがありますね、これは国家公務員と
か地方公務員とか公共企業体とか私立学校の、こ
ういふ方々の、これはもう最初から出ているよう
な話だと思つておられる。こつちは両方とも
出るんです。片方は国がやっているので出なく
て、こつちは組合制度だから出るんですか。こう
いうところが私にはびんとこない。どうにもわ
からない。
○政府委員(木暮保成君) ごもつともでございま
すが、共済制度の場合でも、受給者の生活保障、
所得保障ということであれば、当然しかるべき給
付、一つということではいいということであらうか
と思つてございまして。そういうことでございま
すので、現在はバランスがとれておりませんけれ
ども、やはり厚生年金をやつておられる方が「ちよっ
つ」といふ方が語弊があるかと思ひますけれども、正
しいやり方だというふうな考えでございまして。
○下村泰君 非常に何ですかね、いま局長の顔見
て私は気の毒になるんだ、非常に答えにくい顔を
していらつしやる。それで、これ、うっかり何か
言つたらえらいことになるなというふうな顔し
ておる。わかります。これだけほかにやかましい
委員がたくさんいらつしやるんですから、私以上
にこわい先生がいっぱいらつしやいますから、

うっかりしたことも言えないでしょう。それはわかりません。わかりますけれども、それじゃ大臣に伺いますがね、たとえばラジオのいま放送やっておるんです。そうすると、こういうことに関する質問が来ているんです。質問というよりもはがきでね、歌謡曲のリクエストが来るんです。そのときに、今度年金がこれこれこういうふうになるそうなんです。説明していただけないかと来ると来ると。私はわからないから説明できないんです。且下のところは、あしたは華々しく説明しようと思つたんですが、やっぱりわからないんです。これ、いまのようなお答えではね。そうしますと、聴取者の中には千差万別、いろいろな形の方がいます。共済組合に入つていらつしやる方もいます。国民あるいは厚生年金に入つていらつしやる方もいらつしやるでしょう。その方たちは少なくともある程度新聞の活字やなんか見て、それ相当の不満を多く持つています。

せんだつても、武蔵小山というところがあるんですが、私の家の方なんです。商店街を歩いておりました。ある洋品店に入つた。そこのおやじが何と言つたか。「師匠」「何だい」「国民年金ってどうなつていっているんだい」「おれも知らねえんだよ」と言つたら、「知らねえわけねえだろう、国会議員なんだから」「いや、実のことを言つと、おれよくわからねえんだ」「どうもおれたちの感触じゃ、昔の戦時中の国債を思い出すよ」と言ふんです。「いつの間にか吸い上げられちゃつて、返つてこねえんじやないか。何となくだまされていようないやうな感じがする」と言ふんです。「やらぶつたり食うんじやないか」、こういうのが一般大衆のいま頭の中にあるんですよ。この年金に対する考えといふのは、ですから、年金といふ字は、老齢年金とか福祉年金とか、年の金になつていきますけれども、これ一般大衆にしてみれば、これにお金を迎える方、ぼくだってもう間もなく迎えるんですけど、迎える人間にとっては心の中で思わす両手を合わせて念じる念金ですよ、これは。政府の方はひねり出す捻金です、これは。これが

やっぱり一つの文字になるような感覚にならなければ本当の年金の意味はなさないと思ふんです。ぼくは、ですから、そういう一般大衆が抱いていふ疑問といふ疑問、疑惑といふ疑問、そういうことに対して私がかたえ説明をする場合、どういうふうな言つたら一番安心ができるのか。厚生大臣はこう言つていましたよ、御安心なさいませと、どうしたら言えるのか、ちよつと教えてください。

○政府委員(木暮保成君) たいま御指摘の点は、昭和四十八年まではそういうような不安を国民が持つたと思つても、昭和四十八年の改正で物価スライドということをするようにいたしました。物価が上がつただけは必ず年金額を上げるといふことになりましたので、その点では御安心いただけるというふうな思ひます。

○下村泰君 いまあなたはそうおっしゃるけれども、いま私が読んだの全然頭の中に入つてないじゃないですか。あなたは四十八年から安心していきなさいけれども、安心してないから来るんじゃないですか、こういうふうな。そのところが私と食い違ふのよ。だから、さつきも申し上げましたように、当事者の方はわかっているのよ。当事者の方はわかっているんだけれども、年金を納めてい一般大衆の人はそこまで把握してないといふことなんです。理解に苦しんでいるといふことなんです。だから、いま申し上げた共済年金の問題と、それからこれが決めたか知りませんが、一つの年金制度から二つの年金は受けられないという大原則、何が原則だと言ふんだ、私に言わせれば、こんな大原則、原則の上に大をつけたのはだれがつけたんだと言ふんだ、私は、こんなものを一体だれがをつけたんだと私は言いたくない。納めていけるものをもらうのはあたりまえじゃないですか。郵便局へ行つたって銀行へ行つたって納めればもらえるんですよ、どこへ行つたって。それを政府が預かれば利息をつけるのはあたりまえです、そんなことは。簡単に言えばそういうことになるんですよ。ところが、その考え方でい

くともこの話はわからなくなるんですよ。ですからいま大臣にお伺いしたいのは、こういう質問が来る、さつきも申し上げましたように、共済年金では遺族年金も老齢年金ももらえるのに、どうしてこつちはもらえないんだと。二つあるのに一つ取らなげやらない。しかも、へたに取り損なうと減つちやうという。これ新聞では教えてくれていますから、遺族年金の方を取つたが得ですよ。基本年金百二十万あればその半分の六十万は来るんだから、あなたの老齢年金五十万の上には足せば御主人と合わせて百十方になりますよと教えているんですよ、これは。そういうふうな、こういう質問をしてこそ初めてわかるんですよ。その来た質問に対して、いや、厚生省はこういうふうな考へていっているんですよ、これだからこういうふうになるんですよ、だから年金といふものは安心なんです。それから、厚生大臣として、三十六年から始めて二十年とすれば五十六年です、二十五年掛けて二十年は六十一年です、その一定の期間が来て完全実施されるようになったら、本心に安心していただけるのかいられないのか、それをまず聞かしてください。

○國務大臣(小沢辰男君) 一定の期間が来まして老後になつた場合に、十分安心できるような所得保障が必ず出ますよとおっしゃつていただいていると思ひます。一定の期間といふことをおっしゃれば、標準的な期間が来れば大丈夫ですよと言つていただいていると思ふんです。ただ、その官民格差の問題は、厚生大臣にこういう格差をそのままにしておくのはけしからぬじやないかと言つたら、将来はこれはどうしても直していかなくやならぬと言つておりましたと、こうおっしゃつていただきたい。いま直にはできません。将来はこれを必ず国民は平等な方向でやつていくように努力すると、こう言つておつたとおっしゃつていただきたいと思ひます。

○下村泰君 それは大臣はいまそういうふうにおっしゃつていて気が楽なんですよ。あと何年大

臣がおもちになるか。すると、果たしてそのいま小沢厚生大臣がおつしやつたことを、次の大臣がどれだけ受け継いでくれるのか、そういうことが問題でしてね。何かお話しございましたら、局長、してください。

○政府委員(木暮保成君) いま大臣がお答え申し上げたとおりに私も思つておるわけでございます。大臣の御趣旨を体しまして努力をしてみたいつもりでございます。

○下村泰君 別に私は、厚生省を敵対視しているわけじゃありませんからね。より以上にわれわれが生活する上において、私もついでこの間までは本心にそらでうろろしておつたんですから、感覚的には私はずれてないつもりです、庶民の感覚といふのは、ですから、先ほどお断りしたように、お腹立ちのないように単純な質問をしますから答えてくださいよといふことを申し上げたわけです。ほかの先生方の聞いていられると、私は本心に頭が痛くなるほど、もう皆様方はごりごりばないろいろな角度からの御質問をなさいませ。

ここに、けさのこれは毎日ですけれども、「老後の不安ひしひし」というタイトルで出ておりました。老後になつたわれわれの社会は一体どういふふうにあなたは見つけていますか、厳しくなるであろうといふのが八二%。してみますと、いま生活なさつていらつしやる方は、極度にこれからの老後社会といふものに不安を感じている、少しも安心はしていないといふことなんです。そうしますと、いまの厚生大臣のお答えですけれども、一定期間をちゃんとお掛けになつた方は、これだけ安心ですよといふお答えがここに果たして出てくるかどうか、これも大変問題になりますと思ひますよ、それ。

三月の四日に、スイスの方で——これは余り言うていいことか悪いことかちよつとわかりませんが、老齢遺族年金法の改正をしまして、年金の受給資格の年齢を男六十歳、いま六十五歳だそうなんです、スイスは、女の方五十八歳、現行は六十二歳、これをスイス進歩組織のPOCHですか、こ

この組織がこういうことを提案した。ところが、国民投票の結果、これは否決されたんだそうですね。この案に賛成が三十六万、二〇%ですね、反対派が百四十六万票で八〇%。で、この人たちはこういうことを喜ばない。どこに喜ばない原因があるか。つまり、このスイスでは第一世代、第二世代、第三世代というふうに分けられるんだそうです。第一世代というのが青少年で、第二世代というのが働く世代、そして第三世代というのが定年で、おまえは向こうへ行け、つまり姥捨山に捨てられる世代が第三世代、ここへ入るのがいいやだというんですね。それからもう一つは若い世代に反発を食っている。結局負担はわれわれにかかってくる、そんなに多くの老人のめんどうを見るのではわれわれの将来はたまつたものじゃない。

これはやっぱり税金が多くなるからだろうと思ひます。これは先ほど柄谷先生も御指摘なさつていらつしやいましたけれども、大変老齢社会になる、そうならば当然若い働いていらつしやる人たちの肩にかかってくることから、こういう反発が来るんだと思ひます。スイスの話じゃないんですよ、これはもう局長もおわかりだろうと思ひます。大臣も、もうこれは逼迫している状況だと思ひます。それだけに、こんなわかりにくいことをござんてお言ひでないで、もっとわかりやすいようにして、そして本当に年金というものをかけていくよかつた、なるほど日本という国はおれたちを見捨てていない、こういう社会機構になることが私は一番喜ばしいことだと思ひ、ことにお子さんを抱えて働いていらつしやるお母様方に、安心の出来るような社会をつくらなければ、幾ら経済大国なんて言つたってへみたいな大国ですからね、わが国は。資源は何にもないんだし、マラッカ海峡とめりや三日間で死にまうという国なんですから。そういうことを考え合わせれば、よほどの覚悟がなければ私はこの一ツ年金の問題を取り上げて、いま大臣がおっしゃつたようないわけゆる桃源郷のような形にはなりにくいと思ひます。

それだけに、最後に大臣のお考えですな、これからこういう年金に対する、先ほどからしばしば伺つておりますけれども、大臣としてはこれこれこれこれ、こまごまどういふふうにやりたいんだというお言葉を聞いて、私の質問は終わらせていただきます。と思ひます。

○国務大臣(小沢辰男君) 私が先ほど申し上げましたのは、抛出制年金制度をとっておりますわが国におきましては、標準的な期間をお掛けになりました方々には、物価スライドの規定等もございまして、所得保障としては私はそうひげをとらない制度を必ずつくつていきたいと思います。逐年改善はいたしていきたくと思つておられます。逐年改善はいたしていきたくと思つておられます。逐年改善はいたしていきたくと思つておられます。逐年改善はいたしていきたくと思つておられます。

○下村泰君 これだけ質問があつたんですけれど、全部はかの方がおやりになりました。時間は余つておりますけど、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

ね、全部はかの方がおやりになりました。時間は余つておりますけど、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長(和田静夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

国民年金法等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よきものと決定いたしました。

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よきものと決定いたしました。

○片山基市君 ただいま可決されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出いたしました。と存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、公的年金制度全体を通じ、各制度間の整合性と人口の老齢化に配慮し、速やかに年金制度の抜本的改善を図ること。

二、遺族年金については、被用者年金加入者の妻の年金の在り方及び加給年金の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。

三、厚生年金について、五人未満事業所の従業員に対する適用を促進するとともに、在職老齢年金制度の支給制限の在り方を検討すること。

四、各福祉年金について、受給者の生活実態、最低生活基準とのバランス等を考慮して、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討し、併せてその所得制限及び他の公的年金との併給制限の改善を図ること。

五、国民年金の特例納付の実施に当たっては、今回の措置の特殊事情にかんがみ、実施状況を見つつ低所得者に対する方策を確立するとともに、今後とも無年金者の発生を防止するため、制度の周知徹底に努めること。

六、スライド制の在り方について更に検討するとともに、併せて電算組織を総合的に活用して年金の業務処理体制の強化、年金相談体制の充実を図ること。

七、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。

八、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

九、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

十、児童手当制度については、長期的展望に立つて更に改善について検討を進めるとともに、当面は低所得者層を重点とした給付の一層の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(和田静夫君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

つて、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(和田静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ることを禁止し、売春の温床を除くことを目的として、公衆浴場にふさわしい営業形態に改めるため、公衆浴場法の一部改正を提案するものであります。

この法律案の内容は次のとおりであります。

第一に、浴場業を営む者(以下「営業者」という)は、浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供し、または異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならないものとする。

第二に、都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に公衆浴場に立ち入り、第一の規定の遵守の状況を検査させることができるものとする。

第三に、都道府県知事は、営業者が、第一の規定に違反したときは、浴場業の許可を取り消し、または期間を定めて営業の停止を命ずることができるものとする。

第四に、第一の規定に違反した者は、これを六カ月以下の懲役または一万円以下の罰金に処するものとする。

第五に、この法律は、公布後二カ月を経過した日から施行するものとする。

第六に、この法律施行の際、現に適法に営んでいる個室付浴場業については、その際、現に設けられている個室によるもの限り、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例によるものとする。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除その他所要の措置を講ずるものとする。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(和静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

本家の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和静夫君) 次に、戦時災害援護法案

を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 次、戦時災害援護法案

を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 次、戦時災害援護法案

を議題といたします。

○委員長(和静夫君) 次、戦時災害援護法案

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

を議題といたします。

対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下それぞれ特別援護法、遺族援護法という)に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づき援護を行おうとするものであります。

ただし、遺族に対する援護については、遺族年金に加えて、一時金たる遺族給付金六十万円を支給することとしております。

援護の種類別に申し上げますと、第一に、療養の給付、療養の手当、一万三千七百七十円支給及び葬祭費七万四千円を支給することであり、
第二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無賃乗車等の取り扱いであります。
第三は、障害年金または障害一時金を支給することであり、
以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。

第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債として六十万円の支給であります。
遺族の範囲は、死亡した者の父母、子、孫、祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本国籍を有し、かつその者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者としております。

第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲はおおむね軍人軍属等におけると同じであります。
なお、この法律による援護の水準を、特別援護法または、遺族援護法による軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことに伴い、これらの法律による軍人軍属に対する援護で、なお軍人軍属に対する援護の水準に達していないものについては、同一レベルに引き上げる措置を講ずることとしていたしました。

最後に、施行期日は、公布の日から、一年以内で政令で定める日としております。
何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立を期せられんことをお願いいたしまして、提案理由の御説明を終わります。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。
本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和田静夫君) 次に、母子保健法の一部を改正する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。
両案の発議者柏原ヤス君から順次趣旨説明を聴取いたします。柏原君。

○委員以外の議員(柏原ヤス君) たいだいま議題となりました母子保健法の一部改正案につきまして、その提案理由と概要について御説明申し上げます。
近來、わが国の母子保健活動は昭和四十年に制定された母子保健法によって実施されてまいりました。

願ひて、当時の法案を諮問した社会保障制度審議会の答申にも、「母子の健康確保の方向にわずかに一步を踏み出したにすぎないもので、今後引き続き改善をはかるべきである」と指摘していることは御承知のとおりであります。しかしながら、法律の不備のまま今日に至っているため、妊産婦の死亡率は先進諸国に比べて二倍ないし四倍の高率を示しているなど、なお努力を要する幾多の課題が残されております。

しかも激動する社会情勢下にあつては、勤労婦人の著しい増加や核家族化の進行、公害あるいは食品添加物の影響、また高層住宅や遠距離通勤など、母性を取り巻く生活環境は大きく変化しております。さらに、心身に障害のある児童の出生が妊娠から出産の間の母体に深いことが明らかにされております。

また、出産に要する費用につきましても、各種社会保険の給付の額は格差があるばかりか、実際に要する費用としては不十分で、多額の自己負担を余儀なくされている現状であります。

このような状況にかんがみまして、これまで何度か改正案を提出してまいりましたが、さらに今後、母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいりませうために、この改正案を提出する次第であります。

次に改正案の概要について申し上げます。
まず総則の部分についてであります。母子保健に関する国及び地方公共団体の責務の強化を図り、その施策については、産院や母子健康センターなどの医療、保健施設間並びに医師や助産婦などの従事者間の有機的な連携によって実施されるようになするとともに、母子保健に関する教育については、学校教育・社会教育においても、より普及に努めるべきことといたしました。

また、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に中央母子保健審議会を置くこととし、都道府県並びに市町村にも母子保健審議会を設置できることといたしました。

次に母子保健の向上に関する措置についてであります。
第一には、出産費の支給を新たに設けました。出産費は十五万円を限度とし、社会保険と調整して支給することといたしました。

第二には、健康診査の徹底強化であります。妊産婦または乳幼児に対する健康診査を拡充強化するとともに、新たに、妊娠可能な年齢の女子に対して健康診査を行うことといたしました。

第三には、妊産婦等の受診に関する援助であります。健康診査の結果に基づき、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者が、必要な診療を受けることができるようになすため、医療費の支給等の援助を行うことといたしました。

第四には、妊産婦ホームヘルパーの派遣であります。日常生活あるいは乳児の保育の上で必要と認められる妊産婦の家庭にホームヘルパーを派遣する

ことといたしました。

第五には、家族計画に関する施策であります。家族計画に関し、相談に応じて必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて受胎調節のための器具または医薬品を交付することといたしました。

第六には、母子保健のための地域組織の育成等であり、母子保健に関する活動を推進するため、母子保健推進員を置き、地域組織の育成を図ることとした。

第七には、母子保健施設の充実であります。従来の母子健康センターは、母子保健センターと改称し、従来の助産事業中心から本来の保健指導業務を中心とするとともに、家族計画に関する業務も加え、名実ともに母子保健のセンターとし、市町村に設置することといたしました。

また、必要に応じ、安静を必要とする妊産婦の休養、乳児の養育を目的として母子休養施設を設置できるようにいたしました。

第八には、市町村長の事務の拡大であります。以上のような各施策がきめ細かく実施されるよう、都道府県知事から市町村長にその事務を移行いたしました。

第九には、助産婦等の専門職員の確保であります。国及び地方公共団体は、保健婦・助産婦等の専門職員の養成に努めるとともに、現在の職員に対しては研修の実施に努めることといたしました。

最後に、その他、調査研究体制の整備及び安全な出産を確保するための体制の整備等に対しても、国及び地方公共団体が努力すべきこととしております。

なお、わが党の医療政策としては、将来出産費については疾病と同様、すべて医療保険の現物給付で行うこととする所存であります。
以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い

いたします。

次に児童福祉法の一部改正案につきまして、その提案理由と概要について御説明申し上げます。国の将来はその国の児童を見よと言われているように、子供の健康を守り、丈夫に育てるということは、家庭の幸福にとっても社会の繁栄にとっても重要なことは申すまでもありません。

まず、健康な子供を産むことであり、このためには母性の健康管理が第一であります。また、児童の健康診断、保健指導並びに医療給付を徹底強化し、もって健全育成を図る必要があります。

しかしながら、児童が罹患する疾病は複雑化、長期化しており、これに対する医療費の援助は必ずしも十分なものとは言えない現状にかんがみ、慢性特定疾患の児童に対し、医療の給付を行い、児童の福祉の向上とあわせて患者家庭の医療費の負担軽減に資するために、この改正案を提出する次第であります。

次に改正案の概要について申し上げます。第一には、小児慢性特定疾患医療に対する給付についてであります。

都道府県知事は、血友病・悪性新生物、その他の治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になる疾病にかかっている児童に対し、その治療のために必要な医療の給付を行うことにより児童の健全な育成とあわせてその家庭の負担軽減を図ることといたしました。

第二には、小児慢性特定疾患医療の給付の内容についてであります。

その内容は、一、診察、二、薬剤または治療材料の支給、三、医学的処置手術及びその他の治療、四、病院または診療所への収容、五、看護、六、移送、といたしました。

第三には、小児慢性特定疾患医療の実施についてであります。

この医療の給付は、厚生大臣の指定した病院・

診療所または薬局に委託して行うものとしたしました。

第四には、小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用についてであります。

この医療の給付に要する費用は国及び都道府県の負担といたしました。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

両案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和田静夫君) 次に、母性保障基本法案を議題といたします。

○柄谷道一君 私、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となりました母性保障基本法案について提案の趣旨を説明します。

母性は、子が心身ともに健やかに生まれ、かつ育つための源として女性に固有な特性であります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国の歴史を通して形成された女性べつ視の弊風がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい真の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

日本国憲法の公布以来、女子の権利保障や女性保護の目的のもとに労働基準法、母子福祉法、母子保健法、勤労婦人福祉法及び女性保護と深いにかかわりを持つ児童福祉法等が制定、実施されてきました。このうち労働基準法を除く他の立法は、社会の変化、発展の過程で女性保護に関する社会的欠陥を補完する意味で措置されたものであつて、女性のたたる尊厳、その尊厳なるべき母性の保障という立場からの立法措置は、いまだ行

われていないのであります。

したがって、本法案の制定により母性保障にかかわる諸制度の再検討を行うとともに、本来の母性保障にかなう新しい体制を確立し、あわせてわが国民全体の社会生活並びに私的な生活面においても、母性の尊重を軸とする新概念の形成を図ることは、わが国社会が健全かつ民主的発展を期す上で必要不可欠と信ずるのであります。

以上申し述べましたことが、本法案を提案いたします根本的な理由でありまして、以下法案の内容容について簡潔に説明申し上げます。

第一章総則においては、本法案の目的と理念を明らかにするとともに、本法案が、母性保障の総合的な施策を推進する基本法であつて、すべて母性の尊重とその保障の理念のもとに、国、地方公共団体はこれを実現する責務を負うこととし、また、国会への年次報告、施策の提出を定めること等を規定いたしております。

第二章では、母性保障思想の高揚を図るため、国、地方公共団体が教育その他の手段を通じて健全な母性に関する知識の普及、母性保障思想の高揚に努めなければならないことを規定いたしております。

第三章では、すべての女子が毎年一回以上の健康診査を受ける機会を与えるよう必要な施策を講ずることといたしております。

第四章では、妊産婦に対する施策として、無料の保健指導、栄養補助等を行い、助産についてもその無料化を進め出産に伴う物品あるいは手当金を支給しようとするものであります。

第五章では、女子労働者及び労働者たる妊産婦に対する施策を定めたものであります。女子労働者の労働条件として、安全衛生、労働時間、深夜業、危険有害業務、生体休暇等、その安全及び健康を保持するようにしなければならぬこと。また女子労働者が、妊娠、出産、育児の機能を有することを理由に不利益な取り扱いを受けないように規定するとともに、さらに妊産婦に關しては勤務時間の変更、

通院休暇、つわり休暇、軽易業務への転換、補食時間、産前産後の休暇、育児時間、有給の育児休業等を与え、十分に母体を保護しなければならぬこと等を規定いたしております。

第六章では、勤労婦人たる、家庭婦人たるを問わずその負担を軽減し、婦人として最小限に必要な知識を正しく得させるため、国、地方公共団体が保育施設の整備拡充のほか、妊産婦ホームヘルパーの派遣、母子保健センターの設置等によつて、妊産婦世帯の家事手伝い、出産、育児等の相談、指導等を行なうよう規定いたしております。

第七章では、母性保障政策を総合的かつ効果的に推進するため、一定数以上の婦人代表を含めた審議会を設け、内閣総理大臣または関係大臣の諮問に答えるとともに必要に応じ意見を具申するよう定めております。

以上きわめて簡単であります。法案内容の説明を申し上げます。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和田静夫君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢厚生大臣。

○国務大臣(小沢厚生大臣) たいだいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により特別手当、健康管理手

当、保健手当その他の手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持向上と生活の安定を図ってまいったところであります。

今回、被爆者の福祉の一層の増進を図るため、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行おうとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は特別手当の改善であります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対して支給されるものであります。が、この特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を現行の月額三万円から三万三千元に引き上げ、その状態にない者に支給する特別手当の額を現行の月額一万五千元から一万六千五百円に引き上げるものであります。

改正の第二点は健康管理手当の改善であります。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者で特別手当の支給を受けていない者に対して支給されるものであります。が、この健康管理手当の額を現行の月額一万五千元から一万六千五百円に引き上げるものであります。

改正の第三点は保健手当の改善であります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者で特別手当または健康管理手当の支給を受けていない者に対して支給されるものであります。が、この保健手当の額を現行の月額七千五百円から八千三百円に引き上げるものであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和五十三年八月といたしております。以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和田静夫君) 次に、社会保障制度等に関する調査を議題といたします。低所得者の福祉対策に関する件につきまして、今朝来理事会などで協議いたしました結果、本委員会として、これに関する決議を行うことに意見が一致いたしました。

ただいま自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案に係る決議案が委員長のもとに提案されておりますので、委員長から提出することいたします。まず案文を朗読いたします。

低所得者の福祉対策に関する決議(案) 最近の社会経済情勢にかんがみ、政府は、所得減税に対応して、減税を受けることができない生活保護被保護者、福祉年金受給者、失業対策事業就労者等低所得者を対象に早急に、一時金の支給又は就労日数の増加の措置を講ずべきである。右決議する。

以上でございます。お諮りいたします。本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。ただいまの決議に対し、厚生大臣及び労働大臣から発言を求められておりますので、順次これを許します。小沢厚生大臣。

○委員長(和田静夫君) 藤井労働大臣。たしたいと存じます。

○国務大臣(藤井勝志君) 御決議のありました失業対策事業就労者に対する就労日数の増加の措置については、昭和五十二年分所得税の特別減税に対応するものであるとの性格にかんがみ、やむを得ないものと考えますので、政府といたしましては、その趣旨に沿って、できる限り速やかに措置いたしましたものと存じます。

○委員長(和田静夫君) 本日はこれにて散会いたします。午後四時三十二分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。一、労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一君外二名発議)

労働基準法の一部を改正する法律案 労働基準法の一部を改正する法律案 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項中「四十八時間」を「四十時間」に、「定を「定め」に改める。第三十五条第一項中「少くとも一回」を「少くとも二日」に改め、同条第二項中「四日」を「八日」に改め、同条次の一項を加える。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてははその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、毎週与える休日と少なくとも一日とし、又は四週間を通じて与える休日と少なくとも四日とすることが出来る。

第三十六条ただし書を次のように改める。

ただし、労働時間を延長する場合にあつては、一日につき一時間、四週間につき十時間を超えてしてはならないものとし、休日に労働させる場合にあつては、四週間につき一日を超えてさせてはならず、かつ、遅滞なく特定の労働日において労働をさせない措置をとらなければならないものとする。

第三十六条次の一項を加える。使用者は、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務については、前項の協定による場合においても、労働時間を延長してはならない。

第三十七条第一項中「若しくは前条」を「又は前条第一項」に改め、「若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時(労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間において労働させ、」又はその日「及び又は労働日」を削り、「二割五分を「百分の五十」に改め、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定によつて休日に労働させた場合においては、その日の労働については、通常の労働日の賃金の計算額の百分の百以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

使用者が、午後十時から午前五時(労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の百分の五十以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第六十条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項を削る。

第六十一条を次のように改める。(女子の休日労働の禁止) 第六十一条 使用者は、十八歳以上の女子について

ては、第三十六條第一項の協定による場合においても、休日労働させてはならない。
 第百十九條第一号中「第三十六條ただし書」を「第三十六條第一項ただし書若しくは第二項に、第六十條第二項若しくは第三項を」第六十條第二項に改める。

附則

(施行期日)

- この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。
- 中小企業者に関する暫定措置
 次の表の上欄に掲げる日に中小企業者(常時雇用する労働者の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業を主たる事業とする事業主については百人)又は資本の額若しくは出資の総額が

この法律の施行の日	昭和五十四年三月三十一日
昭和五十四年四月一日	昭和五十四年九月三十日
昭和五十四年十月一日	昭和五十五年三月三十一日
昭和五十五年四月一日	この法律の施行の日から起算して二年を経過する日

一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については三千万円)以下の事業主(地方公共団体並びに特別の法律に基づき設立された法人であつて国又は地方公共団体がその資本金の全部又は一部を出資しているもの及び政令で定めるこれに準ずるものを除く)をいう。に該当する者については、同日から同表の下欄に掲げる日までの間(以下附則第五項において「旧法期間」という)は、それぞれ改正後の労働基準法の規定(第三十七條の規定(同条に係る罰則を含む)を除く)は適用せず、改正前の労働基準法(以下附則第三項及び附則第五項において「旧法」という)の規定(第三十七條の規定を除き、罰則を含む)の例による。

- (割増賃金に関する経過措置)
 この法律の施行前にした旧法第三十七條第一項に規定する労働に係る割増賃金については、なお従前の例による。
- (罰則に関する経過措置)
 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる割増賃金に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合における行為に対する罰則の適用については、当該行為に係る旧法期間を経過した日以後においても、なお旧法の規定の例による。
- (従前の賃金についての使用者の努力義務)

- 使用者は、この法律による労働条件の基準の引上げがその事業経営に及ぼす影響を理由として、労働者の従前の賃金を減額することのないように努めなければならない。
- 四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。
- 国民年金改善に関する請願(第四五六一号)
 - 労災認定行為に対し事業主側にも不服申立できるよう法の改正に関する請願(第四五六三号)
 - 国民年金改善に関する請願(第四五六四号)
 - 医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第四五六六号)
 - 医療保険制度改悪反対等に関する請願(第四五八七号)(第四五八八号)

- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四五八九号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四六〇八号)(第四六一一号)(第四六一六号)
- 国民年金改善に関する請願(第四六二〇号)(第四六三〇号)
- 医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第四六五九号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四六六一号)
- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四六一号)
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願(第四六二二号)
- 社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第四七〇二号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四七〇三号)
- 国民年金改善に関する請願(第四七二二号)
- 国民年金改善に関する請願(第四七三二号)
- 社会保険労務士法改正に関する請願(第四七三二二号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四七三三二号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四七三三三号)
- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四七三四号)(第四七四七号)
- はり・きゅう等の治療制度の改善に関する請願(第四七八八号)
- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四七六二二号)(第四七八二二号)
- 国民年金改善に関する請願(第四七八三三号)
- 療術の制度化に関する請願(第四七八九号)(第四七九〇号)(第四七九二二号)(第四七九二二二号)
- 診療放射線技師制度に関する請願(第四七九四号)

- 九四号)
- 労災認定行為に対し事業主側にも不服申立できるよう法の改正に関する請願(第四七九五号)
- 医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第四八一七号)
- 国民年金改善に関する請願(第四八三六号)(第四八四九号)(第四八五〇号)
- はり・きゅう等の治療制度の改善に関する請願(第四八五一号)
- 戦時災害援護法制定等に関する請願(第四八六〇号)
- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四八六六号)(第四八八八号)
- 国民健康保険事業の運営の改善に関する請願(第四八八四号)
- 重度心身障害者(旧七)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願(第四八八五号)
- 家庭雑排水の処理対策に関する請願(第四八八六号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四八九六号)
- 療術の制度化に関する請願(第四八九七号)(第四八九八号)(第四八九九号)
- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九〇〇号)
- 生協の育成強化等に関する請願(第四九一九号)
- 准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九二〇号)
- 医療保険制度改悪反対等に関する請願(第四九二二号)
- 重度心身障害者(旧七)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願(第四九二七号)
- 家庭雑排水の処理対策に関する請願(第四九二八号)
- 国民健康保険事業の運営の改善に関する請

願(第四九三三号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四九七八号)
一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九七九号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第四九八〇号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第四九八一号)
一、保育事業振興に関する請願(第四九八二号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第四九八四号)

一、医療保険制度改悪反対等に関する請願(第四九八九号)
一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一〇号)
一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五〇一八号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)
第四五六一四号 昭和五十三年四月十四日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都杉並区和田三ノ二五ノ六
大山久治
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四五六三三号 昭和五十三年四月十四日受理
労災認定行為に対し事業主側にも不服申立てできるように法の改正に関する請願

請願者 大阪市都島区都島本通三ノ一六ノ八
八関西主婦連合会法改正実行委員会
会内 大井多満榮外三名
紹介議員 向井 長年君

労働基準監督署においてなされる労災認定行為に対し、事業主側にも不服審査等の申立てができるように法的手続のみを開くよう要請する。

理由

大阪市都島区都島本通三丁目所在社会福祉法人都島友の会が経営している都島第二乳児保育センターの保育助手阿佐とよ子解雇後の労災認定、更に引き続いて保育助手沢田美知子、同池原豊美の労災認定等については、次のような問題点がある。
一、天満労働基準監督署の業務上疾病に関する認定行為には裁量権を乱用した違法な疑いがある。
二、労働基準監督署の労災認定が裁量権の範囲を超え、又は、濫用された場合でも事業主側には不服など異議・申立の権利が一切認められず、労働組合はこれを盾にとつて労働紛争の場はこの監督署労災認定という行政行為を持ち出して交渉の格好の材料に利用してつくるため、事業主側の経営権は不当に侵害されている。
三、労働組合団体が、社会福祉法人としての保育所ばかりでなく、他の保育所に対しても、保育所の職業病認定獲得闘争を行つてくるため、保育所の経営、運営が困難となり、その結果保育所に乳幼児を預ける多数の勤労者家庭の生活をおびやかすこととなる。

第四五六四号 昭和五十三年四月十四日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻四ノ二九ノ九
早川福太郎
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四五八六号 昭和五十三年四月十四日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道常呂郡置戸町若松 中野守
成外百七名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四五八七号 昭和五十三年四月十四日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 福岡県粕屋郡久山町久原 上野ミドリ外四百十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第四五八八号 昭和五十三年四月十四日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県登米郡東和町米川 芳賀登外二百五十九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第四五八九号 昭和五十三年四月十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 静岡県富士宮市北町一ノ八 宇佐美美砂子外九百九十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四六〇八号 昭和五十三年四月十四日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 福島市東浜町一六ノ六 栗崎輝夫
外十五名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六一一号 昭和五十三年四月十四日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡岡垣町山四三三ノ一 六四 宮崎繁敏外七十一名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六一六号 昭和五十三年四月十四日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都足立区新田二ノ四ノ一五 医療生活協同組合鹿浜診療所理事長
紹介議員 片山 甚市君

武井利正外千三百四十名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十三年四月十五日受理
国民年金改善に関する請願(二通)
請願者 神奈川県横須賀市長浦町三ノ一四 市川武男外七名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四六三〇号 昭和五十三年四月十五日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都小平市花小金井南町一ノ八九 荻谷治亮
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四六五九号 昭和五十三年四月十五日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都足立区中川四ノ四〇ノ一四 鈴木輝治外百十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四六六〇号 昭和五十三年四月十五日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 岡山市津島本町一ノ三六 難波義昌外千九百七十名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六六一号 昭和五十三年四月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章代外九百三十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四六六二号 昭和五十三年四月十五日受理
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市汐入町一ノ一
山田正明外三千百九十三名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四二二二号と同じである。

第四七〇二号 昭和五十三年四月十七日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市東山区妙法院前側町四二五
平岡かおる外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第四七〇三号 昭和五十三年四月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市大島町一四 増田紀
子外百十八名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四七二二二号 昭和五十三年四月十七日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都調布市下石原一ノ二二一
志村勲
紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四七二二〇号 昭和五十三年四月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 北九州市八幡東区祇園一ノ一一一
一八 神力比呂子外百四十二名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四七二二二号 昭和五十三年四月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 福岡県山田市上山田本町 福田公
子外五百九名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四七二二二号 昭和五十三年四月十七日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都杉並区井草三ノ一四ノ一七
柿沢和美
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四七三〇号 昭和五十三年四月十七日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町三ノ二
五ノ一七 石井三司
紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四七三二二号 昭和五十三年四月十七日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都豊島区上池袋四ノ三三ノ一
永嶋正夫
紹介議員 円山 雅也君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四七三三三号 昭和五十三年四月十七日受理
社会保険労務士法改正に関する請願

請願者 東京都大田区東矢口三ノ一五ノ一
八 西寛
紹介議員 松前 達郎君

一、社会保険労務士の職責の明確化とともに権限の強化を図るため、新たに代理権に関する定めをすること。

二、開業者と非開業者が共存している現状の中で、主務大臣の免許制一本による現行法では、第一線職場において両者の間になら身分の相違がなく、矛盾と混乱が多々生じている事実にかんがみ、非開業者との区分を明らかにするための定めをすること。

三、他人の求めに応じ、業として労働社会保険諸法令に関する事務を行う社会保険労務士の社会的責任の重大さにかんがみ、社会保険労務士業を行う社会保険労務士の権威と信頼を高からしめるため、登録制を新設し、社会保険労務士業を行う社会保険労務士は強制的に登録することを義務づける定めをすること。

四、社会保険労務士業を行う社会保険労務士の全国唯一の登録機関として「社会保険労務士会連合会」を設立する規定を設けるとともに、その下部機関として、全国の都道府県に各々一個の「社会保険労務士業を行う社会保険労務士の会」を設立する定めをすること。

五、現行法から「労働争議介入禁止規定」を削除し、社会保険労務士の能力発揮の範囲を広げる定めをすること。

理由
現下、我が国は特に産業、経済の面で非常時ともいべき状況にあり、今や雇用と労働福祉の問題は何をおいても推進すべき最重点の課題といえる。発足以来十年を迎える社会保険労務士法の制度はいまだその身分の確立等の点で不十分なため、労働福祉の進展上、関係省庁の行政展開のうえで、種々支障を生じている。(資料添付)

第四七三三三号 昭和五十三年四月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 岡山県玉野市田井四九一 池橋隆
外九百八十一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四七三四号 昭和五十三年四月十七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市千種区田代町鹿子殿八一
ノ二五九ノ五〇四 畑山洋子外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四七四七号 昭和五十三年四月十七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長野市浅川五ノ一三ノ六八八ノ一七 荻原美砂子外千二十九名
紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四七四八号 昭和五十三年四月十七日受理
はり・きゆう等の治療制度の改善に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡香芝町関屋五ノ二ノ四四東洋医学友の会内 広瀬クニ子外千六百十名
紹介議員 下村 泰君

理由
一、近代医学は健康保険制度の下で疾病治療期間の制限がないにもかかわらず、東洋医学のはり、きゆうでは最高六箇月間、治療回数六十五回という制限があるのでこれを緩和すること。
二、病症適応が神経痛、リウマチ等になつてはいるが、今日の東洋医学の発展に即応して、老若を問わず病症適応を飛躍的に拡大すること。
三、現行法規では、はり、きゆうと漢方(湯液)の併用が認められていないが、治療効果を上げるためには両者の併用を認めること。

東洋医学のはり、きゆう、漢方(湯液)の進歩は、最近アジア各国並びに欧米各国の中でも著しく発展している。現行法規に基づく諸制限の多い我が

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四七八九号 昭和五十三年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 大分県西国東郡香々地町 芝田多喜男外二名
紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四七九〇号 昭和五十三年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二〇丁目 島村裕介
紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四七九一〇号 昭和五十三年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 千葉県八日市場市入山崎二一 依知川浩明外二名
紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四七九二〇号 昭和五十三年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 札幌市中央区南二条西一一丁目 小松季雄
紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四七九三〇号 昭和五十三年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 北海道滝川市栄町三ノ四 入沢弥之助
紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四七九四〇号 昭和五十三年四月十八日受理

診療放射線技師制度に関する請願

請願者 長野県松本市旭三ノ一ノ一長野県放射線技師会内 赤羽六郎外二百名
紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四〇四一〇号と同じである。

第四七九五〇号 昭和五十三年四月十八日受理
労災認定行為に対し事業主側にも不服申立できるよ法の改正に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市西難波四ノ六ノ一二 井口みのえ
紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五六三号と同じである。

第四八一七〇号 昭和五十三年四月十八日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 佐賀市北川副町木原一〇ノ八八 谷豊水外九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四八三六〇号 昭和五十三年四月十八日受理
国民年金改善に関する請願
請願者 京都府宇治市広野町東裏二五 森田吉一
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四八四九〇号 昭和五十三年四月十九日受理
国民年金改善に関する請願
請願者 埼玉県新座市栗原三四五 高久幸五郎
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四八五〇〇号 昭和五十三年四月十九日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒六ノ一五ノ一 九 正木義治
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四八五一〇号 昭和五十三年四月十九日受理
はり・きゅう等の治療制度の改善に関する請願
請願者 奈良県大和高田市日ノ出町一ノ一、三三三土庫病院内 川辺栄一 外六百十五名
紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第四七四八号と同じである。

第四八六〇〇号 昭和五十三年四月十九日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 北海道白老郡白老町白老 丸山武外十四名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第四八六六〇号 昭和五十三年四月十九日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 福岡県大牟田市久福木八三五ノ一 三 福山トシ子外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四八六八〇号 昭和五十三年四月十九日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 和歌山県橋本市胡麻生三一一ノ五 松村豊子外九百四十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四八八四〇号 昭和五十三年四月十九日受理
国民健康保険事業の運営の改善に関する請願
請願者 長野市南長野野長野県議会内 西沢 盛永

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

紹介議員 夏目 忠雄君

国民健康保険財政の危機を打開し、同事業の運営の改善を図るため、早急に次の措置を講ぜられたい。

一、高齢者医療保障に関する抜本的改革措置を早急に実現すること。

二、高額療養費に対する国庫負担金制度を確立し、負担率は二分の一以上を確保すること。

三、負担の均衡と公平の観点から国保保険税(料)制を見直し、今後の保険運営に適合するよう制度の改革を進めること。

四、県外分診療報酬全国決済業務並びに被保険者証の全国通用を法制化すること。

五、国保被用者保険資格の相互通報制を確立すること。

六、臨時財政調整交付金は、療養給付費の五パーセント以上とすること。

七、保険者事務費については、実質全額国庫負担とすること。

八、診療報酬の審査支払事務費に対する国保連合会等への補助金を大幅に増額すること。

九、助産、葬祭及び育児手当の各給付について健康保険との格差を是正し、それぞれ二分の一国庫補助とすること。

十、国保保健婦の補助対象定員を大幅に増員し、補助単価を引き上げること。

十一、へき地医療対策費、国保診療施設整備費に對する助成を大幅に増額すること。また、国保診療施設の不可避的赤字に對する補助の拡大と、累積赤字に對する特別の財政措置を講ずること。

十二、国保事業と一体として行い地域保険活動に對し助成措置を講ずること。

理由

国民健康保険は地域住民を対象とする医療保険で、我が国社会保障制度の中核として被保険者の健康増進と医療の確保に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、現在の医療保険制度は福祉制

度との関連で給付面では充実したとはいえ、医療費は増高し国保財政は緊迫して重大な危機に直面している。

第四八八五号 昭和五十三年四月十九日受理

重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願

請願者 長野市南長野野長野県議会内 塚田

紹介議員 夏目 忠雄君

重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の国庫負担制度を速やかに創設されたい。

理由

重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞれの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四八八六号 昭和五十三年四月十九日受理

家庭雑排水の処理対策に関する請願

請願者 長野市南長野野長野県議会内 塚田

紹介議員 夏目 忠雄君

一、家庭雑排水の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の整備を図ること。
二、家庭雑排水の処理のシステム化を図ること。
三、し尿処理施設及びごみ処理施設と同様に市町村が実施する家庭雑排水の共同処理施設等及び汚泥処理施設についても補助制度を創設すること。

理由

最近、家庭からの雑排水により河川等の公共用水

域の汚染が進み、生活環境の悪化を招き大きな社会問題となつてきている。現在、工場等からの排水は、法的規制がとられているが、家庭雑排水はなら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はとられていない。

第四八九六号 昭和五十三年四月十九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 愛媛県松山市吉藤町四ノ九ノ二七 山中三郎外五百五十六名

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四八九七号 昭和五十三年四月十九日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 北海道札幌市中央区南二〇条西一 二丁目 小松トモ子外二名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四八九八号 昭和五十三年四月十九日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 千葉県銚子市妙見町一ノ四七〇 永井生久子外四名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四八九九号 昭和五十三年四月十九日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区南一条西九丁目 石 原通孝

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四九〇〇号 昭和五十三年四月十九日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 和歌山県御坊市南九〇四 大川恵

子外三百九十九名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四九一九号 昭和五十三年四月十九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 山梨県甲府市大手一ノ四ノ五ノ三 六 竹内博子外四十二名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四九二〇号 昭和五十三年四月十九日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 宮城県南光台四ノ一九ノ九 本田正子外千三十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四九二二号 昭和五十三年四月十九日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県一関市大町三三三 工藤文子 外百十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第四九二七号 昭和五十三年四月十九日受理

重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願

請願者 長野市南長野野長野県議会議長 羽 田義知

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四八八五号と同じである。

第四九二八号 昭和五十三年四月十九日受理

家庭雑排水の処理対策に関する請願

請願者 長野市南長野野長野県議会議長 羽 田義知

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四八八六号と同じである。

第四九三三号 昭和五十三年四月十九日受理
国民健康保険事業の運営の改善に関する請願
請願者 長野市南長野野長野県議会議長 羽田義知

この請願の趣旨は、第四八八四号と同じである。

第四九七八号 昭和五十三年四月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 高知市桜馬場三〇ノ一 多和和彦
外三百四十七名

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四九七九号 昭和五十三年四月二十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 高知県安芸市寿町五ノ一 早川清子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四九八〇号 昭和五十三年四月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県糸魚川市一ノ宮一三六ノ七 石田満義外九十六名

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四九八一号 昭和五十三年四月二十日受理
ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願
請願者 横浜市戸塚区飯島町五二七ノ二ノ四 泉徳治外百十名
中寿美子君

ハイヤー・タクシーの公共性と安全輸送確保のため、次の事項について緊急に実施するよう強く要

求する。

- 一、当局から出された行政通達をすべてのハイタク経営者に守らせるよう監督指導すること。
- 二、悪質な法無視の経営者に対しては、厳重な処分を行うこと。
- 三、安全輸送を危険に追い込ませるリース制・オイル歩合制を一切排除させること。
- 四、ハイタク労働者の賃金体系は八対二の比率で基本給中心の賃金体系に改めるよう指導すること。
- 五、運転労働者の福利厚生対策を講ずること。
- 六、運転労働者の「交通労働法」の制定を検討すること。
- 七、産業別最低賃金八万円以上、運転者最低賃金・大都市十三万円、地方都市十万円を確立すること。

第四九八二号 昭和五十三年四月二十日受理
保育事業振興に関する請願
請願者 宮崎県東諸県郡国富町三名一、二 六八 三名保育所内宮崎県私立保育園連盟内 横山豊秋外一万千四百八十八名

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四九八四号 昭和五十三年四月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 秋田市土崎港東三ノ二〇ノ九 佐々木阿貴子外十五名

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四九八九号 昭和五十三年四月二十日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県川越市今成町九二七ノ六 角田儀助外百二十九名
小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第五〇一〇号 昭和五十三年四月二十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 北九州市小倉南区若園町緑ヶ丘五 塚本ミヨ子外千九名
紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五〇一八号 昭和五十三年四月二十日受理
ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願
請願者 埼玉県富士見市勝瀬四九九 藤原民雄外百九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五〇一九号 昭和五十三年四月二十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 山形県天童市芳賀一七 伊藤歌子 外九百九十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

五月二日日本委員会に左の案件を付託された。
一、母子保健法の一部を改正する法律案（柏原ヤス君外一名発議）
一、児童福祉法の一部を改正する法律案（柏原ヤス君外一名発議）
一、母性保健基本法案（柄谷道一君外一名発議）

母子保健法の一部を改正する法律案
母子保健法の一部を改正する法律
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「第三章 母子保健施設（第二十一条）」を「第三章 雑則（第二十三条―第二十七条）」を「第四章 母子保健施設（第二十一条―第二十五条）」を「第五章 費用（第二十一条の三―第二十五条の二）」を「第六章 雑則（第二十三条―第二十九条）」に改める。

第五条第一項中「に努めなければならない」を「を図る責務を有する」に改め、同条第二項中「前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように」を「前三条に規定する母子保健の理念が具現され、かつ、母子保健に関連する医療、保健又は衛生の担当者及びそれらに関する専門的學術の研究又は教育に従事する者並びに母子保健に関する施設の有機的連携の下に実施されるように」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、それらの活動を通じて、妊娠、出産、育児及び家族計画についての教育の普及その他必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない。

第七条を次のように改める。
（中央母子保健審議会）
第七条 厚生大臣の諮問に応じ、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として中央母子保健審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、厚生大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。

3 審議会は、委員三十人以上以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員及び母子保健に関し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

5 この条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の次に次の二条を加える。

(都道府県母子保健審議会)

第七条の二 母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県母子保健審議会を置く。

2 都道府県母子保健審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

(市町村母子保健審議会)

第七条の三 市町村は、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、条例の定めるところにより、市町村母子保健審議会を置くことができる。

第八条を次のように改める。

(保健所と市町村の關係)

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行う母子保健に関する業務について、市町村長が協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

第九条中「都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下次条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項において同じ。)」を「市町村長」に改める。

第十条及び第十一条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十二条から第十五条までを次のように改める。

(健康診査)

第十二条 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、妊娠中の女子、出産後一年以内の女子、乳児及び幼児に対して、健康診査を行わなければならない。

2 前項の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して健康診査を行うことができる。

3 市町村長は、厚生省令で定める年齢の女子(妊娠婦を除く。)に対して、厚生省令で定める妊娠及び出産に関する諸機能についての健康診査を行わなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第十三条 市町村長は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児が栄養を適正に摂取することができるようにするため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。

(出産費の支給)

第十四条 市町村長は、妊娠婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、十五万円から、当該出産につき健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の法律において準用する場合を含む。)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百四十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五百九十二号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により支給される分べん費(配偶者分べん費を含む。)、出産費、配偶者出産費を含む。又は助産費の額(国民健康保険法の規定により助産の給付が行われる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額)を控除した額を限度とするものとする。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、厚生省令の定めるところにより、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

第十六条第一項中「都道府県知事(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長)」を「市町村長」に改める。

第十七条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「第十三条」を「第十二条第一項及び第二項」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「勧奨するものとする」を「勧奨しなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、第十二条第三項の規定による健康診査の結果に基づき、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師の診察を受けることを勧奨しなければならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(受診に關する援助)

第十七条の二 市町村長は、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者が前条の勧奨に基づいて診察を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

康診査の結果に基づき、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師の診察を受けることを勧奨しなければならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(受診に關する援助)

第十七条の二 市町村長は、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者が前条の勧奨に基づいて診察を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

(妊娠婦ホームヘルパーの派遣)

第十七条の三 市町村長は、政令の定めるところにより、妊娠、出産等により、日常生活を営むのに著しく支障がある妊娠婦又は乳児の保育を行うことができない妊娠婦の家庭に妊娠婦ホームヘルパー(妊娠婦の家庭を訪問して、妊娠婦の日常生活上の世話又は乳児の保育を行う者)を派遣しなければならない。

第十八条中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長とする。次条、第二十条第一項及び第二十一条の三第二項において同じ。)」を加える。

第二十一条を次のように改める。

(受胎調節のための器具等の交付)

第二十一条 市町村長は、家族計画を適正に行うことができるようにするため、政令の定めるところにより、交付の申請をした者に対し、受胎調節のために必要な器具又は医薬品を交付しなければならない。

第二章中第二十一条の次に次の三条を加える。

(母子保健のための地域組織の育成)

第二十一条の二 市町村は、母子保健に関する事業を推進する基盤となる地域組織の育成を図るものとする。

(母子保健推進員)

第二十一条の三 市町村長は、保健婦、助産婦、看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者に対し、妊娠婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。

看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者に対し、妊娠婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、母子保健推進員と称する。

3 母子保健推進員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に關する秘密を守らなければならない。

第二十一条の四 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、母子保健推進員の指導訓練を行うものとする。

第二十二条に見出しとして「(母子保健センター)」を付し、同条第一項を次のように改める。

市町村は、母子保健センターを設置するものとする。

第二十二条第二項中「母子健康センター」を「母子保健センター」に、「行ない」を「行い、並びに家族計画に關し、求めに応じて必要な指導及び助言を行ひ」に、「あわせて」を「併せて」に、「行ない」を「行ひ」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(母子休養施設)

第二十二条の二 市町村は、必要に応じ、母子休養施設を設置するものとする。

2 母子休養施設は、安静を必要とする妊娠婦を居所として必要な休養をとらせるとともに、当該妊娠婦が自らその乳児を養育することができるよう適切な援助を行うことを目的とする施設とする。

第四章を第五章とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章 費用

(支弁)

第二十二条の三 次の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の規定により市町村長が行う保健指導に要する費用

二 第十二条の規定により市町村長が行う健康

診査に要する費用

- 三 第十三条の規定により市町村長が行う栄養費の支給その他の援助に要する費用
- 四 第十四条の規定により市町村長が行う出産費の支給に要する費用
- 五 第十七条の二の規定により市町村長が行う医療費の支給その他の援助に要する費用
- 六 第十七条の三の規定により市町村長が行う妊産婦ホームヘルパーの派遣に要する費用
- 七 第二十一条の規定により市町村長が行う受胎調節のために必要な器具又は医薬品の交付に要する費用
- 八 第二十一条の二の規定により市町村長が行う地域組織の育成に要する費用
- 九 第二十一条の規定により市町村が設置する母子保健センターの設置及び運営に要する費用

2 第二十条の規定により都道府県知事が行う措置に要する費用は、都道府県（保健所を設置する市にあつては、市とする。）の支弁とする。

(負担)

第二十二條の四 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により市町村又は都道府県が支弁する費用のうち、前条第一項第一号及び第三号から第九号まで並びに同条第二項の費用についてはその十分の八、同条第一項第一号の費用についてはその三分の一を負担する。

(補助)

第二十二條の五 国は、市町村に対し、政令の定めるところにより、母子保健推進員に要する費用並びに母子休養施設の設置及び運営に要する費用について、その二分の一以内を補助することができる。

(徴収)

第二十二條の六 第二十二條の三第二項の規定に

より第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二條の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があつたときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三條及び第二十四條中「第二十条」を「第十三條、第十四條、第十七條の二、第二十条及び第二十一条」に改める。

第二十七條を削り、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とし、第二十四條の次に次の三條を加える。

より第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二條の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があつたときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三條及び第二十四條中「第二十条」を「第十三條、第十四條、第十七條の二、第二十条及び第二十一条」に改める。

第二十七條を削り、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とし、第二十四條の次に次の三條を加える。

(養成及び研修)

第二十五條 国及び地方公共団体は、母子保健に關し専門的知識及び技術を有する者の養成及び研修の実施に努めなければならない。

(調査研究体制の整備)

第二十六條 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、調査研究体制の整備に努めなければならない。

(安全な出産を確保するための体制の整備)

第二十七條 国及び地方公共団体は、安全な出産

を確保するため、必要な施設の設置及び緊急な場合に應ずる体制の整備に努めなければならない。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の母子保健法(次項において「旧法」という。)第十条第六條第一項の規定により交付された母子健康手帳は、この法律による改正後の母子保健法(以下「新法」という。)第十六條第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十二條の規定に基づいて市町村が設置している母子健康センターは、新法第二十二條の規定に基づいて市町村が設置した母子保健センターとみなす。

4 新法の規定は、昭和五十四年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十三年度分の国の負担金については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

5 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「児童、妊産婦及び精神薄弱者の福祉に關する事項」の下に「(母子保健に關するものを除く。)」を加える。

(地方財政法の一部改正)

6 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「及び健康診査」を「健康診査及び栄養の摂取に關する援助、出産費の支給、妊産婦等の受診に關する援助、妊産婦ホームヘルパーの派遣、受胎調節のための器具等の交付、母子保健のための地域組織の育成、母子保健センター」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

7 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一

号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中央児童福祉審議会の項中「その他母性」を削り、同項の次に次のように加える。

中央母子保健審議会(母子保健に關する重要事項を調査審議すること。)

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

8 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「第十一條の規定による」を「第二十一條の三第一項第二号の規定により保健所を設置する市が支弁する」に、「第二十一條第二項」を「第二十二條の四第二項」に改める。

第二條第一項第三号中「第二十一條第二項」を「第二十二條の四第二項」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

9 前項の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の規定は、昭和五十四年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十三年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九の次に次の一条を加える。
第二十一条の十 都道府県知事は、血友病、悪性新生物その他その治療が長期間にわたり、かつ、その治療に高度の知識及び技術を必要とする疾病として厚生省令で定める疾病にかかつている児童に対し、その治療のために必要な医療（以下「小児慢性特定疾患医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて小児慢性特定疾患医療に要する費用を支給することができる。
前項の規定による費用の支給は、小児慢性特定疾患医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

小児慢性特定疾患医療の給付は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

小児慢性特定疾患医療の給付は、厚生大臣が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定小児慢性特定疾患医療機関」という。）に委託して行うものとする。

厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてはその主務大臣の同意を得て、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてはその開設者の同意を得て、第一項の規定による小児慢性特定疾患医療を担当させる機関を指定する。

指定小児慢性特定疾患医療機関が、次項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定小児慢性特定疾患医療機関に小児慢性特定疾患医療を担当させる者について著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

第二十一条並びに前条第六項及び第八項の規定は、指定小児慢性特定疾患医療機関について

て、第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、小児慢性特定疾患医療の給付について、第二十一条の五の規定は、小児慢性特定疾患医療に要する費用について準用する。
第五十条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十一条の十の措置に要する費用

（施行期日）
1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）
2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第五十六号中「及び同法第二十一条の九第二項第一号の医療」を、「同法第二十一条の九第二項第一号の医療及び小児慢性特定疾患医療」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
3 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「業務の外」を「業務のほか」に改め、「同法第二十一条の九第九項及び」の下に「第二十一条の十第七項並びに」を加える。

（地方財政の一部改正）
4 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「身体障害児及び」を「身体障害児」に改め、「骨関節結核その他の結核にかかつている児童」の下に「及び血友病その他の小児慢性特定疾患にかかつている児童」を加える。

（地方税法の一部改正）
5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「療育の給付」の下に「小児慢性特定疾患医療の給付」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）
6 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項第一号中「療育の給付」の下に「小児慢性特定疾患医療の給付」を加える。

この法律施行に要する経費は、五十七億円の見込みである。

母性保障基本法
母性保障基本法

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 母性保障の思想の高揚等（第七条）

第三章 健康管理に関する施策（第八条）

第四章 妊産婦に対する施策（第九条—第十四条）

第五章 雇用に関する施策（第十二条—第十四条）

第六章 保育施設等に関する施策（第十五条—第十七条）

第七章 母性保障審議会（第十八条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、母性保障に関する原理を明らかにするとともに、母性保障に関する施策の基本となる事項を定め、もつてその施策の総合的推進を図ることを目的とする。

（母性保障の理念）
第二条 すべて母性は、子が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つための源として、尊重され、かつ、母性にふさわしい処遇を保障されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）
第三条 国及び地方公共団体は、母性保障に関し必要な施策を講ずる責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母性保障に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する母性保障の理念が実現されるように配慮しなければならない。

（行政機関の整備等）
第四条 国及び地方公共団体は、母性保障に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

（法制上の措置等）
第五条 政府は、母性保障に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第六条 政府は、毎年、国会に、政府が母性保障に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、母性保障審議会の意見を聴いて、母性保障に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 母性保障の思想の高揚等
第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育等を通じて、妊娠、出産又は保育に関する知識の普及を図るとともに、母性保障の思想を高めるように努めなければならない。

第三章 健康管理に関する施策
第八条 国及び地方公共団体は、女子に対する毎年一回以上の健康診査の実施等女子の健康管理のために必要な施策を講じなければならない。

第四章 妊産婦に対する施策
（保健指導等）
第九条 国及び地方公共団体は、妊産婦（妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。以下同じ。）に対する無料の保健指導及び健康診査の実施等妊産婦の心身の健康の保持及び増進を図るために必要な施策を講じなければならない。

（栄養食品の支給等）
第十条 国及び地方公共団体は、栄養食品の補給が必要とされる妊産婦に対して栄養食品を無償で支

給する等妊産婦の栄養の摂取について必要な施策を講じなければならない。

(助産の給付等)

第十一条 国は、助産の給付が社会保険に関する制度において行われるように必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、出産に伴い必要とされる物品等が支給されるように必要な施策を講じなければならない。

第五章 雇用に關する施策

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 国は、女子が妊娠し、出産し、又は乳児若しくは幼児を保育するものであることを理由として雇用に關し不利益な取扱いを受けることがないように必要な施策を講じなければならない。

(女子労働者の労働条件)

第十三条 国は、女子労働者が十分に保護されるように、時間外勤務の制限、危険有害業務の就業禁止、有給の生理休暇に關する制度の確立等について必要な施策を講じなければならない。

(妊産婦である労働者の労働条件)

第十四条 国は、妊産婦である労働者が十分に保護されるように、勤務時間、勤務の内容、産前産後の休業、有給の育児休業等について必要な施策を講じなければならない。

第六章 保育施設等に関する施策

(保育施設)

第十五条 国及び地方公共団体は、無料又は低額な料金で乳児又は幼児を保育するための保育施設の整備拡充について必要な施策を講じなければならない。

(妊産婦ホームヘルパー)

第十六条 国及び地方公共団体は、無料又は低額な料金で利用することができる妊産婦ホームヘルパー(委託を受けて、妊産婦の家庭を訪問し家事又は乳児若しくは幼児の保育を行う者)をいう)についての制度の確立について必要な施策を講じなければならない。

(母子保健センター)

第十七条 国及び地方公共団体は、妊娠、出産又は保育に關する相談、指導及び知識の普及等を行うことを目的とする母子保健センターの設置について必要な施策を講じなければならない。

第七章 母性保障審議会

(設置及び権限)

第十八条 総理府に、附属機関として、母性保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第十九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員のうち少なくとも五人は、女子でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

(委任規定)

第二十条 前二条に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中中央心身障害者対策協議会の項の次に次のように加える。

母性保障基本法(昭和五十三年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇六二号)

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第五〇八一号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇八二号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五〇八三号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第五〇九二号)

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者の補償充実に關する請願(第五〇九八号)

一、せき髄損傷者の福祉改善に関する請願(第五〇九九号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第五〇一三三号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇四四号)

一、看護家政婦(付添婦)の災害補償に関する請願(第五一六四号)

一、労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願(第五一六五号)

一、せき髄損傷者の傷病補償年金給付の改善に関する請願(第五一六六号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一九二号)

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者の補償充実に關する請願(第五一九七号)

一、せき髄損傷者の福祉改善に関する請願(第五一九八号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五二〇四号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第五二〇八号)

一、国民年金改善に関する請願(第五二〇九号)

一、口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(第五二二四号)

一、口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(第五二二三号)

一、保育予算増額に関する請願(第五二二四号)

一、保育予算増額に関する請願(第五二二六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第五二二八号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五二二九号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五二三〇号)

一、口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(第五二四二号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第五二四七号)

一、失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関する請願(第五二四八号)

一、公衆浴場の施設確保等に関する法律の制定に関する請願(第五二五六号)

一、療術の制度化に関する請願(第五二五七号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五二五八号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五二七四号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第五二七九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五二八〇号)

一、国民年金改善に関する請願(第五二八一号)

一、療術の制度化に関する請願(第五二八六号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五二八七号)

一、療術の制度化に関する請願(第五三二〇号)

第五〇六二号 昭和五十三年四月二十一日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町観音台一〇ノ一七四 松本明子外九百九十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五〇八一号 昭和五十三年四月二十一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ二八ノ三 南沢力外七十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第五〇八二号 昭和五十三年四月二十一日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 宮崎市小松一、一三三 赤木美枝 子外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五〇八三号 昭和五十三年四月二十一日受理
ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡川副町小々森九五五 中西安憲外二十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五〇九二号 昭和五十三年四月二十一日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都江東区辰巳一ノ二ノ八ノ一

〇四 安達クニ子外五十名

紹介議員 柿沢 弘治君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第五〇九八号 昭和五十三年四月二十一日受理
労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者の補償

充実に関する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市安塚町三一五ノ五二二ノ二 松浦弘和外百二十一名

紹介議員 三治 重信君

業務上で負傷したせき髄損傷者等が受給している労災補償は、社会一般の損害補償と対比すると極めて低額であつて納得のいかに点が数多くあるため、これを充実改善するため、次の事項について実現を図られたい。

一、特別給与を基礎とする特別年金を給付基礎年額の二十五パーセント(現行十六・九パーセント)に引き上げること。また、昭和五十二年四月以降の特別年金の額が年間定期給与額の二十パーセントを超えるときは、二十パーセントに抑えているが、こうした制限を撤廃すること。

二、介護料及び入院諸雑費を十万円に引き上げ、これを障害補償一級受給者全員と旧旧労災の在宅者にも支給すること。

三、若年被災者及び高度成長期以前の被災労働者のことを考慮し、年齢調整率を実施すること。

四、労災年金と他の公的年金との調整は撤廃し、完全併給すること。

五、最低給付基礎日額を四千円に引き上げること。

六、障害特別一時金を大幅に引き上げること。また、休業補償から傷病補償年金に切り替える際にも、障害特別一時金と同額か、または傷病特別一時金を支給すること。

七、障害等級に特別級を設けること。

八、頸損者は、いきなり電動車イスを操作するのは極めて困難であるから、全員に電動車イスと普通車イスを併給すること。

九、労災補償に慰謝料(精神的苦痛の分)を算入すること。

十、遺族年金を大幅に引上げ、重度被災者が死亡した場合に死因に関係なくこれを支給すること。

十一、介護料及び就学援助費については、給付基礎日額が九千円以上の者に対して支給されないが、これらの制度を撤廃すること。

十二、頸損者の社会復帰の場として、ケア付住宅(食事、掃除、洗濯などの世話をする施設)を新設すること。

十三、頸損者がボタンを押せば独自で移動できるような、電動式自動車を開発すること。

十四、自動車は、せき損者にとつて脚の代用で補装具同然であるから、無償でこれを支給すること。また、現在の自動車購入貸付金制度については、自動車の耐用年数を決め、その年数が経過すれば繰り返し何回でもこの制度を利用できるようにすること。

第五〇九九号 昭和五十三年四月二十一日受理
せき髄損傷者の福祉改善に関する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市安塚町三一五ノ五二二ノ二 松浦弘和外百二十一名

紹介議員 三治 重信君

業務外のせき髄損傷者に対する年金増額、福祉改善等について、次の事項の実現を図られたい。

一、現行の「福祉手当」を大幅に引き上げ、国民年金の障害年金(拠出)受給者にもそれを拡大支給すること。

二、在宅の重度障害者に「月額五万円」の介護手当を支給すること。

三、公共料金(電気・ガス・水道・電話料金など)を身障者に対して五割引にすること。

四、年金皆無者に障害福祉年金と同額の年金を支給すること。

五、障害福祉年金を大幅に増額すること。

六、基準看護の病院であつても重症者には、負傷後、一定の期間は付添婦を付けること。

七、住宅資金の貸付額を五百万円に引き上げ、これを利用しやすいように借用方法を簡素化する。

八、頸損者に電動車イスを補装具として支給すること。

九、運転免許を所持しているせき損者に対して、将来、自動車を補装具として支給すること。それまでの暫定措置として「自動車購入貸付金制度」を新設すること。

十、頸損者や重複する障害を持つ者には現行一級の等級の上に「特別級」を新設すること。

十一、各種年金間の格差を是正すること。

十二、頸損者の社会復帰の場としてケア付住宅を新設すること。

十三、電動式自動車を開発すること。

理由
私たちのような業務外のせき損者は年金が皆無の者、障害年金だけの者、国年厚年の障年だけの者などの三層に大別されるが、この中でどちらかといへば年金皆無者と障福年と同年の障年のみの者が多数を占めており、生活が困窮状態に陥っている。こうした境遇にある私たちが年金外に収入を求めようと焦慮しても、第一、現代の企業は私たちに閉鎖的就職できるはずがなく、また、もし、万が一にも就職することができたとしても私たちの身体は下半身不随という極限の状態にあるために、無理をすれば余病が併発して死期を早めるばかりである。ところが、年金を受給できない者、あるいは年金が受給できても微々たる額で生活費の極く一部にしか充当できない現状、そうかといつて収入を得るために努力しようとしても社会的身体的に不可能な現在の状態においては、詰まるところは年金の増額と重度身障者福祉制度の充実改善又は新設以外にその方途は見当たらない。極言すれば私たちが生きるためには国の手厚い福祉以外にその方法がないということである。

第五一〇三号 昭和五十三年四月二十一日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八 障害者・児の生活と権利を守る全国連絡協議会内 矢島せい子外千五十六名

議事録

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和五十三年五月九日【参議院】

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十三年四月二十一日受理
看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 群馬県前橋市昭和町三ノ三九ノ一
五 狩野喜久江外九百九十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第五一六四号 昭和五十三年四月二十四日受理
看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について

請願者 福岡市博多区下月隈梶山月隈病院
内福岡県せき髄損傷者同志会内
山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷については、労災法の適用に準じた災害補償の取扱いをされたい。

理由

せき髄損傷患者(以下せき髄患者という)は戦後日本経済復興のため、基幹産業であつた石炭産業や、それぞれの分野での産業において、その使命に徹して増産に励んできたが、不幸にしてせき髄に損傷を受け、不治の傷病に加えて後遺症の苦痛を一生背負う運命となつた。この傷病は現代医学をもつても不治とされ、そのほとんどが膀胱直腸障害があり、両下肢機能は用廃、下半身完全麻痺のため尿路障害による膀胱炎、尿道炎、腎盂炎、かつ、尿路感染による発熱、悪寒、長時間の座居によるじよくそう、加えて脱水性疼痛といつたあらゆる合併症を包蔵しており、常に重篤の状態に精神的不安は計り知れないものがある。こうしたせき髄患者にとつて医師、看護付添婦、自己の摂生療養と三位一体こそ生命の根源である。特にせき髄患者の看護に当たる付添婦は、拘束二十四時間の勤務であり、仕事の内容は厳しにもかかわらず、なんらの災害補償もない。看護付添婦の

災害補償については、社会保険、厚生年金、失業保険法など種々あるが、これらの問題は雇用関係などで複雑な事情にあり、幾多の懸案を解決せねば早急に実現は不可能である。しかしながら一番身近な問題として、もし看護勤務中不慮の事故による負傷の場合、直ちに失職の羽目となり、以後の生活が脅かされる結果となる。こうした事故による負傷は、数えあげれば枚挙にいとまがない。無論これらのことは一般患者につく看護付添婦についても同様である。

第五一六号 昭和五十三年四月二十四日受理
労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願

請願者 福岡市博多区下月隈梶山月隈病院
内福岡県せき髄損傷者同志会内
山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

労災としてせき髄に損傷を受けた後、療養三箇年後に退院を宣告され、法律によるものとして強制的に自宅療養を余儀なくされて労災から切り離されたせき髄患者も、症状にあわせて再発認定を行い、改めて再発認定者として療養生活ができるよう配慮されたい。

理由

労働者として、日夜業務に勤め、不幸にして労働災害にあい、せき髄に損傷を受けて、療養を続けていたせき髄患者も、昭和三十年十一月に施行された特別保護法施行以前においては、三箇年の療養期間を満した時かそれ以前において、障害打切補償費の支給をもつて症状固定とみなされて、労災法から切り離されて、人生のどん底につき落とされた者も、また、特別保護法及び臨時措置法施行の時点で、地方所轄監督署から、治療とみなされ社会に放り出された者の苦悩、生活の苦しさにしんみりする重度障害の被災者及びその家族の貧苦は見るに忍びないものがある。せき髄損傷は高度な現代医学をもつても不治とされ、身のまわりの用さえかなわず、後遺症として日夜、脱水性

疼痛に悩まされ、また、じよくそう、失業等特異な障害を背負っている。これらの症状の外に、それぞれの病気を併発し持続するのがせき髄損傷者特有の症状である。去る昭和四十五年十一月施行された、ILO条約に基づく労災法改正時においては、全く、せき髄損傷者の実態を把握することなく、単なる長期傷病者と同等にみなして、せき髄患者全体が見放された。以後負傷後三箇年を満たさずして、障害打切補償費を受給した者には、症状悪化とみなして、再発認定が認められ、休業補償費が支給され継続して労災者とみなされ、また、昭和五十一年五月の法改正においては、昭和四十年から施行された法律百三十号附則第十五条関係による四十日分減額給付も廃止され、昭和十五年以降の負傷者と同等の給付がなされ、遺族年金給付及び埋葬料の支給もなされるなど給付の状態は大きな進歩が見られたが、大分県の出働土工のけい肺認定、星野、土呂久敏山のひ素公害新日鐵の肺がん死亡者の認定申請等労災認定の幅が多く認められる時、労災としてせき髄に損傷を受け療養三箇年後に死の宣告にも等しい、退院を宣告された者にも再発認定を行い、安心して、日日の療養生活ができるよう特段の配慮を望むものである。

第五一六六号 昭和五十三年四月二十四日受理
せき髄損傷者の傷病補償年金給付の改善に関する請願

請願者 福岡市博多区下月隈梶山月隈病院
内福岡県せき髄損傷者同志会内
山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

せき髄損傷者の実態を理解の上、次の事項の実現を図られたい。

一、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による傷病補償年金受給者の基礎日額の低い者(以下「低基礎日額者」という)に対しては、年度別全国労働者の平均賃金まで基礎日額を引き上げるよう抜本的改正を行うこと。
二、労災法の傷病補償年金と厚生年金の障害年金との併給による減額率の調整を行うこと。なお、国民年金の場合もこれに準ずること。
三、労災法による遺族年金を厚生年金の遺族年金並みに引き上げること。
四、現在入院中の一般患者に対し特別の場合健保料金をもつて近親者の付添が認められたが、せき髄患者の自宅療養者の介護料についてもこれに準じた支給条件を配慮すること。
五、労災法による傷病補償年金受給者のスライド制度については、全国労働者の平均賃金が上昇する率を毎年実施できるように改定すること。
六、低基礎日額者のボーナス特別支給金を、基礎日額に三百六十五を乗じ、更に百分の二十を乗じて得た額に引き上げ、なおかつ年額三十五万円に満たない者に対しては、最低限度額を三十五万円まで引き上げるよう抜本的に法の改正を行うこと。また、昭和五十二年四月一日以降の被災者にも、それ以前の被災者と同様に、ボーナス特別支給金が給付できるように配慮すること。

理由

せき髄損傷者は現代医学をもつても不治とされている傷病者で、そのほとんどが泌尿器系統や直腸障害あるいは脱水性疼痛等に日夜を問わず悩まされ、加えて歩行不能のため車椅子を利用しないと行動できない者である。その苦しみは言語に絶するものであり、またそれによつて受ける家族の精神的且つ経済的塗炭の苦しみは筆舌に尽し難いものである。このような不自由な体を押しして昭和四十九年以来二度上京し請願を行つた結果、第七十七回国会において労災法の改正により傷病補償について年金化され、また給付日数の増加等ある程度懸案解決の糸口となつたが、全体的に考えると幾多の取り残された諸問題が山積している。

第五一九二号 昭和五十三年四月二十四日受理

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 千葉県浦安町当代島四五三ノ一 荒川修外百十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五一九七号 昭和五十三年四月二十四日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者の補償充実に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡碓井町上白井 野田 時雄外十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五〇九八号と同じである。

第五一九八号 昭和五十三年四月二十四日受理

せき髄損傷者の福祉改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡碓井町上白井 野田 時雄外十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五〇九九号と同じである。

第五二〇四号 昭和五十三年四月二十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(四通)

請願者 千葉市長洲一ノ九ノ二二森林会館 内千葉県類業環境衛生同業組合

理事長 飯塚八郎外八百八十六名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二〇八号 昭和五十三年四月二十四日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市北区安井町六ノ六 野々村美菜外百八十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二〇九号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民年金改善に関する請願

請願者 東京都清瀬市元町二ノ七ノ二八 石崎政幸

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第五二二四号 昭和五十三年四月二十四日受理

口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願

請願者 東京都東久留米市南沢五ノ一八ノ一 石川一彦外二百二十九名

紹介議員 下村 泰君

一、口唇・口蓋裂児の歯列矯正にはすべて健康保険を適用すること。
二、口唇・口蓋裂児に対し一貫した医療体制を確立すること。
三、差し当たっては口唇・口蓋裂児の登録制度を実施し、保健所等による適切な育成指導すること。

理由

身体になんらかの異常を伴って生まれてくる子どもは、年々増えている。特に口唇裂・口蓋裂といふ先天性奇形を持った子どもは五百人に一人という高率で発生している。これらに対する初期の外形的な手術は二歳までの間にはほとんど終えてしまっている。ところが口唇・口蓋裂児のすべてはあごに障害があるため成長につれて極端に歯並びが悪くなったり、上下の歯が正常にかみ合わなくなり、そのため正確な発音、発声に支障をきたし、また、耳の疾患にも長期にわたって悩まされている。つまり、単に外形の異常を治しただけでは完全な治療をしたことにはならない。更に口唇・口蓋裂児を社会復帰させるには、口腔外科、形成外科、耳鼻科、歯科矯正科、補綴科、言語治療科、精神衛生科、小児科等による多方面の専門家による一貫した治療が長期にわたって必要である。口唇・口蓋裂の手術に関しては育成医療制度

が適用され保護者の負担は軽減されつつある。しかしながら社会復帰してゆくのに最も必要である歯列矯正に関しては全く公的な面での援助はされず百パーセント実費負担となっている。調査の結果では、歯列矯正は、装置装着料が、二十万円―四十万円、その他の治療費を単純計算しただけでも百四十万円という実情である。

第五二二二号 昭和五十三年四月二十五日受理

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ三三ノ一二 西田守孝外百十二名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五二二三号 昭和五十三年四月二十五日受理

口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(二通)

請願者 群馬県前橋市南町二ノ三六ノ一七 木部寿栄外二百八十八名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五二二四号と同じである。

第五二二四号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市川崎区東門前三ノ一ノ一一 三浦慶子外四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二五号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田三ノ一四ノ一九 長沢ノリ子外四百九十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二六号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市中原区下小田中七〇三ノ一 一 岩田龍郎外九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二七号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市中原区上平間一、一七一 三浦修子外四百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二八号 昭和五十三年四月二十五日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 大阪市旭区高殿二ノ一六ノ二〇 林功外百五十一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

第五二二九号 昭和五十三年四月二十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御殿町久世原 一六 瀬野尾ヒロ子外九百九十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五二三〇号 昭和五十三年四月二十五日受理

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 東京都多摩市永山三ノ三ノ二二ノ三〇九 村上孝道外百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五二四一号 昭和五十三年四月二十五日受理
口唇裂・口蓋裂児の齒列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(二通)

請願者 東京都武蔵村山市中藤一、四六〇
ノ七六ノ四〇六 酒井陽子外百九十一名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五二四七号 昭和五十三年四月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市東岸町八ノ一六秀和
荘内 松葉裕外五百二十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五二四八号 昭和五十三年四月二十五日受理
失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関する請願

請願者 福岡市筑紫郡大宰府町桜町 池本
ノブエ外六百十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五二五六号 昭和五十三年四月二十五日受理
公衆浴場の施設確保等に関する法律の制定に関する請願

請願者 愛媛県松山市勝山町二ノ一五愛媛
県公衆浴場業環境衛生同業組合理
事長 平野儀唱
紹介議員 松垣徳太郎君

理由
公衆浴場の進むべき新たなみちを明らかにして、公衆浴場の施設確保に関する政策の目標を示すために、「公衆浴場の施設確保等に関する法律」を制定された。

最近の厚生省の行政統計によると公衆浴場の利用者のうち、今後自家風呂の設置計画を有するものは、七・三パーセントにすぎず、我が国固有の衛生施設としての公衆浴場に対する国民の期待は、今後とも非常に大なるものがある。更に従前から、国及び地方公共団体は、公衆浴場は、多数の国民の入浴施設として地域の保健衛生を確保する観点から公共性を有するといふ社会的性格を重視して、一方において入浴料金の価格を物価統制令をもつて統制を行うなど各種の規制を加えるとともに、他方においてその施設確保のための助成措置を講じてきた。しかるに、近時、経済の著しい成長発展に伴う社会生活環境の変化が公衆浴場の経済的社会的存立基盤に大きな影響を及ぼし、公衆浴場施設の確保と公衆浴場の健全な経営を著しく困難に陥れ、公衆浴場の廃業が急速に続いており、国民の保健衛生水準の維持に支障をきたす恐れが生じている。このような事態に対応して、特に公衆浴場の経済的社会的制約による不利を是正し、公衆浴場業経営の経済性が向上するよう適切な配慮を加えるとともに公衆浴場業従事者の創意工夫を尊重し、その自主的努力を助長して、それぞれの地域において当該地域住民のために公衆浴場施設の確保を図り、国民の入浴の利便を確保することは、健康にして文化的な生活を達成しようとする国民に課せられた責務であるとともに、公共の福祉を増進するものである。(資料添付)

第五二五七号 昭和五十三年四月二十五日受理
療術の制度化に関する請願(一十通)

請願者 栃木県日光市清滝新尾町五五五
ノ五ノ五八 渡辺ミヨ外十九名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二五八号 昭和五十三年四月二十五日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の

一部改正に関する請願

請願者 広島市三川町二ノ一 川野哲郎外
八十名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二七四号 昭和五十三年四月二十五日受理
ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 千葉市あやめ台一ノ一ノ三〇三
野村新市外十四名

紹介議員 種山 篤君
この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五二七九号 昭和五十三年四月二十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市栄四ノ六ノ一二 地
口浩平外九十五名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

第五二八〇号 昭和五十三年四月二十六日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市港区九番町一ノ二ノ一
佐々木真澄外千九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五二八一号 昭和五十三年四月二十六日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都立川市栄町五五四ノ二二
井上道子

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第五二八六号 昭和五十三年四月二十六日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ二二
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二八七号 昭和五十三年四月二十六日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(五通)

請願者 東京都中央区銀座八ノ三ノ一二赤
羽ビル内東京都社交業環境衛生同
業組合内 安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二八八号 昭和五十三年四月二十六日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(三通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇
兵庫県美容業環境衛生同業組合内
村尾増夫外一万二千八百九十四名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五三二〇号 昭和五十三年四月二十六日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 高知市昭和町二ノ一五 明石貞美

紹介議員 林 道君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

五月八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

理由

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条-第二条)
- 第二章 男女の差別の禁止(第三条-第五条)
- 第三章 雇用平等委員会

- 第一節 中央雇用平等委員会(第六条-第十八条)
- 第二節 地方雇用平等委員会(第十九条-第二十四条)

第四章 救済手続

- 第一節 通則(第二十五条-第二十九条)
- 第二節 初審の手続(第三十条-第三十八条)
- 第三節 再審査の手続(第三十九条-第四十一条)
- 第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続(第四十二-四十三条)

- 第五章 訴訟(第四十四-四十六条)
- 第六章 補則(第四十七-五十六条)
- 第七章 罰則(第五十七-六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを禁止するとともに、その差別的な取扱いによる権利又は利益の侵害から女子を迅速かつ適正な手続により救済するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の平等取扱いの促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 差別的取扱い 第三条、第四条又は第五条の規定に違反して女子を差別する行為をいう。
- 二 公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立て 差別的取扱いからの救済の申立てであつてその申立ての相手方当事者が国又は地方

公共団体の機関であるものをいう。
三 雇用平等委員会 第六条の中央雇用平等委員会又は第十九条の地方雇用平等委員会をいう。

- 四 使用者委員 雇用平等委員会の委員のうち、使用者を代表する委員をいう。
- 五 労働者委員 雇用平等委員会の委員のうち、労働者を代表する委員をいう。
- 六 公益委員 雇用平等委員会の委員のうち、公益を代表する委員をいう。

第二章 男女の差別の禁止

(労働条件等についての差別の禁止)
第三条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について、男子と差別してはならない。

(職業紹介等についての差別の禁止)
第四条 公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は職業指導について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

(職業訓練についての差別の禁止)
第五条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第八条に規定する職業訓練その他政令で定める職業訓練を行うものは、その行う職業訓練について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会

第六条 労働省の外局として、中央雇用平等委員会(以下「中央平等委員会」という。)を置く。
(所掌事務)
第七条 中央平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 第四章の定めるところにより、再審査の申立てがあつた事件について、審査の上、命令をし、及び差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で全国的に重要な問題に係るものについて、審査の上、命令又は勧告をする
- 二 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する重要事項について調査審議し、当該事項に關し講ずべき施策について労働大臣に建議すること。
- 三 雇用における男女の平等取扱いを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律に基づき中央平等委員会に属させられた事務を行うこと。

(建議の尊重)
第八条 労働大臣は、前条第二号の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)
第九条 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人をもつて組織する。

- 1 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各三人以上の委員は女子でなければならない。
- 2 中央平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。
- 3 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内の委員は、常勤とすることができる。
- 6 委員の任命
第十条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、所掌事務の遂行に關しすぐれた識見を有する者のうちから両議院の同意を得て、労働大臣が任命する。

ら両議院の同意を得て、労働大臣が任命する。

- 2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、労働大臣は、前項の規定にかかわらず、使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、所掌事務の遂行に關しすぐれた識見を有する者のうちから、公益委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、労働大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(欠格事項)
第十一条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期等)
第十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(失職及び罷免)
第十三条 委員が第十一条各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。

3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(会議)

第十五条 中央平等委員会は、委員長が招集する。

2 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び委員長を含む公益委員各二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 中央平等委員会の議事は、出席委員(委員長を含む)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 中央平等委員会が第十三条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第五項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(規則制定権)

第十六条 中央平等委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、雇用平等委員会が行うこの法律に規定する救済手続その他事務処理に關し必要な事項について中央雇用平等委員会規則(以下「規則」という。)を定めることができる。

(差別的取扱についての準則)

第十七条 中央平等委員会は、差別的取扱であるかどうかを判断するに必要一般的な標準

則を定めることができる。

(事務局)

第十八条 中央平等委員会の事務を処理させるため、中央平等委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

第二節 地方雇用平等委員会

(設置)

第十九条 都道府県に地方雇用平等委員会(以下「地方平等委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十条 地方平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第四章の定めるところにより、差別的取扱からの救済の申立てがあつた事件について、審査の上、命令又は勧告をすること。

二 雇用における男女の差別的な取扱に係る女子の苦情についての相談に關する事務を行うこと。

三 雇用における男女の平等取扱の促進に關する重要事項について調査審議し、当該事項に關し中央平等委員会に意見を申し出ること。

四 雇用における男女の平等取扱を促進するための啓発及び宣伝を行うこと。

五 前各号に掲げるものほか、この法律に基づき地方平等委員会に属させられた事務を行うこと。

(組織)

第二十一条 地方平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人、八人、十人又は十二人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二分の一以上の委員は女子でなければならない

い。

3 地方平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 委員長は、会務を総理し、地方平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員の定数が六人又は八人の地方平等委員会にあつてはそのうち二人以内の委員、公益委員の定数が十人の地方平等委員会にあつてはそのうち三人以内の委員、公益委員の定数が十二人の地方平等委員会にあつてはそのうち四人以内の委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第二十二条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、所掌事務の遂行に關しすぐれた識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

(準用規定)

第二十三条 第十一条から第十五条まで(第十四条第四項を除く)の規定は、地方平等委員会及びその委員について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとす

第十三条第二項	中央平等委員会により認められた	都道府県知事は認める
第十四条第三項	公益委員	地方平等委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。
第十五条第二項	各二人以上	非常勤の委員
第十五条第四項	第十三条第二項の規定による認定	の定数のそれぞれ三分の一以上の委員
		第十三条第二項の同意

(事務局)

第二十四条 地方平等委員会の事務を処理させるため、地方平等委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 第二項の職員は、地方平等委員会が任命する。

第四章 救済手続

第一節 通則

(管轄)

第二十五条 地方平等委員会は、当事者のいずれか一方の住所若しくは居所又は主たる事務所所在地がその管轄区域内にある場合におけるその当事者に係る差別的取扱からの救済の申立てについての事件又は差別的取扱が行われた地がその管轄区域内にある場合におけるその差別的取扱からの救済の申立てについての事件の処理について管轄する。

2 中央平等委員会は、規則の定めるところにより、差別的取扱からの救済の申立てがあつた

事件で、全国的に重要な問題を含むものと認められる事件については、地方平等委員会の決定又は第三十八条の勧告等の措置が行われる前に限り、自らその事件を取り扱うことができる。
(合議体)

第二十六条 雇用平等委員会による差別的取扱いからの救済の申立てに係る事件の処理は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で行う。

2 前項の合議体は、公益委員の定数の半数以上の委員長を含む公益委員が出席しなければ、同項の事件を取り扱うことができない。

3 第一項の合議体は、必要があると認めるときは、公益委員のうちから一人以上の委員を指定して、手続の一部（決定及び第三十八条の勧告等の措置を除く。）を行わせることができる。

4 第十五条第五項の規定は、第二項の合議体の定足数について準用する。
(合議)

第二十七条 前条第一項の合議体の決定その他の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、出席公益委員（委員長を含む。）の過半数の意見により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第一項の合議は、公開しない。

4 前条第一項の合議体は、第一項の合議（決定及び第三十八条の勧告等の措置をする場合における合議に限る。）に先立つて、審問の準備又は審問に参与した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聴かなければならない。ただし、出席がない委員については、この限りでない。

5 第十五条第五項の規定は、第二項の合議の議事について準用する。
(代理人及び補佐人)

第二十八条 当事者は、弁護士又は雇用平等委員会の承認を得た者を代理人とすることができ、
2 当事者又は代理人は、雇用平等委員会の承認を得て補佐人とともに出席することができる。

(迅速な処理)
第二十九条 雇用平等委員会は、申立てを受理したときは、遅滞なく審査を開始し、できる限り速やかに事件の処理を図るよう努めなければならない。

第二節 初審の手続
(申立て)

第三十条 差別的取扱いを受けた女子は、その差別的取扱いが行われた日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年以内にその差別的取扱いからの救済の申立てをすることができ、

2 前項の申立ては、申立書を管轄地方平等委員会に提出してしなければならない。

3 前項の申立書には、当事者の氏名、商号又は名称及び差別的取扱いを構成する具体的事実その他規則で定める事項を記載しなければならない。

4 第二項の申立書の様式は規則で定める。
(不適法な申立ての却下)

第三十一条 地方平等委員会は、不適法な差別的取扱いからの救済の申立て（公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。）で、その欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第三十七条第三項から第五項までの規定は、前項の決定について準用する。
(審問の準備)

第三十二条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し申立ての理由の疎明を求め、等適当な方法で争点及び証拠を整理し、審問の準備をすることができ、

2 使用者委員及び労働者委員は、審問の準備に参与することができる。
(審問)

第三十三条 地方平等委員会は、審問の期日を聞き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。
3 使用者委員及び労働者委員は、審問に参与することができる。
(審問の公開)

第三十四条 審問は、公開して行う。ただし、地方平等委員会が差別的取扱いからの救済の申立てをした女子の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあるとき、この限りでない。

(証拠調べ)
第三十五条 地方平等委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができ、

一 当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
三 事件に関係のある文書若しくは物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

四 事件に関係のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。
2 地方平等委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

3 地方平等委員会が第一項第一号又は第二号の規定により証人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

4 地方平等委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

5 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。
6 第一項第四号の規定により立入検査をする公益委員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

ばならない。
(事実の調査)
第三十六条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は地方平等委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができる。

2 地方平等委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、地方平等委員会又はその命を受けた地方平等委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 地方平等委員会は、事実の調査をしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

4 前条第六項の規定は、第二項の規定により公益委員又は地方平等委員会の事務局の職員が立入検査をする場合について準用する。
(認容の決定等)

第三十七条 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立て（公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。次項において同じ。）に理由があると認めるときは、被申立人に対し、決定で申立人を原職に復帰させなければならないこと等申立人を差別的取扱いから救済するため必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。

2 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

3 前二項の決定は、文書をもつて行い、決定書には次の各号に掲げる事項を記載し、委員長及び合議に出席した公益委員がこれに署名押印しなければならない。

一 主文
二 理由
三 当事者
四 その他規則で定める事項

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和五十三年五月九日【参議院】

4 地方平等委員会は、第一項又は第二項の決定をしたときは、その決定書の正本を当事者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の決定は、決定書の正本が当事者に送達された時に、その効力を生ずるものとする。

(勧告等の措置)

第三十八条 地方平等委員会は、公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てに理由があることを認めるときは、被申立人に対し、申立人を差別的取扱いかから救済するため必要な措置をとるべき旨を勧告するものとする。

2 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた機関の監督庁に対し、更に必要な勧告をすることができる。

3 地方平等委員会は、第一項の申立てに理由がないと認めるときは、当事者にその旨の通知をするものとする。

4 第一項の申立てが不適法なもので、その欠陥を補正することができないものと認めるときも、また前項と同様とする。この場合においては、審問を経ないことができる。

第三節 再審査の手続

(再審査の申立て)

第三十九条 地方平等委員会の決定書の正本の送達を受けた当事者は、その決定に対して、その決定書の正本の送達を受けた日から十五日以内(天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に中央平等委員会に再審査の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、再審査申立書を、初審の地方平等委員会を経由して又は直接に、中央平等委員会に提出しなければならない。

3 前項の再審査申立書には、不服の理由を記載しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第二項の再審査申立書の記載事項及び様式は、規則で定める。

(再審査の範囲) 第四十条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行ふものとする。

(再審査の決定) 第四十一条 中央平等委員会は、不適法な再審査の申立てでその欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由があることを認めるときは、地方平等委員会の決定を取り消し、自ら決定をしなければならない。ただし、再審査申立人に不利益な決定をすることができないものとする。

3 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

(初審の手続の準用) 第四十二条 第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条第三項から第五項までの規定は、再審査の手続について準用する。

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続 第四十三条 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続は、第四十三条第二項の規定に基づき中央平等委員会が自ら取り扱う事件の審査については、第三十一条から第三十八条までの規定を準用する。

第五章 訴訟

(専属管轄等) 第四十四条 中央平等委員会の決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 地方平等委員会の決定に対しては、取消しの訴えを提起することができない。

(出訴期間) 第四十五条 前条第一項の訴えは、決定書の正本の送達された日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。 (緊急命令) 第四十六条 差別的取扱いかからの救済の申立てについての事件における被申立人が第四十四条第一項の訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、中央平等委員会の申立てにより、決定で、原告に対し判決の確定に至るまで中央平等委員会の決定(その決定が再審査の申立てを棄却し、又は却下するものである場合には、その棄却又は却下の決定に係る地方平等委員会の決定)の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

第六章 補則 第六節 補則 (不利益取扱いの禁止) 第四十七条 何人も、地方平等委員会に差別的取扱いかからの救済の申立てをしたこと若しくは地方平等委員会の決定につき中央平等委員会に再審査の申立てをしたこと又は雇用平等委員会がこれらの申立てに係る審査をする場合に証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをされることができない。

(資料提出の要求等) 第四十八条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときに、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託) 第四十九条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告) 第五十条 中央平等委員会は、毎年、労働大臣を経由して国会に対し雇用平等委員会の所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(適用関係) 第五十一条 第三条の規定は、国及び地方公共団体については、適用しない。ただし、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用がある国家公務員又は地方公務員を使用する場合における国又は地方公共団体については、この限りでない。

2 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員で女子であるものに対する処分であつて差別的取扱いに該当するものについては、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

3 この法律のうち第三章及び第四章の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受けず、その差別的取扱いからの救済の機関及び手続に関しては別に法律で定める。

(苦情相談) 第五十二条 地方平等委員会は、第二十条第二号の苦情相談についての事務処理に関しては、労働組合法の適用がない国家公務員及び地方公務員である女子の苦情についての相談にも応ずるものとする。

(労働基準監督機関の職権) 第五十三条 賃金についての差別的取扱いからの救済の申立てがあつたときは、労働基準監督機関は、その申立てについての雇用平等委員会の決定が確定するまで、その差別的取扱いに関し、職権(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二百二条の規定に基づくものを除く)の行使を中止するものとする。

(送達)

第五十四条 書類の送達については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六十二条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで及び第七十七条の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第七十二条中「裁判所書

表しなければならない。

「記官」とあるのは「雇用平等委員会の事務局の職員」と、同法第七十三条中「第七十条第二項又ハ前条」とあるのは「前条」と、同法第七十七條中「裁判所」とあるのは「雇用平等委員会」と読み替えるものとする。
(不服申立ての制限)

第五十五条 第四章の規定により雇用平等委員会がした決定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
(費用)

第五十六条 第三十五条第一項第一号又は第二号(第四十二條及び第四十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定により陳述又は鑑定を命ぜられた証人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、鑑定料その他の費用を請求することができる。
第七章 罰則

第五十七条 第三十七條第一項(第四十三條において準用する場合を含む)又は第四十一條第二項の決定が確定した後においてこれに違反した者は、二年以下の禁錮若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれは併科する。
第五十八條 第十四條第一項(第二十三條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十九條 第三十五條第三項(第四十二條及び第四十三條において準用する場合を含む)の規定により宣誓した証人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。
第六十條 第四十七條の規定に違反して不利益な取扱いをした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 正当な理由がなくて第三十五條第一項第一号又は第二号(第四十二條及び第四十三條に

おいてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者
二 正当な理由がなくて第三十五條第一項第三号(第四十二條及び第四十三條において準用する場合を含む)の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者
三 正当な理由がなくて第三十五條第一項第四号(第四十二條及び第四十三條において準用する場合を含む)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 正当な理由がなくて第三十五條第三項又は第四項(第四十二條及び第四十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者
第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七條、第六十條又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三條 第四十六條の規定による裁判所の命令に違反した者は、十万円(当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円の割合で算定した金額)以下の過料に処する。
第六十四條 第三十五條第四項(第四十二條及び第四十三條において準用する場合を含む)の規定により宣誓した当事者が、虚偽の陳述をしたときは、三万円以下の過料に処する。
第六十五條 正当な理由がなくて第三十六條第二項(第四十二條及び第四十三條において準用する場合を含む)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(最初に任命される公益委員の任命についての特例)
第二条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十条第二項及び第三項の規定の例による。
(最初に任命される委員の任期)
第三条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の委員の任期は、第十二條第一項本文の規定にかかわらず、労働大臣の指定するところにより、使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方平等委員会の委員の任期は、第二十三條第一項において準用する第十二條第一項本文の規定にかかわらず、都道府県知事の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。
一 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各六人の場合 各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年
二 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各八人の場合 各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年
三 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十人の場合 各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年
四 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十二人の場合 各四人は一年、各四人は二年、各四人は三年
(地方自治法の一部改正)
第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。
第七十五條第一項中「以て」を「もつて」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等

委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第九十八條第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第九十九條第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第一百零一條中「地方労働委員会の委員」の下に「地方雇用平等委員会の委員」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第二百五條中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第八十條の五第二項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 地方雇用平等委員会

第九十九條第八項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、「且つ」を「かつ」に改め、
第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。
第二百二條の二第六項中「第四項」を「第五項」に、「基く」を「基づく」に、「通り」を「とおり」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
地方雇用平等委員会は、別に法律の定めるところにより、雇用における女子であること
を理由とする差別的取扱いに関し審査の上、命令又は勧告をすること等雇用における男女の平等取扱いを促進するために必要な事務を執行する。
(国家行政組織法の一部改正)
第五條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に改め、同表労働省の項中「公共企業体等

委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第九十八條第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第九十九條第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第一百零一條中「地方労働委員会の委員」の下に「地方雇用平等委員会の委員」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第二百五條中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第八十條の五第二項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 地方雇用平等委員会

第九十九條第八項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、「且つ」を「かつ」に改め、
第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。
第二百二條の二第六項中「第四項」を「第五項」に、「基く」を「基づく」に、「通り」を「とおり」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
地方雇用平等委員会は、別に法律の定めるところにより、雇用における女子であること
を理由とする差別的取扱いに関し審査の上、命令又は勧告をすること等雇用における男女の平等取扱いを促進するために必要な事務を執行する。
(国家行政組織法の一部改正)
第五條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に改め、同表労働省の項中「公共企業体等

委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第九十八條第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第九十九條第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第一百零一條中「地方労働委員会の委員」の下に「地方雇用平等委員会の委員」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第二百五條中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、
第八十條の五第二項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 地方雇用平等委員会

第九十九條第八項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、「且つ」を「かつ」に改め、
第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。
第二百二條の二第六項中「第四項」を「第五項」に、「基く」を「基づく」に、「通り」を「とおり」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
地方雇用平等委員会は、別に法律の定めるところにより、雇用における女子であること
を理由とする差別的取扱いに関し審査の上、命令又は勧告をすること等雇用における男女の平等取扱いを促進するために必要な事務を執行する。
(国家行政組織法の一部改正)
第五條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に改め、同表労働省の項中「公共企業体等

労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七条関係)」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 中央雇用平等委員会の組織、所掌事務及び権限は、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律(昭和五十三年法律第六十二号)(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の三の二を第十三号の三の三とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の三の二 中央雇用平等委員会の常勤の公益を代表する委員
第一条中第十九号の三の二を第十九号の三の三とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の三の二 中央雇用平等委員会の非常勤の公益を代表する委員
別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会」の常勤の公益を代表する委員を「公共企業体等労働委員会」の常勤の公益を代表する委員に改める。

(地方公務員法の一部改正) 第八十条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び公平委員会」を「公平委員会及び地方雇用平等委員会」に、「基く」を「基づく」に、「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

この法律施行に要する経費は、約二億八千九百万円の見込みである。

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(兼)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督(第二十四条・第二十五条)」を「第四章 監督(第二十四条・第二十五条)」を「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の二)第二十五条の十二」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 事業主、使用者その他の事業者が提出すべき前号に規定する書類について、その提出に関する手続を代わつてすること。

第二条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改め、第九条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「健康保険法」の下に「及び日雇労働者健康保険法」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 国民年金法及び通算年金通則法
第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会
(社会保険労務士会)
第二十五条の二 社会保険労務士は、主務大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立することができる。

2 社会保険労務士会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 社会保険労務士会は、法人とする。
4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

(社会保険労務士会の会則)
第二十五条の三 社会保険労務士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地
二 入会及び退会に関する規定
三 役員に関する規定
四 会議に関する規定
五 社会保険労務士の品位保持に関する規定
六 資産及び会計に関する規定
七 会費に関する規定
八 その他社会保険労務士会の目的を達成するために必要な規定

2 社会保険労務士会の会則の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。
(社会保険労務士会の登記)
第二十五条の四 社会保険労務士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(社会保険労務士会の役員)
第二十五条の五 社会保険労務士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、社会保険労務士会を代表し、その会務を総理する。
3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
(社会保険労務士会の報告義務)
第二十五条の六 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士が、その業務に関してこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反したと認めるときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(全国社会保険労務士会連合会)
第二十五条の七 全国社会保険労務士会は、主務大臣の認可を受けて、会則を定めて、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という)を設立することができる。

2 連合会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。
(連合会の会則)
第二十五条の八 連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第二十五条の三第一項第一号及び第二号から第七号までに掲げる事項
二 その他連合会の目的を達成するために必要な規定
(意見の申出)
第二十五条の九 連合会は、主務大臣に対し、社会保険労務士の制度の改善に関する意見又は社会保険労務士の業務を通じて得られた労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。

(社会保険労務士会に関する規定の準用)
第二十五条の十 第二十五条の二第三項及び第四項、第二十五条の三第二項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、連合会に準用する。
(行政機関への協力)

第二十五条の十一 主務大臣及びその他の行政機関は、この法律及び労働社会保険諸法令の円滑な実施を図るため、広報、調査その他必要な事項について、社会保険労務士会又は連合会に協力を求めることができる。

(社会保険労務士会及び連合会に対する監督)
第二十五条の十二 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらに対し、必要な報告を求めることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらに対し、その業務の改善について勧告することができる。

国民年金法及び通算年金通則法

国又は地方公共団体の公務員として通算年金通則法に規定する公的年金各法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者

社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者

主務大臣が、国民年金法及び通算年金通則法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

附則

1 この法律は、昭和五十三年九月一日から施行する。

2 厚生省設置法の一部改正
(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第六十二号の九を第六十二号の十とし、第六十二号の八の次に次の一号を加える。
六十二の九 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会に対し、認可その他監督を行うこと。

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の四中「第六十二号の八」の下に「第六十二号の九」を加える。

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び第二号に規定する」を「から第二号までに掲げる」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第五号中「第二十四条第一項」の下に「又は第二十五条の十二第一項」を加え、「同項」を「第二十四条第一項」に改める。

別表第二健康保険法の項の免除科目の欄中「健康保険法」の下に「及び日雇労働者健康保険法」を加え、同項の免除資格者の欄中「主務大臣が、健康保険法」の下に「及び日雇労働者健康保険法」を加える。

別表第二中日雇労働者健康保険法の項を削る。
別表第二中厚生年金保険法の項の次に次のように加える。

第四十条第十三号の六を第十三号の七とし、第十三号の三から第十三号の五までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 社会保険労務士法に基づいて、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会に対し、認可その他監督を行うこと。

(地方税法の一部改正)
4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに税理士会及び日本税理士会連合会」を「税理士会及び日本税理士会連合会並びに社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会」に改める。

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部

を次のように改正する。

別表第一一号の表中社会保険診療報酬支払

社会保険労務士会 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

別表第一一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士法

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二一号の表中社会福祉法人の項の次に次のように加える。

社会保険労務士会 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

別表第二一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士法

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万五千円」を「一万六千五百円」に、「三万円」を「三万三千円」に改める。

第五条第四項中「一万五千円」を「一万六千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「七千五百円」を「八千三百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十三年八月一日から施行する。

基金の項の次に次のように加える。

2 昭和五十三年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

昭和五十三年六月五日印刷

昭和五十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局